

令和6年度木材需要の創出・輸出力強化対策のうち

「クリーンウッド」実施支援事業のうち

専門委員会の設置・運営及び違法伐採関連情報等の提供のうち

「クリーンウッド・ナビ」のコンテンツの整備

報告書

令和7年3月

林野庁

令和6年度木材需要の創出・輸出力強化対策のうち
「クリーンウッド」実施支援事業のうち
専門委員会の設置・運営及び違法伐採関連情報等の提供のうち

「クリーンウッド・ナビ」のコンテンツの整備
報告書

目次

1)事業の目的	1
2)実施体制	2
3)実施内容	
(1) 過年度調査事業報告書の掲載	3
(2) 「クリーンウッド・ナビ」の「国別情報」の掲載内容の見直し等	3
(3) 令和7年4月1日の改正法施行に向けたページの整備	4
(4) 「クリーンウッド・ナビ」の「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」の更新	13
(5) その他	14

1)事業の目的

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（以下「クリーンウッド法」という。）が平成 29 年 5 月に施行され、国は同法第 4 条に基づき、林野庁情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を公開し、木材関連事業者が同法に基づく合法性の確認等を効率的に行うことができるよう、国別・地域別の違法伐採関連情報の提供等を行っている。

また、令和 5 年 4 月には、クリーンウッド法改正法が成立し、令和 7 年 4 月 1 日の円滑な施行に向け、改正法の周知等が必要となっている。

木材関連事業者が木材等の合法性確認等を効率的に行い、改正法の施行に向けた準備を進めるための情報提供等を行うことを目的とする。

当報告書は、本事業のうち「クリーンウッド・ナビ」のコンテンツ整備の報告である。

2)実施体制

本事業である「クリーンウッド・ナビ」のコンテンツの整備については、一般社団法人 全国林業改良普及協会（以下、全林協）が実施した。Web のコンテンツ作成など IT の知識と技術を必要とする作業は、株式会社モノスデザイン（株式会社プロズデザイン※¹）に再委託した。事業従事者は表 1 のとおりである。

表 1 事業従事者

事業従事者	所属・役職	役割分担
中山 聡	専務理事	事業監理
本永 剛士	編集制作部 担当部長	全体管理、監督
岩渕 光則	編集制作部長	業務全般のサポート・助言
仮家 晋一郎	編集制作部次長	業務全般のサポート、情報の整理編集、Web 作成依頼・確認※ ²
三石 麗	編集制作部主幹	事業費・委託費（人件費）管理
小黒 勝	総務部主幹	事業費・委託費（会計）管理サポート、経理事務、日報受取
只野 正人	編集制作部主幹	Web 作成依頼・確認の補佐
安藤 麻菜	編集制作部主任	Web 作成依頼・確認※ ² 、木材関連事業者登録一覧更新確認
吉田 憲恵	編集制作部	木材関連事業者登録確認サポート
石井 麻美	編集制作部	事業費・委託費 経理事務・管理
森本 唯	編集制作部	事業費・委託費（人件費）管理
守屋 貴史	総務部	事業費・委託費（会計）管理
丸井 みのる	編集制作部スタッフ	木材関連事業者登録一覧更新確認
-	（株）モノスデザイン※ ¹	Web のコンテンツ作成、サイト更新

※¹ 令和 6 年 10 月 1 日に（株）プロズデザインから事業譲渡を受ける。

※² 作業実施スケジュールや実施方法としては、林野庁担当者と 2 回（5、12 月）の対面打合せで事業の内容等を確認し、5 月下旬から 3 月上旬まで、メールにおいて、林野庁担当者から提供された資料及び修正指示を基に「クリーンウッド・ナビ」のコンテンツ案の調整、整備を行った。

3)実施内容

「クリーンウッド・ナビ」のコンテンツの整備

実施内容としては、「クリーンウッド・ナビ」における国別・地域別の法令や木材流通等に関する情報について、更新・拡充を行うためにコンテンツを整備した。具体的には以下（１）～（５）のとおり。

- （１） 過年度調査事業報告書の掲載
- （２） 「クリーンウッド・ナビ」の「国別情報」の掲載内容の見直し等
- （３） 令和７年４月１日の改正法施行に向けたページの整備
- （４） 「クリーンウッド・ナビ」の「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」の更新
- （５） その他

（１） 過年度調査事業報告書の掲載

林野庁木材利用課号砲伐採木材利用推進班（以下、林野庁）から提供された以下の報告書をクリーンウッド・ナビに掲載した。

- ・ 令和５年度「クリーンウッド」実施支援事業のうち合法性確認の能力強化のうち木材流通における情報伝達状況調査報告書
- ・ 令和５年度「クリーンウッド」実施支援事業のうち専門委員会の設置・運営報告書
- ・ 令和５年度「クリーンウッド」実施支援事業のうち違法伐採関連情報等の提供報告書

（２）「クリーンウッド・ナビ」の「国別情報」の掲載内容の見直し等

林野庁から提供された、令和５年度「クリーンウッド」実施支援事業のうち違法伐採関連情報等の提供（委託事業）で作成された電子データを用いて、インドネシア、中国、タイ、オーストラリアのページの情報の更新・拡充を行った（表２）。

表２ クリーンウッド・ナビへの新規作成・追加作業

国名	作業内容
インドネシア	全面更新：テキスト入力、表テーブル作成、PDF ファイルの表示設定、参照リンク設定
タイ	全面更新：テキスト入力、表テーブル作成、PDF ファイルの表示設定、参照リンク設定
中国	全面更新：テキスト入力、表テーブル作成、PDF ファイルの表示設定、参照リンク設定
オーストラリア	全面更新：テキスト入力、表テーブル作成、PDF ファイルの表示設定、参照リンク設定

(3) 令和7年4月1日の改正法施行に向けたページの整備

林野庁から提供された改正クリーンウッド法関連（令和7年4月1日施行）資料及び指示を基に、クリーンウッド・ナビのページのディレクトリ構造※3の検討を行い、新規ページの設置及び令和7年4月1日の改正法施行に伴い内容修正が生じる既存ページについて修正を行った。 ※3 Web サイトを構成するフォルダ・ファイル群の構成のこと。

新規に設置したのは、9 ページ、既存ページで修正（全面更新含む）を行ったのは、16 ページである。新規ページの設置及び既存ページの修正については、表 3 のとおりである。

なお、改正前及び改正後のディレクトリ構造については、別紙 1（改正前）、別紙 2（改正後）、HP の改正前及び改正後（修正なしは除く）の全容は、別紙 3（改正前）、別紙 4（改正後）のとおりである。

表 3 新規ページ及び既存ページで修正したページの項目

タイトル	修正内容（項目）
<修正：全面更新> TOP ページ： 合法伐採木材等に関する 情報提供ホームページ 「クリーンウッド・ナビ」	クリーンウッド・ナビのナビゲーション向上のため、ページ上部に以下のメニューバーを設置 ①クリーンウッド法の制度 ②クリーンウッドシステム ③クリーンウッド法に活用できる諸外国の情報 ④クリーンウッド法の登録制度 クリーンウッド法制度周知のため「クリーンウッド法の制度について知りたい方はこちら」の設置 ①法制度トップページ ②対象事業者・対象物品 ③事業者の役割 ・素材生産販売事業者の義務 ・木材関連事業者の義務 (第1種のみ対象、木材関連事業者の努力義務) ④お役立ち情報 ・Q&A、手引き、パンフレット、用語解説 ・地方自治体（都道府県、市町村）の方へ クリーンウッドシステムの周知、登録、利用のために「流通木材の合法性確認システム(クリーンウッドシステム)」を設置。 輸入事業者向けに諸外国の情報提供をするため「合法性の確

タイトル	修正内容（項目）
	認に活用できる諸外国の情報はこちら」を設置 ①各国における合法伐採木材等の流通・利用促進の取組（国別情報） ②合法性の確認に活用できる各国の書類、参考となる法令等 ③各国の違法伐採リスクの評価等に役立つ情報 木材関連事業者の登録制度の周知、登録のために「木材関連事業者の登録制度」を設置 ①登録制度 ②登録木材関連事業者一覧表 ③登録方法 ④登録木材関連事業者の年度報告結果・先進事例 ⑤登録木材関連事業者のロゴマークの使用について ⑥登録実施機関の登録 その他のコンテンツとして以下を設置 ①クリーンウッド法のこれまで ②旧クリーンウッド法について ③その他の情報（関連サイトの紹介） ④調査事業の成果等 ⑤About The Clean Wood Act ⑥木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン クリーンウッド・ナビ内の円滑な検索のために以下を設置 ①キーワードから知る ②クリーンウッド・ナビのサイトマップ クリーンウッド法に関する問合せに対応するため窓口「ご質問やご相談はこちら」を設置 （林野庁、経済産業省、国土交通省 3 省における各担当課の問合せ先を掲載）
<新規作成> クリーンウッド・ナビの サイトマップ	クリーンウッド・ナビ内の円滑な検索のために設置、掲載。リンクは以下のとおり ①「クリーンウッド・ナビ」トップページ

タイトル	修正内容（項目）
	②これまでの注目情報 ③クリーンウッド法の制度について ・クリーンウッド法の制度について ・クリーンウッド法に関する Q&A、手引き、パンフレット、用語解説 ・クリーンウッド法のこれまで ・旧クリーンウッド法について（令和 7 年 4 月 1 日改正前の制度） ・地方自治体（都道府県・市町村）の方へ ④木材関連事業者の登録制度 ・登録制度 ・登録方法 ・登録木材関連事業者一覧表 ・登録木材関連事業者の年度報告結果・先進事例 ・登録実施機関の登録 ・登録木材関連事業者ロゴマークの使用 ⑤情報 ・合法性確認のための手引き（フローチャート等） ・調査事業の成果等 ・その他の情報（関連サイトの紹介） ・木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（林野庁ガイドライン） ⑥クリーンウッドシステム ⑦About the Clean Wood Act ⑧お問合せ ⑨合法性の確認に活用できる諸外国の情報 ・各国における合法伐採木材等の流通・利用促進の取組（国別情報） ・各国の合法性の確認に活用できる書類 ・各国の違法伐採リスクの評価等に役立つ情報
<修正：全面更新> クリーンウッド法の制度について	現行のクリーンウッド法の内容を改正法に全面更新、以下の項目を設置 ①対象となる事業者 ・素材生産販売事業者 ・木材関連事業者

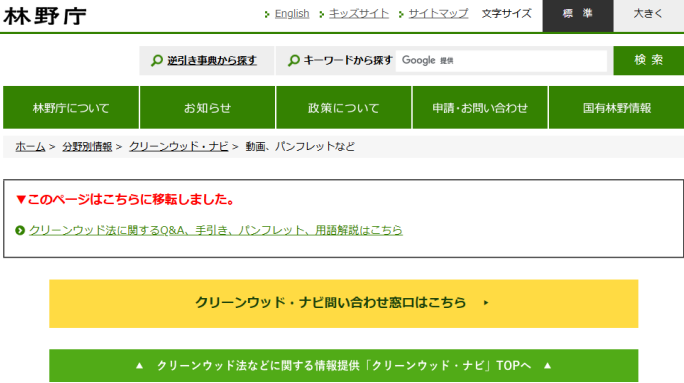
タイトル	修正内容（項目）
	②対象となる物品 ・対象物品 ・対象物品とならないもの ③対象事業者の義務・努力義務 ・素材生産販売事業者が行う義務 ・木材関連事業者が行う義務・努力義務 ・建築・建設事業者及び FIT/FIP 認定事業者の義務・努力義務 ④クリーンウッド法関係法令 ⑤参考資料 ・運用説明資料 ・Q&A ・手引き 等
<新規作成> 旧クリーンウッド法について	法改正後も改正前の情報を確認できるよう、前項の「クリーンウッド法の制度について」の現行版ページをそのまま旧版のページとして掲載。掲載内容は次のとおり ①法律等 ②基本方針 ③合法性の確認等の取組方法 ・木材関連事業の区分 ・木材等の合法性の確認方法 ④参考資料 ・旧クリーンウッド法関連（資料・動画・パンフレット）
<新規作成> クリーンウッド法のこれまで	クリーンウッド法の制定やこれまでの経緯、改正に向けた見直しなど法律における一連の流れを把握できるページを作成、掲載内容は以下のとおり ①クリーンウッド法制定及び改正の経緯 ・クリーンウッド法をめぐる経緯 ②クリーンウッド法のねらい ③法制度の見直し ・令和3・4年度における見直し ・関連資料
<修正> 令和3・4年度における合法伐採木材等の流通及	前項の見直しにかかるページ。クリーンウッド・ナビとは別枠で掲載されていたが、今回ナビ内の前項に移動。掲載内容は以下のとおり

タイトル	修正内容（項目）
び利用に係る検討会	①合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会：第1回～第9回、中間とりまとめ
＜修正＞ クリーンウッド法に関するQ&A、手引き、パンフレット、用語解説	現行ナビでは情報が散在していたため、ひとつのページ内にクリーンウッド法に関する情報を集約するために作成したページ。掲載内容は以下のとおり ①関連資料 ・運用説明資料 ・Q&A ・素材生産販売事業者向けの資料 ・木材関連事業者向けの資料 ・家具関連事業者向けの資料（経済産業省所管） ・関連制度 ・グリーン購入法関連 ③クリーンウッド法のパンフレットなど ④クリーンウッド法に関する説明会資料 ⑤用語解説
＜新規作成＞ 地方公共団体（都道府県、市町村）の方へ	地方公共団体が素材生産販売事業者になりうることや、伐採届を出しに市町村窓口を訪れる人へのCW法の周知のために設置。掲載内容は以下のとおり ①都道府県有林、市町村有林を所有している地方公共団体の義務について ②素材生産販売事業者への周知について ③木材関連事業者による合法性確認に活用可能な原材料情報（都道府県等の認証制度等）について
＜新規作成＞ 定期報告	改正クリーンウッド法により一定規模以上の第1種事業者には定期報告の義務が課されることから新規で設置。掲載内容は以下のとおり ①定期報告について ・報告内容等について ②参考：木材等の種類 ③報告様式
＜修正＞ 各国における合法伐採木材等の流通・利用促進の取組（国別情報）	以下を2024年12月時点版に更新 ①諸外国の合法伐採木材等の流通・利用促進の取組み ・米国：レイシー法 ・EU：EU木材規則（EUTR）及びEU森林減少フリー規則（EUDR）

タイトル	修正内容（項目）
	・ オーストラリア：違法伐採禁止法 ・ 中国：森林法 ・ ニュージーランド：森林法 ・ 各国の合法性の確認に活用できる書類（リンク）
＜修正＞ 原材料情報の証明書として使用できる書類：日本	・ 改正クリーンウッド法における原材料情報の証明書に修正
＜修正＞ 各国の合法性の確認に活用できる書類	・ 国の順番をサイトマップに合わせた順番に修正 ・ 南米を中南米に修正（メキシコを含むため）
＜新規作成＞ 流通木材の合法性確認システム（クリーンウッドシステム）	令和 6 年度に整備した、改正クリーンウッド法における義務・努力義務の一部をオンラインで補うことができるクリーンウッドシステムの周知及び利用のためのページを設置。掲載内容は以下のとおり ①クリーンウッドシステムとは ・ 「クリーンウッドシステムご利用の方はこちら（ログイン）」 ②マニュアルなど ③クリーンウッドシステムの概要 ④クリーンウッド法における業務フローとクリーンウッドシステムの連携 ⑤クリーンウッドシステムの各機能 ・ 事業者が利用できる機能 ・ 報告閲覧者が利用できる機能 ⑥クリーンウッドシステムへの利用者登録 ・ 流通木材の合法性確認システム（クリーンウッドシステム）利用者登録申請書 ⑦利用者登録のフロー図 ⑧クリーンウッドシステムに関する説明会資料 ⑨問合せ先について
＜修正＞ 登録木材関連事業者一覧	毎月末、登録実施機関に照会をかけ、一覧を更新。また、登録機関が 6 機関から 5 機関に変更したことにより修正を行った。 ・ 登録木材関連事業者一覧
＜修正＞	登録実施機関一覧しか掲載されていなかったため、それを補

タイトル	修正内容（項目）
登録方法	足する登録に関する情報を追加。掲載内容は以下のとおり ①クリーンウッド法における取り組むべき措置と登録要件の関係 ②登録種別 ③登録実施機関一覧 ④令和7年4月1日前後での変更点及び経過措置について ・令和7年4月1日からの変更点 ・経過措置について
＜修正＞ 登録実施機関の登録	登録実施機関の登録に関する情報しか掲載されていなかったため、登録以外にも登録実施機関がすべき必要な手続きを追加。掲載内容は以下のとおり ①登録実施機関とは ②申請の方法 ③変更の届出について ④登録の更新 ⑤登録実施事務の休廃止の届け出 ⑥様式一式 ⑦提出窓口
＜新規作成＞ 登録制度	登録制度に関する情報掲載がなかったため、新規で設置。掲載内容は以下のとおり ①木材関連事業者の登録制度について ・登録制度と登録要件について ・登録するとどうなるのか？ ・登録のメリット ②マークについて ③登録制度に関する Q&A
＜新規作成＞ 登録木材関連事業者ロゴマークの使用について	登録木材関連事業者が使用できるロゴマークを作成中のため、それを周知、利用してもらうために新規で設置。掲載内容は以下のとおり ①登録木材関連事業者ロゴマークとは？ ②ロゴデザイン（商標登録申請中） ③ロゴマークの使用にあたって（準備中）
＜修正＞ 登録木材関連事業者の年度報告・先進事例	登録木材関連事業者による年度報告を掲載していたが、見やすさを考慮しレイアウト等を修正。掲載内容は以下のとおり ①登録木材関連事業者の年度報告：平成30年度～令和5年度

タイトル	修正内容（項目）
	②登録木材関連事業者の先進事例：平成 30 年度～令和 5 年度
＜修正＞ クリーンウッド法における 合法性確認のための手 引き	改正法に併せて、手引きも修正。それらを掲載していた本ページも更新。掲載内容は以下のとおり ①クリーンウッド法における合法性の確認（デュー・デリジェンス）手引き ②フローチャート ③チェックリスト ④国産原木の合法性確認（DD）手引き
＜修正＞ リスク評価の参考になる 関連情報提供サイト	・改正クリーンウッド法における合法性の確認（デュー・デリジェンス）手引き ・情報サイト一覧表
＜修正＞ 調査事業の成果等	各年度に飛びやすいようにリンクを設置。掲載内容については以下のとおり ・これまで実施した調査：平成 27 年度～令和 5 年度報告書
＜修正＞ その他の情報（関連サイ トの紹介）	どのような趣旨で本ページがあるのか不明確だったため、ページの趣旨を追加するとともに、内容を最新のものに更新。掲載内容については以下のとおり ①森林認証・CoC 認証等 ②ワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）） ③その他の参考情報
＜新規作成＞ 木材・木材製品の合法性、 持続可能性の証明のため のガイドライン	林野庁ガイドラインは改正クリーンウッド法の証明書をして活用できるものであるが、当該ガイドラインについて説明している箇所が少なかったため新規に設置 ①木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（林野庁ガイドライン）
＜修正＞ About the Clean Wood Act	現行法の翻訳から改正クリーンウッド法の翻訳などに差替 ・Act on Promoting the Distribution and Use of Legally Harvested Wood and Wood Products（改正法翻訳） ・Outline of the Act Partially Amending the Act on Promotion of Distribution and Use of Legally Harvested Wood and Wood Products（改正法概要）
＜新規作成＞ TOP ページ以外の全ての ページ	新規ページが大幅に増えたことや「クリーンウッドシステム」のページが設置されたことから、利用率が高い可能性があるページについては閲覧者が利用しやすいように、ヘッダー部

タイトル	修正内容（項目）
	分に5つのページボタン「クリーンウッドの法制度」「お役立ち情報」「クリーンウッドシステム」「国別情報」「登録制度」を設置 
<移転設定> ・合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会 ・動画、パンフレットなど ・登録木材関連事業者一覧 ・木材関連事業者の登録（「登録方法」に変更） ・登録実施機関 ・登録木材関連事業者の年度報告・先進事例	従来のクリーンウッド・ナビにページが存在していたが、URLが変更となる左記ページについては、ページが移転したことが分かるように以下画像に修正 

（４）「クリーンウッド・ナビ」の「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」の更新

登録実施機関へ照会を行い調整の上、クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者の情報を毎月末日時点での新規・更新登録、登録抹消、登録内容の変更を確認・整理し、検索・照会ページのデータベースの更新を行った。詳細については以下のとおり。

＜具体的な作業内容＞

全林協の担当者が、登録実施機関担当者（全６機関）に、新規・更新登録、登録抹消、登録内容の変更について問合せを行い、「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」と「登録抹消事業者一覧」の Excel ファイルを更新した。これらの情報を基に、（株）モノスデザインの担当者が「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」ページの内容を修正、追加、削除した。更新された「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」Excel ファイルをもとに PDF ファイルを作成した。

＜実施期間＞

2024 年 5 月末分～2025 年 2 月末分の更新まで実施した。

＜その他＞

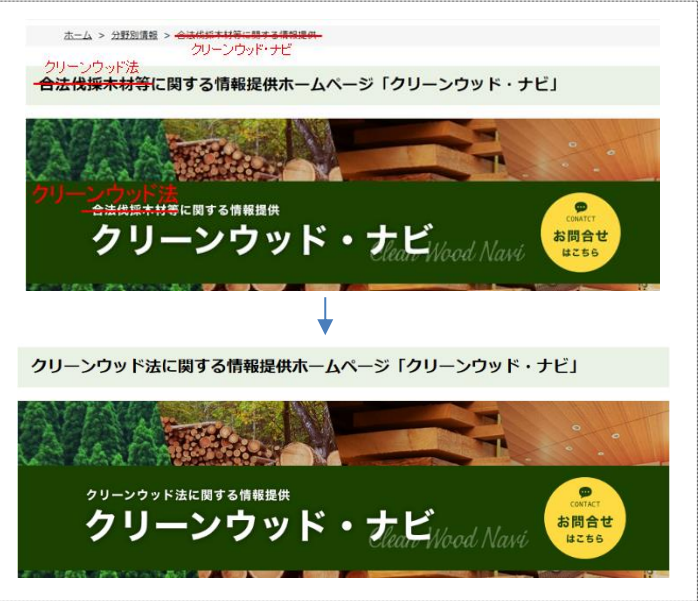
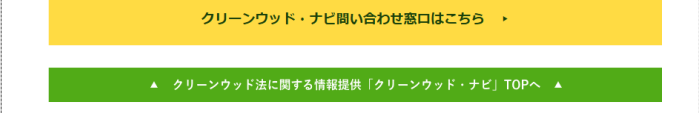
毎月１回、更新された「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」と登録実施機関の各コーポレートサイトに掲載されている「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者」の内容とを照合して整合性を図れるように確認・調整を行った。

(5) その他

その他、上記以外に実施した作業は表4とおりである。この作業は改正クリーンウッド法関連（令和7年4月1日施行）に伴う修正・更新を行う前に実施した、令和6年度中の最新資料の掲載やイベント情報の案内等である。

表4 クリーンウッド・ナビ関連のその他作業

修正・変更箇所	修正・変更内容
TOP ページ 「注目情報」の下	改正クリーンウッド法関連の情報について分かりやすいように バナーを設けた。 リンク先：「クリーンウッド法の概要ページ」の「(2)改正ク リーンウッド法関連（令和7年4月1日施行）」 
クリーンウッド・ナビ サイト下部に掲載「お 問い合わせ窓口」	「お問い合わせ窓口」のタイトル及び、「林野庁」の担当課の み掲載していた窓口を「経済産業省」「国土交通省」「林野庁」 3省の担当課の問い合わせ先へと修正・更新を行った。併せて デザインを変更した。 ご質問やご相談はこちら 法制度全般、木材に関すること 本Webページに関すること  林野庁 林政部 木材利用課 合法伐採木材利用推進班 ☎ 03-6744-2496 ✉ cleanwood@maff.go.jp 家具、紙等の物品 に関すること  経済産業省 製造産業局 生活製品課 ☎ 03-3501-1511 ✉ bzl-cleanwood@meti.go.jp 建築・建設 に関すること  国土交通省 住宅局 住宅生産課 木造住宅振興室 ☎ 03-5253-8111 ✉ hqt-cleanwood@gxb.mlit.go.jp

TOP ページの ・パンくず ・タイトル ・ページ上部のバナー ・ページ下部のバナー 等	「合法伐採木材等」の記載を「クリーンウッド法」へ修正  クリーンウッド法に関する情報提供ホームページ「クリーンウッド・ナビ」  クリーンウッド法に関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」TOPへ  クリーンウッド法に関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」TOPへ
TOP ページの注目情報	以下2つの説明会周知を掲載。(令和7年2月掲載) 左:「改正クリーンウッド法の制度説明会」 右:「流通木材の合法性確認システム(クリーンウッドシステム)説明会」 

別紙 1 ディレクトリマップ(改正前)

ディレクトリ(階層)				h1タイトル	URL	別紙3 PDF番号
第1	第2	第3	第4			
/j/riyou/goho/				合法伐採木材等に関する情報提供ホームページ「クリーンウッド・ナビ」	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html	改正前_1
				クリーンウッド法に関する情報：これまでの注目情報	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/news.html	—
				summary/		
				クリーンウッド法の概要	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/summary.html	改正前_2
kunibetu/				国別情報 （調査年は国によって異なります。）	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/index.html	改正前_3
				aus/	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/aus/info.html	—
				aut/	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/aut/info.html	—
				bra/	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/bra/info.html	—
				can/	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/can/info.html	—
				chl/	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/chl/info.html	—
				chn/	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/chn/info.html	—
				cmr/	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/cmr/info.html	—
				deu/	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/deu/info.html	—
				ecu/	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/ecu/info.html	—
				est/	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/est/info.html	—
				eu/	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/eu/info.html	—
				fin/	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/fin/info.html	—
				fji/	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/fji/info.html	—
				gab/	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/gab/info.html	—
				gbr/	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/gbr/info.html	—
				idn/	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/idn/info.html	—
				ita/	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/ita/info.html	—
				jpn/	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/jpn/info.html	改正前_4
				khm/	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/khm/info.html	—
				kor/	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/kor/info.html	—
				lva/	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/lva/info.html	—
				mex/	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/mex/info.html	—
				mmr/	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/mmr/info.html	—
				moz/	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/moz/info.html	—
				mys/	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/mys/info.html	—
				a/	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/mys/a/info.html	—
				b/	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/mys/b/info.html	—

	c/	合法伐採木材等に関する情報：マレーシア（半島部）	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/mys/c/info.html	—
	nz/	合法伐採木材等に関する情報：ニュージーランド	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/nz/info.html	—
	per/	合法伐採木材等に関する情報：ペルー	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/per/info.html	—
	phl/	合法伐採木材等に関する情報：フィリピン	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/phl/info.html	—
	png/	合法伐採木材等に関する情報：パプアニューギニア	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/png/info.html	—
	rao/	合法伐採木材等に関する情報：ラオス	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/rao/info.html	—
	rou/	合法伐採木材等に関する情報：ルーマニア	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/rou/info.html	—
	rus/	合法伐採木材等に関する情報：ロシア	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/rus/info.html	—
	slb/	合法伐採木材等に関する情報：ソロモン諸島	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/slb/info.html	—
	swe/	合法伐採木材等に関する情報：スウェーデン	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/swe/info.html	—
	tha/	合法伐採木材等に関する情報：タイ	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/tha/info.html	—
	usa/	合法伐採木材等に関する情報：アメリカ合衆国	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/usa/info.html	—
	vnm/	合法伐採木材等に関する情報：ベトナム	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/vnm/info.html	—
	zaf/	合法伐採木材等に関する情報：南アフリカ	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/zaf/info.html	—
			各国の合法性の確認に活用できる書類	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/documents.html
jissikikan/				
		クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jissikikan/jigyousha.html	改正前_5 ※登録機関名修正箇所のページのみ
		木材関連事業者の登録	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jissikikan/jigyoushatouroku.html	改正前_6
		登録実施機関	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jissikikan/jissikikan.html	改正前_7
jouhou/				
		合法性確認のためのフローチャート、チェックリスト	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/howto.html	改正前_8
		リスク評価の参考になる関連情報を提供しているサイトについて	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/links.html	改正前_9
		合法伐採木材等に関する情報：調査事業の成果等	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/results.html	改正前_10
		合法伐採木材等に関する情報：その他の情報	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/sankou.html	改正前_11
mokuteki/				
		本サイトの目的等	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/mokuteki/mokuteki.html	改正前_12
case/				
		登録木材関連事業者の年度報告・先進事例	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/case/index.html	改正前_13
bro/				
		動画、パンフレットなどのダウンロード	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/bro/brochure.html	改正前_14
english/				
		About the Clean Wood Act	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/english/english-index.html	改正前_15
madoguchi/				
		お問合せ	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/madoguchi/index.html	改正前_16

別紙2 ディレクトリマップ（改正後）

ディレクトリ(階層)				URL	h1タイトル	URL	別紙4 PDF番号
第1	第2	第3	第4	新規・修正			
/j/riyou/goho/							
				修正	クリーンウッド法に関する情報提供ホームページ「クリーンウッド・ナビ」	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html	改正後_1
				—	これまでの注目情報	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/news.html	—
				新規	クリーンウッド・ナビのサイトマップ	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/sitemap.html	改正後_2
summary/							
				修正	クリーンウッド法の制度について	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/summary.html	改正後_3
				新規	旧クリーンウッド法について	http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/old-cw.html	改正後_4
				新規	クリーンウッド法のこれまで	http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/cw-until-now.html	改正後_5
				修正	令和3・4年度における合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会	http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/210915.html	改正後_6
				修正	クリーンウッド法に関するQ&A、手引き、パンフレット、用語解説	http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/brochure.html	改正後_7
				新規	地方公共団体（都道府県、市町村）の方へ	http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/chihou.html	改正後_8
				新規	定期報告	http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/teiki.html	改正後_9
kunibetu/							
				修正	各国における合法伐採木材等の流通・利用促進の取組（国別情報）（調査年は国によって異なります。）	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/index.html	改正後_10
aus/				—	合法伐採木材等に関する情報：オーストラリア	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/aus/info.html	—
aut/				—	合法伐採木材等に関する情報：オーストリア	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/aut/info.html	—
bra/				—	合法伐採木材等に関する情報：ブラジル	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/bra/info.html	—
can/				—	合法伐採木材等に関する情報：カナダ	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/can/info.html	—
chl/				—	合法伐採木材等に関する情報：チリ	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/chl/info.html	—
chn/				—	合法伐採木材等に関する情報：中国	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/chn/info.html	—
cmr/				—	合法伐採木材等に関する情報：カメルーン	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/cmr/info.html	—
deu/				—	合法伐採木材等に関する情報：ドイツ	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/deu/info.html	—
ecu/				—	合法伐採木材等に関する情報：エクアドル	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/ecu/info.html	—
est/				—	合法伐採木材等に関する情報：エストニア	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/est/info.html	—
eu/				—	合法伐採木材等に関する情報：欧州連合（EU）	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/eu/info.html	—
fin/				—	合法伐採木材等に関する情報：フィンランド	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/fin/info.html	—
fji/				—	合法伐採木材等に関する情報：フィジー	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/fji/info.html	—
gab/				—	合法伐採木材等に関する情報：ガボン	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/gab/info.html	—

	gbr/		—	合法伐採木材等に関する情報：英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/gbr/info.html	—	
	idn/		—	合法伐採木材等に関する情報：インドネシア	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/idn/info.html	—	
	ita/		—	合法伐採木材等に関する情報：イタリア	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/ita/info.html	—	
	jpn/		修正	原材料情報の証明書として使用できる書類：日本	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/jpn/info.html	改正後_11	
	khm/		—	合法伐採木材等に関する情報：カンボジア	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/khm/info.html	—	
	kor/		—	合法伐採木材等に関する情報：韓国	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/kor/info.html	—	
	lva/		—	合法伐採木材等に関する情報：ラトビア共和国	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/lva/info.html	—	
	mex/		—	合法伐採木材等に関する情報：メキシコ	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/mex/info.html	—	
	mmr/		—	合法伐採木材等に関する情報：ミャンマー	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/mmr/info.html	—	
	moz/		—	合法伐採木材等に関する情報：モザンビーク	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/moz/info.html	—	
	mys/			—	合法伐採木材等に関する情報：マレーシア（全般）	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/mys/info.html	—
		a/	—	合法伐採木材等に関する情報：マレーシア（サバ州）	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/mys/a/info.html	—	
		b/	—	合法伐採木材等に関する情報：マレーシア（サラワク州）	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/mys/b/info.html	—	
		c/	—	合法伐採木材等に関する情報：マレーシア（半島部）	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/mys/c/info.html	—	
	nz/		—	合法伐採木材等に関する情報：ニュージーランド	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/nz/info.html	—	
	per/		—	合法伐採木材等に関する情報：ペルー	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/per/info.html	—	
	phl/		—	合法伐採木材等に関する情報：フィリピン	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/phl/info.html	—	
	png/		—	合法伐採木材等に関する情報：パプアニューギニア	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/png/info.html	—	
	rao/		—	合法伐採木材等に関する情報：ラオス	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/rao/info.html	—	
	rou/		—	合法伐採木材等に関する情報：ルーマニア	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/rou/info.html	—	
	rus/		—	合法伐採木材等に関する情報：ロシア	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/rus/info.html	—	
	slb/		—	合法伐採木材等に関する情報：ソロモン諸島	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/slb/info.html	—	
	swe/		—	合法伐採木材等に関する情報：スウェーデン	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/swe/info.html	—	
	tha/		—	合法伐採木材等に関する情報：タイ	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/tha/info.html	—	
	usa/		—	合法伐採木材等に関する情報：アメリカ合衆国	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/usa/info.html	—	
	vnm/		—	合法伐採木材等に関する情報：ベトナム	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/vnm/info.html	—	
	zaf/		—	合法伐採木材等に関する情報：南アフリカ	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/zaf/info.html	—	
			修正	各国の合法性の確認に活用できる書類	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/documents.html	改正後_12	
	clean-wood-system						
			新規	流通木材の合法性確認システム（クリーンウッドシステム）	http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/clean-wood-system/index.html	改正後_13	
	touroku/						
			修正	登録木材関連事業者一覧	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/touroku/jigyousha.html	改正後_14	

		修正	登録方法	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/touroku/jigyoushatouroku.html	改正後_15
		修正	登録実施機関の登録	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/touroku/jissikikan.html	改正後_16
		新規	登録制度	http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/touroku/seido.html	改正後_17
		新規	登録木材関連事業者ロゴマークの使用について	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/touroku/logo.html	改正後_18
		修正	登録木材関連事業者の年度報告・先進事例	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/touroku/case.html	改正後_19
	jouhou/				
		修正	クリーンウッド法における合法性確認のための手引き	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/howto.html	改正後_20
		修正	リスク評価の参考になる関連情報提供サイト	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/links.html	改正後_21
		修正	調査事業の成果等	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/results.html	改正後_22
		修正	その他の情報（関連サイトの紹介）	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/sankou.html	改正後_23
		新規	木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン	http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/guideline.html	改正後_24
	english/				
		修正	About the Clean Wood Act	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/english/english-index.html	改正後_25
	madoguchi/				
		—	お問合せ	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/madoguchi/index.html	—

—：修正なしのため添付割愛

逆引き事典から探す

キーワードから探す Google 提供

検索

林野庁について

お知らせ

政策について

申請・お問い合わせ

国有林野情報

ホーム > 分野別情報 > クリーンウッド・ナビ

クリーンウッド法に関する情報提供ホームページ「クリーンウッド・ナビ」

クリーンウッド法に関する情報提供

クリーンウッド・ナビ

CONTACT

お問合せ
はこちら

注目情報

△ 令和7年4月1日改正法施行に向けた情報はこちら

改正クリーンウッド法の制度説明会を開催します！

改正法施行前の最後の説明会です！
これまで説明会に参加されていない皆様は
是非参加をご検討ください！参加対象：業界団体や企業においてクリーンウッド法対応の中心となる方、地方公共団体の林業担当者の皆様など
日時：令和7年2月25日（水曜日）13時30分～16時30分
場所：農林水産省7F講堂 及び オンライン（teams）
2月17日（月曜日）をもって、対面・オンラインともに申込みを締め切りました。
お申し込みは、こちら からお願いいたします。（申し込みが切：2月14日（金曜日））対象参加について：本年度林野庁が主催した説明会に参加していない事業者に対し、先行受付を行います。
会社名・電話番号・メールアドレス（金曜日）まで
説明会参加申込みの方の対応参加費は2月14日（月曜日）～14日（金曜日）の期間になりますのでご注意ください。
オンライン参加に先行受付はありませ詳細な案内については以下のページをご覧ください
改正クリーンウッド法の制度説明会の開催及び参加者の募集について流通木材の合法性確認システム
（クリーンウッドシステム）説明会を開催します！

改正クリーンウッド法に対応したシステムの説明会です！

令和7年4月1日に施行される改正クリーンウッド法においては、素材生産販売事業者による原材料情報の提供、木材関連事業者による合法性確認や情報収集、伝達等が求められます。これらの作業をサポートするクリーンウッドシステムについて、概要や基本機能、動作、ユーザー登録申請方法等をお知らせする説明会を下記の通り開催いたします。

参加対象：素材生産販売事業者、木材関連事業者、業界団体、地方自治体等の皆様
日時：令和7年2月17日（月曜日）、20日（木曜日）、26日（水曜日）14：00～16：00
3日とも内容は同じです

開催方法：オンライン（teams）

お申し込みは、こちら からお願いいたします。
（申し込み切：2月7日（金曜日））

皆様のご参加をお待ちしています！

クリーンウッドシステムは無料でご利用できます！
システムの利用は任意です「運用説明資料（R6.12月版）：合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の改正について」を掲載しました。改正クリーンウッド法Q&Aを掲載しました。改正クリーンウッド法についての政令、告示等を掲載しました。「クリーンウッド法の合法性の確認に活用可能な都道府県等による認証制度一覧（令和6年12月）」を掲載しました。改正クリーンウッド法の制度説明会（第1部）（第2部）のアーカイブ動画、説明資料を掲載しました。「改正クリーンウッド法における合法性の確認（デュー・デリジェンス）手引き」を掲載しました。木材関連事業者の登録一覧を1月31日現在に更新しました。 **New!**令和5年度の登録木材関連事業者の年度報告・先進事例を更新しました。これまでの注目情報



クリーンウッド法等の制度
について知りたい方はこちら



国別情報
について知りたい方はこちら



木材関連事業者の登録
をお考えの方はこちら



登録木材関連事業者
を確認したい方はこちら

合法性の確認について知りたい方はこちら

合法性の確認等の取組方法

合法性の確認を行う手引き

合法性の確認に活用できる各国の書類、参考となる法令等

各国の違法伐採リスクの評価等に役立つ情報

🔍 キーワードを知る

法の概要と意義(PDF: 267KB)

登録実施機関

登録木材関連事業者

第一種木材関連事業

第二種木材関連事業

合法性の確認

ガイドライン

デューデリジェンス (DD)

追加的措置

木材等を譲り渡す際の方法

Q&A(PDF: 260KB)

その他のコンテンツ

本サイトの目的



その他の情報 (関連サイトの紹介)



登録木材関連事業者の年度報告・先進事例



動画、パンフレットなどのダウンロード



調査事業の成果等



English Page



ご質問やご相談はこちら

**法制度全般、木材に関すること
本Webページに関すること**




林野庁 林政部 木材利用課
合法伐採木材利用推進班

☎ **03-6744-2496**

✉ cleanwood@maff.go.jp

**家具、紙等の物品
に関すること**




経済産業省 製造産業局
生活製品課

☎ **03-3501-1511**

✉ bzl-cleanwood@meti.go.jp

**建築・建設
に関すること**




国土交通省 住宅局 住宅生産課
木造住宅振興室

☎ **03-5253-8111**

✉ hqt-cleanwood@gxb.mlit.go.jp

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS





関連リンク集

農林水産省
トップページへ

林野庁

住所：〒100-8952 東京都千代田区麹町1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）代表番号へのお電話について
法人番号：4000012080002

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

・ [サイトマップ](#) ・ [プライバシーポリシー](#) ・ [リンクについて](#) ・ [著作権](#) ・ [免責事項](#)

[逆引き事典から探す](#)
[キーワードから探す](#)
[Google 検索](#)

検索

[林野庁について](#)
[お知らせ](#)
[政策について](#)
[申請・お問い合わせ](#)
[国有林野情報](#)
[ホーム](#) > [分野別情報](#) > [クリーンウッド・ナビ](#) > [クリーンウッド法の概要](#)

クリーンウッド法の概要

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」が2017年5月20日に施行されました。

また、川上・水際の木材関連事業者に合法性確認等の義務付けを行い、違法伐採対策の取組を強化することを目的として、2023年第111回通常国会において、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、同年5月8日に公布され、令和7年4月1日から施行することとしています。

[→改正クリーンウッド法関連についてはこちら](#)

同法は、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材・その製品の流通及び利用を促進することを目的として、対象となる木材等や木材関連事業者の範囲、登録制度等を定めるとともに、木材関連事業者や国が取り組むべき措置について定めています。

1. [法律等](#)
2. [基本方針](#)
3. [合法性の確認等の取組方法](#)
4. [参考資料](#)

1. 法律等

- ① [合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 \(PDF : 0.23MB\)](#)  (平成28年法律第48号 通称「クリーンウッド法」)
平成28年（2016年）5月20日に公布され、平成29年（2017年）5月20日に施行されました。
- ② [合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則 \(PDF : 0.19MB\)](#) 
主務省（農林水産省、経済産業省及び国土交通省）が定めたクリーンウッド法の施行規則
- ③ [木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 \(PDF : 0.07MB\)](#) 
クリーンウッド法の規定に基づき、主務省（農林水産省、経済産業省及び国土交通省）が定めた木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

2. 基本方針

- ① [合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針 \(PDF : 0.13MB\)](#) 
クリーンウッド法の規定に基づき、主務省（農林水産省、経済産業省及び国土交通省）が定めた合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針

3. 合法性の確認等の取組方法

木材関連事業の区分

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則において、木材関連事業は次のとおり区分されています。

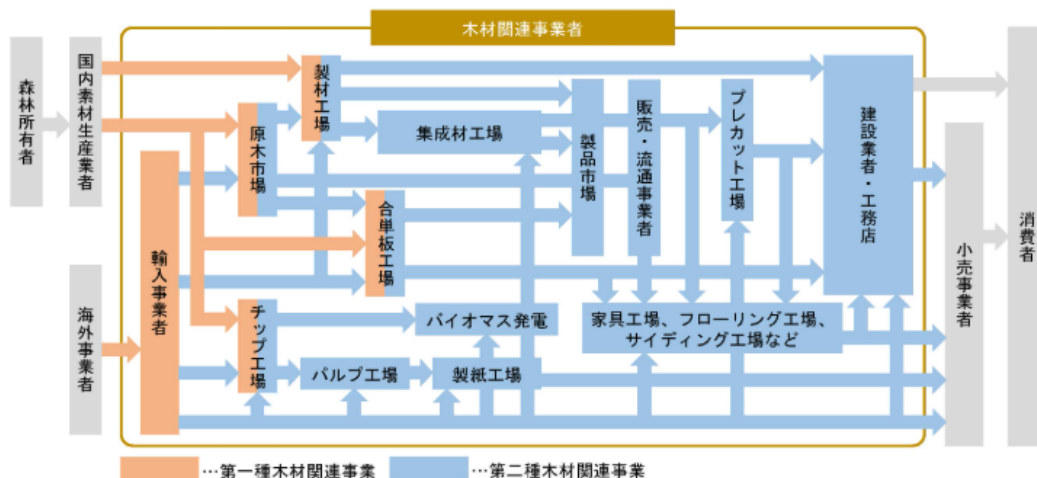
（1）第一種木材関連事業

- ① (a) 樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太を譲り受けた者が行う当該丸太の加工、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。以下同じ。）をする事業（第三者に委託して当該加工、輸出又は販売をする事業を含む。）
- ② (b) 樹木の所有者が行う当該樹木を材料とする丸太の加工又は輸出をする事業（第三者に委託して当該加工又は輸出をする事業を含む。）
- ③ (c) 樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太の販売の委託を受けた者（その者から当該丸太の販売の再委託を受けた者を含む。）が行う当該丸太を木材取引のために開設される市場において販売をする事業
- ④ (d) 木材等の輸入を行う事業

（2）第二種木材関連事業

木材関連事業者が行う事業のうち、第一種木材関連事業以外の事業

木材関連事業者の範囲【2条3項関係】



※本イメージ図は木材等の複雑な流通構造の概略を示したものである。また、木材等の輸出事業者は省略している。

木材等の合法性の確認方法

木材等の合法性の確認は、第一種木材関連事業において最初に行われ、第二種木材関連事業においては、第一種木材関連事業において合法性の確認が行われた木材等について再確認することになり、両者の合法性の確認方法は異なります。

（1）第一種木材関連事業のうち、上記（a）、（c）又は（d）における合法性の確認方法：

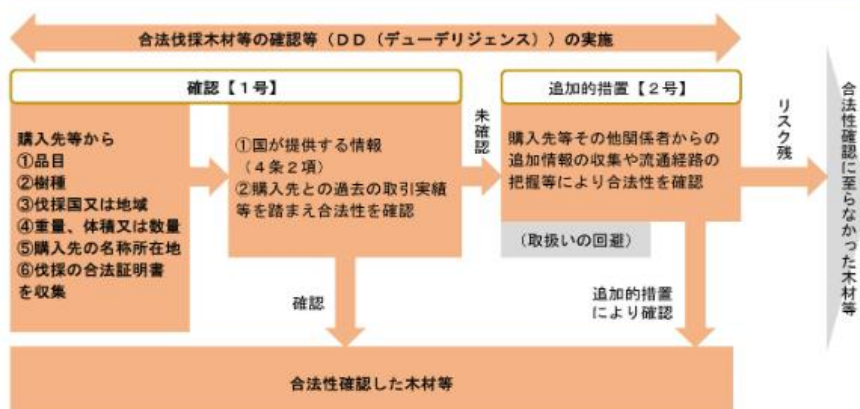
樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者に対して、下記の書類（電磁的記録を含む。以下同じ。）を提出させ、法令等情報、樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者との取引実績その他の必要な情報を踏まえて、これらの書類の内容を確認する。

- ① イ、樹木の所有者から譲り受け、若しくは販売の委託若しくは再委託を受けた丸太又は輸入した木材等についての次の事項を記載した書類
 - ① 種類及び原材料となっている樹木の樹種
 - ② 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域
 - ③ 重量、面積、体積又は数量
 - ④ 原材料となっている樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者の氏名又は名称及び住所
- ② ロ、イの丸太又は木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類

上記の方法によって合法性が確認できない場合には、次のいずれかの措置を実施する。

- ③ ハ、合法性が確認できない木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことに係る情報であって、上記 ロの書類以外のものを収集し、法令等情報、その他の必要な情報を踏まえて、当該情報の内容を確認する。
- ④ ニ、合法性が確認できない木材等を取り扱わない。

合法性確認の方法（川上・第一種木材関連事業）【6条1項関係】



(2) 第一種木材関連事業のうち、上記 (b) おける合法性の確認方法：

法令等情報、その他の必要な情報を踏まえて、次の書類の内容を確認する。

イ. 自ら所有する樹木を材料とする丸太についての次の事項を記載した書類

- ① 種類及び原材料となっている樹木の樹種
- ② 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域
- ③ 重量、面積、体積又は数量

ロ. イの樹木が我が国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類

上記の方法によって合法性が確認できない場合には、次のいずれかの措置を実施する。

- ① ハ. 合法性が確認できない木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことに係る情報であって、上記ロの書類以外のものを収集し、法令等情報、その他の必要な情報を踏まえて、当該情報の内容を確認する。
- ② ニ. 合法性が確認できない木材等を取り扱わない。

(3) 第二種木材関連事業における合法性の確認方法：

木材等を譲り受ける際に提供された次の書類、その他これに類する書類の内容を確認する。

- ① イ. 第一種木材関連事業者から木材等を譲り受ける場合には、その第一種木材関連事業者が合法性を確認できた旨を記載した、又は記録した書類
- ② ロ. 第二種木材関連事業者から木材等を譲り受ける場合には、その第二種木材関連事業者が合法性の確認を行った旨及び合法性の確認ができた旨を記載した、又は記録した書類

なお、合法性の確認が、木材関連事業者の過大な負担にならないように配慮しつつ、合法性の確認の信頼性及び簡明性を担保する一環として、木材関連事業者は、次の方法を合法性の確認に活用できることになっています。

- ① 森林認証制度及びCoC認証制度を活用する方法
- ② 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が証明する方法
- ③ 個別企業等の独自の取組により証明する方法
- ④ 都道府県等による森林や木材等の認証制度を活用する方法

(4) 木材関連事業者が木材等を譲り渡す際の方法：

木材等を譲り渡す場合（消費者に譲り渡す場合を除く。）には、次の事項を記載した書類（納品書など）を、木材等を譲り受ける者等に提供します。

- ① イ. 第一種・第二種木材関連事業者における合法性の確認を行った旨及び合法性の確認ができた場合にはその旨
- ② ロ. 本法の木材関連事業者の登録、その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資する制度に基づく登録、認証又は認定を受けている者である場合にはその旨

なお、第二種木材関連事業者における合法性の確認又は第一種木材関連事業者において追加的に実施する措置で合法性が確認できない木材等については、当該木材等を譲り渡す場合に、合法性の確認ができた旨を記載した書類を譲り渡すことはできません。

木材等を譲り渡す際に用いる書類の一例【判断基準省令第4条関係】

※下記は一例であり、合法性の確認を行った旨及び確認ができた旨については、その旨がわかるように記載されれば、その様式は問いません。（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ&A（9）1）

納品書									
株式会社〇〇〇〇 様					〇〇年〇月〇日				
					〇〇〇木材株式会社 東京都〇〇区〇〇〇1 登録木材関連事業者 登録番号〇〇-CLW-I・II-〇号				
商品名	長	厚	巾	入 数	個 数	BL 数	数 量	材 積	備考
スギ AB12345CD	〇	●	●	△	▲	□	■	◎	
上記の製品はクリーンウッド法に基づく確認を行い、 合法性が確認できたものです。（合法性が確認できなかったものです。）									

登録や認定を受けている場合は、その名称と登録番号を記載します。

（クリーンウッド法に基づく登録による登録番号の他に、森林・林業・木材産業関係団体からの認定による認定番号等も該当します。）

木材等について、その合法性の確認を行った旨及びその結果を、**全ての木材関連事業者が必ず記載**します。

納品書に記載するほか、これらの記載すべき情報の一部をカタログ等で取引先（譲り渡し先）へ提供することも想定されます。

4. 参考資料

(1) クリーンウッド法関連

- ① [合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引](#) (PDF: 0.28MB) 
木材関連事業者が合法性の確認等の取組を行うに当たって、参考となるよう本法の内容等を主務省が取りまとめた手引
- ② [合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ&A](#) (PDF: 260KB) 
木材関連事業者が合法性の確認等の取組を行うに当たって、参考となるよう主務省が取りまとめたQ&A
- ③ [「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法木材の普及に向けた家具に関するガイドライン](#) [【外部リンク】](#) 
家具関連事業者が合法性の確認等の取組を行うに当たって、参考となるよう取りまとめたガイドライン。
平成29年（2017年）5月に、経済産業省が公表しています。
- ④ [「クリーンウッド」利用推進事業のうち木材関連事業者の登録促進（建築・建設関連）関係資料集](#) (PDF: 4.21MB) 
- ⑤ [合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の概要と意義について](#) (PDF: 1.15MB) 
法律の意義と概要について、林野庁木材利用課がまとめた資料

(2) 改正クリーンウッド法関連（令和7年4月1日施行）

- ① [合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の概要](#) (PDF: 298KB) 
- ② [改正後の合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律](#) (PDF: 298KB) 
- ③ [合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令の概要](#) (PDF: 262KB) 
合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号に規定する原材料情報について、森林法（昭和26年法律第249号）の伐採造林届及び原産国政府発行の伐採証明書に代わる具体的な情報を規定するもの
- ④ [合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令](#) (PDF: 142KB)   
- ⑤ [改正後の合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律についての省令の全体像](#) (PDF: 494KB) 
- ⑥ [改正後の合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則](#) (PDF: 434KB) 
- ⑦ [改正後の木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令](#) (PDF: 155KB) 
- ⑧ [合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第三章に規定する木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令](#) (PDF: 150KB) 
- ⑨ [改正後の合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針](#) (PDF: 246KB) 
- ⑩ [合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令の規定に基づき主務大臣が指定する者を定める件（令和6年農林水産省・経済産業省告示3号）](#) (PDF: 260KB)  
- ⑪ [合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令第一条第十二号に基づき主務大臣が指定する者の指定基準等](#) (PDF: 117KB)  
- ⑫ [運用説明資料（R6.12月版）：合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の改正について](#) (PDF: 2,534KB)  
- ⑬ [改正クリーンウッド法Q&A](#) (PDF: 275KB)  
- ⑭ [改正クリーンウッド法における合法性の確認（デュー・デリジェンス）手引き](#) (PDF: 2,015KB) 
 - ・木材・木材製品の譲受け等から次の譲渡しまでのフローチャート (PDF: 161KB) 
 - ・チェックリスト
 - 1-1別紙：証明として活用できる情報の例 (PDF: 241KB) 
 - 1-2：その他の収集等を検討すべき事項 (PDF: 73KB) 
 - 2: 木材・木材製品の違法伐採リスクの確認に係る確認事項 (PDF: 137KB) 
- ⑮ [クリーンウッド法の合法性の確認に活用可能な都道府県等による認証制度一覧（令和6年12月）](#) (PDF: 88KB)  

(3) グリーン購入法関連

- ① [国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律](#) [【外部リンク】](#) （平成12年法律第100号）
通称「グリーン購入法」。同法に基づいて、政府が調達する木材・木材製品について、合法性、持続可能性が証明されたものとする措置が平成18年（2006年）4月から導入されました。
- ② [木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン](#) (PDF: 0.17MB) 
木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項等を取りまとめたガイドライン。平成18年（2006年）2月に、林野庁が公表しています。
- ③ [合法木材ナド](#) [【外部リンク】](#) 
合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品（以下、「合法木材」という。）の普及推進に関するホームページ

(4) 5年後見直しに関する資料

- ① [合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会](#)
- ② [合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）5年後見直しについて（とりまとめ）](#) (PDF: 311KB) 
- ③ [合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）5年後見直しについて](#) (PDF: 1,211KB) 
- ④ [合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案及び審議経過等について](#) 
- ⑤ [モクレボ〜林産物に関するマンスリーレポート〜「特集-1「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」の内容について」](#) (PDF: 5,425KB)
- ⑥ [林野庁情報誌「林野-RINYA-」令和5年6月号「特集-合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律を改正しました」](#)

(5)改正クリーンウッド法の説明会

令和6年度開催

開催日：令和6年10月10日（仙台市）、10月21日（熊本市）、11月12日（広島市）、11月26日（東京都）（いずれもオンライン併用）

	概要	資料	アーカイブ動画 (YouTube)
第1部説明会 (主な対象者) 自治体の林業担当者 業界団体の担当者 関係制度の認定団体 関係事業者 など	クリーンウッド法制定の背景や概要、改正法の下で事業者が実施すべき事項等、クリーンウッド法の基本について網羅的にご理解いただくためのプログラム	第1部説明会 (PDF: 2,347KB) 	https://www.youtube.com/playlist?list=PLMvyhD9xvwfnFSKcPzYikxBB6U0RsPtEx 
第2部指導者養成講座 (主な対象者) 業界団体や企業においてクリーンウッド法対応の中心となる方 制度に関する指導や説明役を担う可能性のある方 など	Q&A等、制度の運用等についてより詳しい知識を習得いただくためのプログラム	第2部指導者 養成講座(PDF : 3,224KB) 	

令和5年度開催

開催日：令和5年6月14日、23日

次第	資料等	アーカイブ動画 (YouTube)
林野庁挨拶	① 【資料】合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の改正について(PDF: 2,369KB) 	https://www.youtube.com/watch?v=S75jTygcIdI&t=1s 
概要説明	① 【参考資料】改正後のクリーンウッド法(令和5年5月8日公布済み、未施行)等(PDF: 627KB) 	https://www.youtube.com/watch?v=kzba2LakLm0&t=1s 
意見交換	① 説明会で頂いた質問と回答(PDF: 322KB) 	

クリーンウッド・ナビ問い合わせ窓口はこちら ▶

▲ クリーンウッド法に関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」TOPへ ▲

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

林野庁

林野庁について	お知らせ	政策について	申請・お問い合わせ	国有林野情報
---------	------	--------	-----------	--------

[ホーム](#) > [分野別情報](#) > [クリーンウッド・ナビ](#) > [国別情報](#)

国別情報（調査年は国によって異なります。）



諸外国の合法伐採木材等の流通・利用促進の取組み（2024年12月時点）

米国：レイシー法

[Lacey Act | Animal and Plant Health Inspection Service \(usda.gov\)](#) [「外部リンク」](#)

米国（農務省（USDA）・動物植物検疫局（APHIS））所管の違法伐採に対処する法律。野生生物保護の法律を改正し、2008年12月に施行されました。対象となる木材・木材製品を同国に輸入する企業は、伐採からサプライチェーン全体の合法性を確認する「義務的注意」（Due Care）に取組むことが求められており、違法性が証明された場合、罰則が科せられることになっています。
レイシー法に基づく植物及び植物製品の輸入申告スケジュールのフェーズ6（木製のケース、箱類など）が2021年10月1日に、フェーズ7（その他植物及び植物製品）が2024年12月1日に実施されました。

EU：EU木材規則（EUTR）及びEU森林減少フリー規則（EUDR）

[EU rules against illegal logging - European Commission \(europa.eu\)](#) [「外部リンク」](#)

EUTRは欧州連合（EU）の違法伐採木材等の取引に係る規制です。2013年3月3日に施行されました。EU圏内で生産されたもしくは同圏内に輸入された違法伐採木材・木材製品を欧州市場に流通させることを禁止し、違反した場合の罰則を設けるように加盟国に義務づけています。輸入事業者には、違法伐採木材が欧州市場に入るリスクを最小限にするための「デュー・デリジェンス」（Due Diligence）を行うことを求めており、デュー・デリジェンスの不履行の場合、違法伐採木材を取引した場合には罰則が科せられることとなっています。
2023年6月29日には、対象品目の生産が森林減少を引き起こしていないことについて証明しなければならぬとするEUDRが発効され、2024年12月の欧州委員会、欧州議会、EU理事会による適用開始1年延期の暫定合意を経て、2025年12月30日から適用開始予定（中小事業者は2026年6月30日から適用開始）となっています。

オーストラリア：違法伐採禁止法

[違法伐採禁止法](#) [「外部リンク」](#)

オーストラリアの違法伐採木材等の取引を規制する法律です。2012年11月30日に発効し、2014年11月から全面適用されました。違法伐採木材・木材製品の同国への輸入、及び同国内で違法伐採された木材の加工を禁止し、違反した場合の罰則を設けています。輸入及び加工事業者には、違法伐採木材が取引されるリスクを最小限にするための「デュー・デリジェンス」（Due Diligence）を行うことを求めています。デュー・デリジェンスの不履行の場合、違法伐採木材を輸入又は加工した場合には罰則が科せられることとなっています。
2023年4月1日の失効を前に、違法伐採禁止規則及び違法伐採禁止法の見直しがなされました。

中国：森林法

[森林法\(PDF：387KB\)](#)

2020年の森林法改正により違法伐採木材の購入、加工、輸入に対する規制を措置しました。その詳細を定める森林法実施条例の改正を検討中です。2022年7月から8月まで森林法実施条例の改正案へのパブリックコメントの募集が行われました。

ニュージーランド：森林法

[2010-RIS-Forests-Act-Amendment-Bill-2010.doc \(live.com\)](#) [「外部リンク」](#)

森林法改正による、国内産木材及び輸入木材の合法性を保証する制度の導入を予定しています。
2022年に改正森林法案が国会に提出され、2023年5月に成立しました。2027年の制度の施行に向けた作業が進められています。

▲ クリーンウッド法に関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」TOPへ ▲

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

林野庁

住所：〒100－8952 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)
法人番号：4000012080002

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

⤴
このページ
の先頭へ

逆引き事典から探す

キーワードから探す Google 提供

検索

林野庁について

お知らせ

政策について

申請・お問い合わせ

国有林野情報

ホーム > 分野別情報 > クリーンウッド・ナビ > 国別情報 > 合法伐採木材等に関する情報：日本

合法伐採木材等に関する情報：日本

日本においては、伐採する森林の種類により、森林法等の伐採に関連する法令等に基づく下表の書類を、クリーンウッド法における合法性の証明書類として活用できます。

伐採する森林の種類			書類
民有林	普通林	森林経営計画対象森林の伐採	- 森林経営計画認定書及び森林経営計画書 - 森林経営計画に係る伐採等の届出書（森林法第15条）
		森林経営計画対象森林以外の伐採	- 伐採及び伐採後の造林の届出書（森林法第10条の8） - 適合通知書（注：伐採後も森林として維持する場合）
		その他届出が不要な伐採（別途伐採根拠が森林法で定められているものを含む）	- 林地開発許可書（1ha超の林地転用に伴う伐採の場合） - 森林所有者等による独自の証明 - 伐採行為の根拠となる法令又は処分に係る書類
	保安林	全て	保安林（保安施設地区）内立木伐採許可決定通知書、保安林（保安施設地区）内択伐（間伐）届出書、保安林（保安施設地区）内緊急伐採届出書等（届出書については、受理通知書がある場合は受理通知書、ない場合は都道府県の受領印押印済の届出書）
国有林	国有林野、官行造林	全て	森林管理署等と交わした売買契約書（樹木採取区内での樹木の採取については、樹木料の確定通知）
その他	森林法以外の法令により立木伐採の制限がある森林の伐採		伐採行為の根拠となる法令又は処分に係る書類
	法令による伐採手続きが不要な伐採（2条森林の伐採）		森林所有者等による独自の証明
	森林認証材、地域材		- FSC又はSGECの森林認証を取得した森林から産出される木材：当該森林認証に係る証明書（伐採及び伐採後の造林の届出書等の国内の諸法令に基づく手続きを遵守している前提） - 都道府県や市町村が独自に行う地域材の証明制度（県産材、市産材等）により原産地証明される木材：当該地域材証明制度に基づく証明書（伐採に係る国内の諸法令に基づく手続きの遵守が担保されている前提）

注 書類は原本の写しとする。

関連情報

合法性に係る制度として下記のものがあり、クリーンウッド法の運用においてもこの仕組みを活用することができます。

- ① [木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン\(PDF：178KB\)](#) 
（平成18年2月、林野庁）

このガイドラインでは、合法性・持続可能性の説明方法として

- 森林認証制度及びCoC認証制度を活用した証明方法
- 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法
- 個別企業等の独自の取組による証明方法

が示されています。

クリーンウッド・ナビ問い合わせ窓口はこちら

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

林野庁

住所：〒100-8952 東京都千代田区麹が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）代表番号へのお電話について
法人番号：4000012080002

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

逆引き事典から探す

キーワードから探す

Google 提供

検索

林野庁について

お知らせ

政策について

申請・お問い合わせ

国有林野情報

ホーム > 分野別情報 > クリーンウッド・ナビ > 登録木材関連事業者一覧表

登録木材関連事業者一覧表

下記の登録一覧 (PDF)をダウンロードいただけます。
[木材関連事業者の登録一覧 \(2025年1月31日現在\) \(PDF : 587KB\)](#)

注：同一の事業者が、複数の部門や対象とする木材等の種類、工事現場単位、プロジェクト単位で複数の登録をしている場合があります。

注：このページはインターネットエクスプローラーには対応していません。それ以外のブラウザにてご利用をお願いします。

検索キーワードを入力ください

検索

すべて表示

登録実施機関：

- ☐ 公益財団法人日本合板検査会 ☐ 公益財団法人日本住宅・木材技術センター ☐ 一般財団法人日本ガス機器検査協会
☐ 一般社団法人日本森林技術協会 ☐ 一般財団法人建材試験センター ☐ 一般社団法人北海道林産物検査会

登録木材関連事業者の登録の区分：

- ☐ 第一種を含む ☐ 第二種を含む ☐ 第一種のみ ☐ 第二種のみ ☐ 第一種、第二種

入力された検索キーワードに一致した登録情報が表示されます。また、登録情報内で一致した文言はハイライト表示されます。
なお、複数キーワードで検索の場合はキーワードごとにスペースで区切ってください。

検索結果：696件

注：下記表「登録番号」については、「登録実施機関名 - CLW - 事業の別 登録実施機関ごとの登録番号」で構成されています。
「事業の別」は都合上アラビア数字で記載しておりますが、正しい表記はPDFに記載のとおり、ローマ数字となります。

初回登録日	登録番号	登録木材関連事業者名	住所	登録木材関連事業者の登録の区分	事業内容	部門、事業所等	木材等の種類	登録更新日
2017年11月22日	JIA - CLW - 1,2 17001	住友林業株式会社 木材建材事業本部	東京都千代田区 大手町1-3-2 経団連会館	第一種、 第二種	木材等の輸入、販売、木材を使用して建設をする事業	第1種 木材建材事業本部：東京都千代田区大手町1丁目3番2号 経団連会館 第2種 木材建材事業本部：東京都千代田区大手町1丁目3番2号 経団連会館 木材建材事業本部 東京営業部：東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト 木材建材事業本部 静岡支店：静岡県静岡市葵区御幸町11-30 エクセルワード静岡ビル 木材建材事業本部 大宮営業部：大宮府大宮市北区中之島2-2-7 中之島セントラルタワー 木材建材事業本部 中部営業部：愛知県名古屋市中区愛1-19-30 マザックアートプラザ オフィス棟 木材建材事業本部 北陸支店：石川県金沢市西条1-1-3 コンフィデンス会沢 木材建材事業本部 北海道支店：北海道札幌市中央区北2条西4-1 札幌三井JPビルディング 木材建材事業本部 東北支店：宮城県仙台市青葉区中央4-6-1 5S30 木材建材事業本部 中国支店：広島県広島市中区東白島町14-15 NTTクレド白島ビル 木材建材事業本部 岡山営業所：岡山県岡山市北区柳町1-1-1 住友生命岡山ビル 木材建材事業本部 西宮支店：南川県高松市番町1-6-8 高松観覧ビル 木材建材事業本部 九州支店：福岡県福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡 建築・不動産事業本部 建築事業部 建築部：東京都千代田区大手町1丁目3番2号 経団連会館	丸太、合板、甲板積層材、集成材、単板、交板、ひき板、角材、取納用什器、フローリング、机、椅子、木質ベレット、チップ状又は小片状の木材	2022年11月22日

林野庁

[English](#) [キッズサイト](#) [サイトマップ](#) [文字サイズ](#) [標準](#) [大きく](#)

[逆引き事典から探す](#)

[キーワードから探す](#)

検索

林野庁について

お知らせ

政策について

申請・お問い合わせ

国有林野情報

ホーム > 分野別情報 > クリーンウッド・ナビ > 木材関連事業者の登録

木材関連事業者の登録

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」に基づき、木材関連事業者であってその取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる者は「登録実施機関」による登録を受けることができます。

上記の登録を御検討されている木材関連事業者の方は、以下の登録実施機関にお問い合わせください。

登録実施機関の一覧

各登録実施機関へのリンク先に、登録申請の御案内が掲載されています。

登録実施機関名	登録実施事務の対象		登録実施事務を行う事務所の所在地	問い合わせ先（電話番号）	登録年月日
	対象事業	事業の別			
公益財団法人日本合板検査会（外部リンク）	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業	1.本部：東京都中央区東日本橋三丁目7番19号 2.北海道検査所：北海道札幌市白石区中央三条三丁目6番25号 3.東北検査所：岩手県盛岡市みたけ一丁目5番49号 4.東京検査所：埼玉県草加市谷塚二丁目11番33号 5.名古屋検査所：愛知県名古屋市中村区烏森町六丁目117番地 6.大阪検査所：大阪府大阪市住之江区平林北二丁目2番8号 7.中国検査所：島根県松江市学園一丁目9番8号	03-6810-8710	平成29年10月17日
公益財団法人日本住宅・木材技術センター（外部リンク）	第二種木材関連事業	(1)木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業（(2)に掲げる事業と密接に関わる事業に限る。） (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業	東京都江東区新砂三丁目4番地2号	03-5653-7662	平成29年10月17日
一般財団法人日本ガス機器検査協会（外部リンク）	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業	東京都港区赤坂一丁目4番地10号	03-3586-1686	平成29年10月17日

一般財団法人 日本森林技術 協会（外部リ ンク） 	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1)木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木質バイオマスを用いた発電事業 ※対象とする木材等の種類は木材とし、地域等は国産材とする。（ただし、品揃え等のため、取り扱う木材の量の過半が国産材である場合に限って南洋材及び北洋材以外の木材を取り扱う場合等は対象とする。）	東京都千代田区六番町7番地	03-3261-9111 又は 03-3261-9112	平成29年10月17日
一般財団法人 建材試験セン ター（外部リ ンク）  ※新規及び更新の登録実施事務を終了しております。	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業	東京都中央区日本橋堀留町一丁目十番十五号JL日本橋ビル	03-3808-1124	平成29年10月17日
一般財団法人 北海道林産物 検査会（外部 リンク） 	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業 （北海道内に本社を有する者が行うものに限る。）	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業	北海道札幌市中央区北四条西5丁目1番地	011-251-7830	平成30年11月27日

[クリーンウッド・ナビ問い合わせ窓口はこちら](#) ▶

▲ クリーンウッド法に関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」TOPへ ▲

公式SNS



[関連リンク集](#)

[農林水産省
トップページへ](#)

林野庁

住所：〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)
法人番号：4000012080002

[ご意見 お問い合わせ](#)

[アクセス・地図](#)

[逆引き事典から探す](#)
[キーワードから探す](#)

Google 提供

検索

林野庁について

お知らせ

政策について

申請・お問い合わせ

国有林野情報

[ホーム](#) > [分野別情報](#) > [クリーンウッド・ナビ](#) > [登録実施機関](#)

登録実施機関

登録実施機関の登録申請

「登録実施機関」としての登録申請の方法は以下をご確認ください。詳細は下記の申請窓口までお問い合わせください。

(1)申請の方法

申請要領内の登録申請書に必要な事項を記入して、添付書類と共に下記申請窓口まで直接御提出をお願いします。
なお、詳細については申請要領を御確認ください。

(2)登録申請要領

- 1.合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づく登録実施機関の登録等の申請要領
(平成29年9月主務省申合せ) ([PDF: 0.20MB](#)) 
- 2.登録実施事務規程例([PDF: 0.25MB](#)) 
- 3.登録実施事務規程例別記([PDF: 0.61MB](#)) 

(3)登録のスケジュール

登録実施機関の登録申請手続は、処理期間を1ヶ月程度と想定しています。

(4)申請窓口 〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1

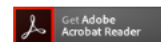
林野庁林政部木材利用課 合法伐採木材利用推進班

- ② [登録実施機関の一覧はこちらです。](#)

クリーンウッド・ナビ問い合わせ窓口はこちら ▶

▲ クリーンウッド法に関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」TOPへ ▲

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



関連リンク集

[農林水産省
トップページへ](#)

林野庁

住所：〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)
法人番号：4000012080002

[ご意見・お問い合わせ](#)
[アクセス・地図](#)

林野庁

林野庁について	お知らせ	政策について	申請・お問い合わせ	国有林野情報
---------	------	--------	-----------	--------

[ホーム](#) > [分野別情報](#) > [クリーンウッド・ナビ](#) > [合法性確認のためのフローチャート等](#)

合法性確認のためのフローチャート等

現行法におけるクリーンウッド法の合法性確認は、大きく次の3つの手順からなります。

- 手順1：書類の収集
- 手順2：違法伐採リスク評価
- 手順3：リスク緩和措置

林野庁が実施した下記の調査の報告書の「巻末資料1」のp19に、この3つの手順を示した「クリーンウッド法における合法性確認のフローチャート」が掲載されています。

活用にあたっては、同「巻末資料1」のp16からの「3 合法性確認等の全体像」を参照してください。

なお、令和7（2025）年4月から施行される改正クリーンウッド法で活用できるフローチャート等は[こちら](#)に掲載しています。

フローチャート

クリーンウッド法における合法性確認手順フローチャート

手順1:書類の収集

以下の情報が記載された書類や補足情報を収集（調達先に対し提供を求める事項を[チェックリスト1](#)に例示）

- ア 木材の種類（品目）
- イ 原材料となっている樹木の樹種
- ウ 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域
- エ 産量、産地、体積又は数量
- オ 原材料となっている樹木の所有者又は我が国に木材を輸出する者の氏名又は名称及び住所
- カ 原材料となっている樹木が我が国又は我が国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類
- キ（任意） 調達した木材等や調達先に関する補足情報

手順2:書類の確認【リスク評価】

(1)書類の確認
チェックリスト1を活用し、収集した手順1のア〜カの書類（全て揃わなくてもよい）、補足情報を確認

(2)リスク評価（確認事項を[チェックリスト2](#)に例示）
チェックリスト2を活用し、手順1のア〜カの書類、国が提供する情報（クリーンウッド・ナビに掲載）、取引実績及び補足情報等について、以下の観点から、取り扱う木材等の違法伐採リスクを評価

1. 総論
2. 原産国となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類や情報
3. 調達先に関する情報
4. 樹木が伐採された国又は地域
5. 原材料となっている樹木の樹種

リスクは無視できるレベルと評価

リスクは無視できないレベルと評価

手順3:リスク緩和措置

追加の情報収集・リスク再評価

取扱い回避

(1)特定したリスクに関連する情報収集を実施
（追加的な情報収集に係る事項を[チェックリスト3](#)に例示）

(2)リスク再評価
追加的に収集した情報に基づき、違法伐採リスクを再評価

リスクは無視できるレベルと評価

リスクは無視できないレベルと評価

合法性が確認できたと判断

合法性が確認できなかったと判断

記録の保存、販売先への書類提供

チェックリスト

フローチャートにあるチェックリスト1〜3は次のページに掲載されています。

チェックリスト1：巻末資料 P28

[【PDF \(488KB\)】](#)

[【Excel \(16KB\)】](#)

チェックリスト2：巻末資料 P37

[【PDF \(495KB\)】](#)

[【Excel \(17KB\)】](#)

チェックリスト3：巻末資料 P41

[【PDF \(486KB\)】](#)

[【Excel \(15KB\)】](#)

[フローチャート【PDF \(767KB\)】](#)

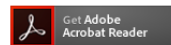
(報告書)

令和3年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用促進事業のうち生産国リスク情報活用に向けた調査報告書上巻（合法性確認の手引きの作成等）巻末資料1令和5年3月林野庁 (PDF：2.3MB) 

クリーンウッド・ナビ問い合わせ窓口はこちら ▶

▲ クリーンウッド法に関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」TOPへ ▲

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

林野庁

住所：〒100-8952 東京都千代田区森が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）代表番号へのお電話について
法人番号：4000012080002

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

逆引き事典から探す

キーワードから探す

Google 提供

検索

林野庁について

お知らせ

政策について

申請・お問い合わせ

国有林野情報

ホーム > 分野別情報 > クリーンウッド・ナビ > リスク評価の参考になる関連情報提供サイト

リスク評価の参考になる関連情報提供サイト

下記の報告書の「巻末資料2」に、リスク評価の参考になる関連情報を提供しているサイトがリスト化されています。

このリストでは、リスク評価のために確認したい事項（情報）が、どのサイトに掲載されているか示されています。

			情報提供サイト【外部リンク】									
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
チェックリスト	項目	確認したい事項	ディンバーレックス	森林カバナンスと食生活	ソーシング・ハブ	木のリスク評価プラットフォーム	違法森林減少と関連取引リンク	オープン・デインバ・ポータル	グローバル・フォレスト・ウォッチ	腐敗認識指数	EDON絶滅危惧種レッドリスト	フェアウッド・パートナーズ
2	2(1)	調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類の取得の有無	○	○	○	○		○				
	2(5)	調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係			○							
	4(1)a	伐採国の汚職・腐敗が行われている可能性					○			○		
	4(1)b	違法伐採対策に関する法令の整備状況	○	○	○							
	4(2)	伐採国又は地域における、違法伐採や違法行為等の有無		○	○	○	○					○
	5(3)a	当該の樹種が、記載された伐採国又は地域に分布するものかどうか				○	○				○	
	5(3)b	伐採国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種が含まれていないか	○		○	○	○					
	5(6)	伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種が含まれていないか		○	○		○					○
3	3(1)	伐採地に関するヒアリングや訪問調査の結果			○							
	3(2)	伐採地の衛星データ						○	○			

（報告書）

令和3年度 林野庁委託事業「クリーンウッド」利用促進事業のうち生産国リスク情報活用に向けた調査報告書 上巻（合法性確認の手引きの作成等）巻末資料2 令和5年3月 林野庁 (PDF：1.0MB) 

クリーンウッド・ナビ問い合わせ窓口はこちら →

▲ クリーンウッド法に関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」TOPへ ▲

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

林野庁

住所：〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）代表番号へのお電話について
法人番号：4000012080002

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[逆引き事典から探す](#)
[キーワードから探す](#)
[Google 検索](#)

検索

[林野庁について](#)
[お知らせ](#)
[政策について](#)
[申請・お問い合わせ](#)
[国有林野情報](#)
[ホーム](#) > [分野別情報](#) > [クリーンウッド・ナビ](#) > クリーンウッド法に関する情報：調査事業の成果等

クリーンウッド法に関する情報：調査事業の成果等

[平成27年度](#)
[平成28年度](#)
[平成29年度](#)
[平成30年度](#)
[令和元年度](#)
[令和2年度](#)
[令和3年度](#)
[令和4年度](#)
[令和5年度](#)

令和5（2023）年度に実施した調査

① 木材流通における情報伝達状況調査報告書(PDF：2,081KB)

合法性確認に関する情報伝達が、木材取引の中でどのように実施されているか事業者を対象に調査しました。

② 違法伐採関連情報等の提供（生産国における情報調査）報告書(PDF：7,512KB)

木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、木材流通や関連法令に変化があった国・地域や我が国への輸入量が多い国・地域、違法伐採問題に関して重要な国・地域から、インドネシア、中国及びタイの3か国を選定し、調査しました。

分割版

1. 事業概要(PDF：575KB) 

2. インドネシア(PDF：2,605KB) 

3. 中国(PDF：1,711KB) 

4. タイ(PDF：4,196KB) 

（別冊資料）違法伐採関連情報等の提供（生産国における情報調査）報告書(PDF：6,490KB) 

インドネシア共和国環境林業省 環境林業大臣通達「Standar dan Pedoman Pelaksanaan Sistem Verifikasi Legalitas dan Kelestarian.」（合法性及び持続可能性の認証システム実施に係る基準及びガイドライン）の仮訳を掲載しています。

③ 専門委員会の設置・運営報告書(PDF：18,239KB)

クリーンウッド法に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用を促進し、合法性確認の実効性の向上を図るため、合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会を設置しました。

令和4（2022）年度に実施した調査

① クリーンウッド法定着実態調査事業報告書(PDF：12,761KB)

クリーンウッド法の施行後、国産材の合法性に関して、国産材素材の調達、流通、加工を行う木材関連事業者（特に原木市場）、及び木材関連事業者が国産材素材を供給する素材生産事業者等を対象としたアンケート調査を実施しました。

② 生産国リスク情報活用に向けた調査・上巻（合法性確認の手引きの作成等）(PDF：24,958KB)

クリーンウッド法において木材関連事業者がリスクに基づき実施する合法性確認（デュー・デリジェンス）の手引きの作成、及びリスク評価に活用可能な統計情報やNGO等の調査結果のリスト化を実施しました。

分割版

本編(PDF：1,041KB) 

（巻末資料1）クリーンウッド法における合法性確認（デュー・デリジェンス）手引き(PDF：2,356KB) 

（巻末資料2）リスク評価関連情報提供サイトのリスト(PDF：1,038KB) 

（巻末資料3）合法性確認の仮想事例.pdf(PDF：23,383KB) 

（巻末資料4）事業者向け報告会の発表資料(PDF：5,718KB) 

③ 生産国リスク情報活用に向けた調査・下巻（先進事例調査）(PDF：2,060KB)

違法伐採対策の関連法令が整備されている国・地域の違法伐採リスク低減にかかる先進事例の情報を調査しました。調査対象国は、アメリカ、オーストラリア、EU、英国、ドイツであり、これらの国・地域は過年度に調査済みであったことから、過去の調査結果を踏まえ、追加的内容の調査を実施しました。

分割版

1. 事業概要(PDF：1,101KB) 

2. アメリカ(PDF：1,283KB) 

3. オーストラリア(PDF：1,326KB) 

4. 欧州連合（EU）(PDF：1,149KB) 

5. ドイツ(PDF：701KB) 

6. 英国(PDF：1,308KB) 

付属資料(PDF：1,167KB) 

④ 違法伐採関連情報の提供（生産国における情報調査）(PDF：20,309KB)

木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、木材流通や関連法令に変化があった国・地域や我が国への輸入量が多い国・地域、違法伐採問題に関して重要な国・地域から、カナダ（ブリティッシュ・コロンビア州）とオーストリアの2か国を選定し、調査しました。

分割版

1. 事業概要(PDF：851KB) 
2. カナダ(PDF：13,116KB) 
3. オーストリア(PDF：7,633KB) 
4. 関係法仮訳 (PDF：627KB) 

⑤ 流通木材の合法性確認システム構築事業報告書(PDF：14,979KB)

デジタル技術を活用し、流通過程で木材の合法性を効率的に確認、伝達するための仕組み（合法性確認システム）の具体的なシステム案を作成しました。

令和3（2021）年度に実施した調査

① クリーンウッド法定着実態調査報告書(PDF：4,797KB)

（関連資料）合法性が確認できたとする第一種木材関連事業者(PDF：152KB) 

クリーンウッド法に基づく木材の合法性の確認等の取組について、定着状況を調査しました。令和3年度では素材生産事業者へのアンケート調査、木材関連事業者へのアンケート調査、建築建設事業者へのヒアリング調査を実施しました。

② デジタル技術を活用した合法性確認推進事業報告書(PDF：4,388KB) （添付資料(PDF：28.0MB)

デジタル技術を活用し、流通過程で木材の合法性を効率的に確認するための仕組み（合法性確認システム）の具体的な検討を行いました。

③ 違法伐採関連情報の提供（生産国における現地情報調査）(PDF：6,253KB)

木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、木材流通や関連法令に大きな変化があった国のうちベトナム、インドネシア、マレーシアの3か国を選定し、調査しました。

分割版

1. 事業概要(PDF：1,170KB) 
2. ベトナム(PDF：1,544KB) 
3. インドネシア(PDF：2,402KB) 
4. マレーシア(PDF：3,416KB) 

令和2（2020）年度に実施した調査

① クリーンウッド法定着実態調査報告書(PDF：1,692KB)

クリーンウッド法に基づく登録制度に登録していない木材関連事業者を対象者として、合法性の確認やその情報の管理、譲り渡しの際の手続き等の実施状況を調査しました。

② 海外情報収集事業報告書(PDF：29,994KB)

（生産国の現地情報収集について）

木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、近年、中国やベトナムから日本への製品輸入が増加している状況から、これらの国々に原料となる丸太等の木材を輸出していると思われるアフリカのカメルーン、ガボン、モザンビークの3か国を調査しました。

（先進事例の収集について）

違法伐採対策の関連法令が整備されている国のリスク低減に係る先進事例を調査しました。調査対象国は、改正レイシー法を持つアメリカ、違法伐採禁止法を持つオーストラリア、そしてニュージーランドの3か国を調査しました。

分割版

1. 事業概要(PDF：1,841KB) 
 2. カメルーン(PDF：2,596KB) 
 3. ガボン(PDF：3,610KB) 
 4. モザンビーク(PDF：8,076KB) 
 5. アメリカ(PDF：4,705KB) 
 6. ニュージーランド(PDF：3,532KB) 
 7. オーストラリア(PDF：4,447KB) 
- 添付資料(PDF：11,112KB) 

令和元（2019）年度に実施した調査

① クリーンウッド法定着実態調査事業報告書(PDF : 3,750KB)

木材関連事業者におけるクリーンウッドの認知度及び木材関連事業者による合法性確認の実施の定着状況等を調査しました。

② 追加的措置の先進事例収集事業報告書(PDF : 10,200KB)

クリーンウッド法に基づき、木材関連事業者が合法性の確認を行うにあたり、追加的な情報収集が必要となる場合があることから、木材関連事業者が効率的に追加的な情報収集ができるように、違法伐採対策に関する法制度がある国でのリスク低減に係る先進事例の情報の収集を実施しました。

分割版

1. 事業概要(PDF : 1,382KB) 

2. EU木材規則(PDF : 1,441KB) 

3. ドイツ(PDF : 2,910KB) 

4. イギリス(PDF : 2,590KB) 

5. オランダ(PDF : 2,115KB) 

6. フィンランド(PDF : 3,422KB) 

7. スウェーデン(PDF : 2,571KB) 

8. EU木材規則仮訳(PDF : 1,403KB) 

9. 巻末資料(PDF : 4,026KB) 

③ 生産国の現地情報収集事業（大洋州地域等）(PDF : 24,830KB)

木材等の合法性確認等の取組を実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集しました。調査対象国は、パプアニューギニア、ソロモン諸島、ロシア、ベトナム、中国の計5か国で、各国における木材流通状況、関連法令・許認可制度、その他参考情報等を収集しました。

分割版

1. 事業概要(PDF : 1,430KB) 

2. パプアニューギニア(PDF : 2,695KB) 

3. ソロモン諸島(PDF : 3,579KB) 

4. ロシア連邦(PDF : 3,270KB) 

5. ベトナム(PDF : 3,042KB) 

6. 中国(PDF : 3,296KB) 

巻末資料(PDF : 8,510KB) 

平成30（2018）年度に実施した調査

① 生産国情報収集事業報告書（欧州地域等）(PDF : 17,235KB)

木材関連事業者が効率的に木材等の合法性確認等の取組を実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集しました。調査対象国は、ルーマニア、イタリア、エストニア、ラトビア、フィジー、南アフリカと、文献調査のみのフィンランド及びスウェーデンの計8か国であり、各国において木材流通状況、関連法令・許認可制度、その他参考情報等の収集を実施しました。

分割版

1. 事業概要(PDF : 885KB) 

2. ルーマニア(PDF : 1,811KB) 

3. エストニア(PDF : 3,627KB) 

4. ラトビア(PDF : 2,919KB) 

5. イタリア(PDF : 1,150KB) 

6. 南アフリカ(PDF : 2,448KB) 

7. フィジー(PDF : 1,957KB) 

8. フィンランド(PDF : 2,387KB) 

9. スウェーデン(PDF : 767KB) 

② 生産国情報収集事業報告書（熱帯地域） 本編報告書(PDF : 24,628KB)

木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、熱帯地域の生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集しました。フィリピン、タイ、ブラジル、エクアドル、ラオスの計5か国を調査しました。

分割版

1. 事業概要(PDF : 543KB) 

2. フィリピン(PDF : 9,439KB) 

3. タイ(PDF : 4,007KB) 

4. ブラジル(PDF : 1,967KB) 

5. エクアドル(PDF : 1,588KB) 

6. ラオス(PDF : 3,159KB) 

7. 国内調査、調査委員会、事業者向け報告会(PDF : 6,441KB) 

別冊（英語）(PDF : 19,322KB)

上記のフィリピン、タイ、ブラジル、エクアドル、ラオスの調査にあたっては、各国の林業、木材産業に精通したコンサルタントに調査を依頼、その際提出された各国報告書（英語）を別冊として掲載します。

分割版

1. フィリピン(PDF : 9,903KB) 

2. タイ(PDF : 4,156KB) 

3. ブラジル(PDF : 1,857KB) 

4. エクアドル(PDF : 1,696KB) 

5. ラオス(PDF : 2,254KB) 

平成29（2017）年度に実施した調査

① 生産国情報収集事業報告書(PDF: 17,060KB)

生産国における現地情報の収集を実施しました。マレーシア、インドネシア、ベトナム、中国、ペルー及びメキシコの6か国を調査し、各国の木材流通状況、関連法令・許認可制度、その他参考情報等を収集しました。

分割版

1. 事業概要(PDF: 729KB) 

2. マレーシア(PDF: 13,776KB) 

3. インドネシア(PDF: 1,006KB) 

4. ベトナム(PDF: 1,301KB) 

5. 中国(PDF: 1,470KB) 

6. ペルー(PDF: 1,290KB) 

7. メキシコ(PDF: 1,000KB) 

8. Web上への既往情報の整理(PDF: 413KB) 

平成28（2016）年度に実施した調査

① 違法伐採対策取組強化事業総括報告書.pdf(PDF: 20,823KB)

我が国への木材・木材製品の輸出国である中国の違法伐採対策の現状を調査しました。また、認定合法木材供給事業者の合法性証明の取組現状及び課題についてアンケート調査を実施しました。

分割版

本編(PDF: 906KB) 

（巻末資料1）中国における木材、木材製品の合法性証明の確立に関する動向調査報告書（日本語版）(PDF: 4,101KB) 

（巻末資料2）中国における木材、木材製品の合法性証明の確立に関する動向調査報告書（英語版）(PDF: 3,257KB) 

（巻末資料3）付属資料（関連法令、規則、政策文書、基準、ガイドライン）(PDF: 12,561KB) 

② 違法伐採対策・合法木材普及推進事業総括報告書(PDF: 7,936KB)

民間企業・一般消費者等に対して違法伐採対策の重要性や合法木材の普及、合法木材の取組強化を実施しました。

平成27（2015）年度に実施した調査

① 違法伐採現地情報収集等事業報告書（要旨・序編）(PDF: 989KB)

違法伐採に係る木材流通実態・事業者動向の現地情報の収集により、輸入業者が木材の取引において違法伐採木材を回避するための情報を収集しました。また、国内の事業者が取扱う木材の合法性リスクの評価に係る取組動向を調査しました。

② 違法伐採対策・合法木材普及推進事業総括報告書(PDF: 28,524KB)

民間企業・一般消費者等に対して違法伐採対策の重要性や合法木材の普及、合法木材の取組強化を実施しました。

③ 「合法木材」の供給事業者に対する第三者による抽出調査報告書(PDF: 16,886KB)

日本国内において、合法的に伐採された木材の供給体制の強化、利用拡大、需要喚起を図るため、国産材を中心とする「合法木材」の制度（主に分別管理と帳簿管理）の実施状況、合法木材の需要の状況等を調査しました。

クリーンウッド・ナビ問い合わせ窓口はこちら ▶

▲ クリーンウッド法に関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」TOPへ ▲

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

林野庁

住所：〒100-8952 東京都千代田区麹町1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）代表番号へのお電話について
法人番号：4000012080002

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[逆引き事典から探す](#)
[キーワードから探す](#)
[Google 提供](#)
[検索](#)
[林野庁について](#)
[お知らせ](#)
[政策について](#)
[申請・お問い合わせ](#)
[国有林野情報](#)
[ホーム](#) > [分野別情報](#) > [クリーンウッド・ナビ](#) > [クリーンウッド法に関する情報：その他の情報](#)

クリーンウッド法に関する情報：その他の情報

- [ワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES））](#)
- [森林認証・CoC認証等](#)
- [その他の参考情報](#)

ワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES））

ワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES: Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora））は、野生動植物の特定の種が過度に国際取引に利用されることのないよう、これらの種を保護することを目的とした条約です。絶滅のおそれがあり保護が必要と考えられる野生動植物を附属書I、B、Cに分類し、附属書に掲載された種について、それぞれの必要性に応じて国際取引の規制を行うこととしています。

	附属書I	附属書B、	附属書C、
掲載基準	絶滅のおそれのある種で取引による影響を受けている又は受けるおそれのあるもの	現在は必ずしも絶滅のおそれはないが、取引を規制しなければ絶滅のおそれのあるもの	締約国が自国内の保護のため、他の締約国・地域の協力を必要とするもの
国際取引の規制内容	● 商業目的取引は禁止 ● 学術研究を目的とした取引は可能 ● 輸出国・輸入国双方の許可書が必要	● 商業目的の取引は可能 ● 輸出国政府の発行する輸出許可書が必要	● 商業目的の取引は可能 ● 輸出国政府の発行する輸出許可書又は原産地証明書等が必要

また、ワシントン条約の下での決議や決定に基づき、常設委員会から特定の締約国に対して取引停止勧告が発出される場合があります。この場合、[条約事務局から通知（外部リンク）](#) [PDF](#) がなされ、該当する締約国及び対象種については、国際取引を停止するよう勧告されています。

ワシントン条約や附属書掲載種の輸出入手続き等の詳細は、下記よりご覧になれます。

- [経済産業省ホームページ（外部リンク）](#) [PDF](#)
- [附属書に掲載されている植物種のリスト（外部リンク）](#) [PDF](#)（リンク先ページの「条約文書」のうち、「ワシントン条約附属書（植物界）」をご覧ください。）

森林認証・CoC認証等

森林認証プログラムには、FM認証とCoC認証があります。FM認証は森林管理（FM：Forest Management）を認証するものであり、CoC認証は、FM認証された森林からの木材・木材製品の製造・加工流通過程（CoC：Chain of Custody）を認証するものです。これらの認証は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針において、木材等の合法性の確認方法として、活用することが認められています。しかしながら、単にFM認証やCoC認証の認証書の写しのみでは、合法性証明書類として不十分であり、具体的には、次のような方法が合法性を証明する方法として考えられます。

1. 船積の都度、船積書類に、当該木材がCoC認証材である旨を記載する方法
2. 個々の当該木材に、CoC認証材である旨の記載やロゴが明記されたラベルやタグを付ける方法

森林認証プログラムには、次のようなものがあります。

● [FSC®森林認証（外部リンク）](#) [PDF](#)

FSC®（Forest Stewardship Council®（森林管理協議会））は、非営利の国際会員制組織であり、1993年10月にカナダで26カ国130人の代表者によって創設されました。FSC認証の基準や方針はFSC国際本部（ボンノドイツ）によって策定され、FSCに認定された認証機関がその基準等に基づいて世界各国における審査・認証を行っています。

● [PEFC™森林認証プログラム（外部リンク）](#) [PDF](#)

PEFC™（Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes™）は、非営利のNGO組織（PEFC評議会）が実施する森林認証プログラムです。PEFC評議会は1999年にパリで11カ国の代表者によって設立され、本部をスイスのジュネーブに設置されています。PEFCでは、世界各国がそれぞれの事情を考慮し策定した森林管理基準を、国際基準に適合させる相互承認システムを採用しています。

① [SGEC国際森林認証制度〔外部リンク〕](#)

SGEC『緑の循環』認証会議（Sustainable Green Ecosystem Council）は2003年6月3日に発足し、同認証制度を日本の林業・木材産業界、学会、経済界、環境NPO等の参加のもとで創設しました。同認証制度は、我が国に相応しい国内の森林認証制度として開始されましたが、国際森林認証制度と比較検証を行って制度及び規格を抜本的に改正し、2014年7月にPEFCに加盟、2015年6月3日にPEFC国際認証制度との相互承認が認められました。

また、森林認証プログラム以外でも、SGSの合法木材証明システム（VLTP：Validation of Legal Timber Programme）によるCoC認証を取得した輸出事業者が、船積の都度に、船積書類に当該木材が同システムのCoC認証材である旨を明記する方法も、合法性を証明する方法として考えられます。

② [SGSの合法木材証明システム（VLTP：Validation of Legal Timber Programme）〔外部リンク〕](#)

SGS（Société Générale de Surveillance SA）は、ジュネーブ／スイスに本社がある検査、検証、試験及び認証サービスを提供する民間企業であり、貿易商品等の数量・品質等の管理、各国もしくは国際的な規格や規制等に対する適合性の認証等を行っています。SGSの認証を受けた製品は、SGSの認証マークを付けることができます。合法木材証明システム（VLTP：Validation of Legal Timber Programme）は、同社の世界森林監視プログラムの1つであり、当該木材の合法性と持続可能性を証明しています。

その他の参考情報

③ [JICA-JAXA 熱帯林早期警戒システム（JJ-FAST）〔外部リンク〕](#)

熱帯林における森林減少データの閲覧を行うためのウェブ上のシステム（更新頻度：平均1.5か月に1回、英語）。天候や雲に影響されず観測が可能なだいち2号（ALOS-2）LiND SAR（Scan SAR）データを用いており、現在のところ、中南米、東南アジア、アフリカ等77カ国を対象とし、5ha以上の変化を捉え検出。

④ [国際森林研究機関連合報告書「違法伐採及び関連木材取引－規模、ドライバー、影響及び対策」〔外部リンク〕](#)

国際森林研究機関連合は、2016年12月3日に、メキシコのカンクンで開催された生物多様性条約第13回締結国会議（COP13）において、報告書「違法伐採及び関連木材取引－規模、ドライバー、影響及び対策」を公表しました。

⑤ [責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン〔外部リンク〕](#)

2022年9月13日に、ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議において、日本政府として「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定・公表しました。

⑥ [フェアウッド・パートナーズ〔外部リンク〕](#)

環境NGOの情報提供サイト

報告会等の開催

現在予定されている報告会等はありません。

[クリーンウッド・ナビ問い合わせ窓口はこちら](#) ➔

▲ [クリーンウッド法に関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」TOPへ](#) ▲

公式SNS



[関連リンク集](#)

[農林水産省
トップページへ](#)

林野庁

住所：〒100－8952 東京都千代田区麹町1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)
法人番号：4000012080002

[ご意見・お問い合わせ](#)

[アクセス・地図](#)

[逆引き事典から探す](#)
[キーワードから探す](#) Google 提供

[検索](#)
[林野庁について](#)
[お知らせ](#)
[政策について](#)
[申請・お問い合わせ](#)
[国有林野情報](#)
[ホーム](#) > [分野別情報](#) > [クリーンウッド・ナビ](#) > クリーンウッド法に関する情報：本サイトの目的等

クリーンウッド法に関する情報：本サイトの目的等

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」が2017年5月20日に施行されました。

事業者においては、木材等を利用するに当たって、合法伐採木材等を利用するように努めて頂くこととなります。

この法律における「木材等」とは、木材、及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品等を除く）となっています。また、「合法伐採木材等」とは、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品等を除く）となっています。

木材の合法性の確認は、木材関連事業者において、行われることになっています。

① 木材等

法第2条第1項の定義。木材（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）。

② 合法伐採木材等

法第2条第2項の定義。我が国又は原産国の法令（我が国の法令にあっては、条例を含む。）に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）。

③ 木材関連事業者

法第2条第3項の定義。木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者。

④ 法令等情報

法第4条第2項の情報。国が収集及び提供する、国内外の木材等の生産及び流通の状況並びに我が国及び外国の森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令、その他木材等の適正な流通の確保に関する法令に関する情報。

本サイトでは、木材関連事業者の皆様が、取り扱われる木材等の合法性を適切に確認できるように、主要な生産国における木材の流通や関連法令等に関する情報を収集・整理し、提供します。

なお、本サイトの情報は、随時更新し、拡充していく予定です。

[クリーンウッド・ナビ問い合わせ窓口はこちら](#)
[▲ クリーンウッド法に関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」TOPへ ▲](#)

公式SNS


[関連リンク集](#)
[農林水産省
トップページへ](#)

林野庁

住所：〒100-8952 東京都千代田区麹町1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)
法人番号：4000012080002

[ご意見・お問い合わせ](#)
[アクセス・地図](#)

[逆引き事典から探す](#)
[キーワードから探す](#)

検索

林野庁について

お知らせ

政策について

申請・お問い合わせ

国有林野情報

[ホーム](#) > [分野別情報](#) > [クリーンウッド・ナビ](#) > [登録木材関連事業者の年度報告・先進事例](#)

登録木材関連事業者の年度報告・先進事例

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）が2017年5月に施行され、同法に基づく木材関連事業者の登録が同年11月に開始されました。

年々、登録された木材関連事業者は増え、これらの事業者は合法伐採木材等の流通及び利用に向けて積極的に取り組んでいます。

[登録木材関連事業者の年度報告](#)
[登録木材関連事業者の先進事例](#)

登録木材関連事業者の年度報告

登録木材関連事業者が登録に係る事業の範囲において、1年間に取扱いした木材等の取扱量と、取扱量のうち合法性の確認に至った木材等について公表します。

[平成30年度\(PDF: 225KB\)](#)

[令和元年度\(PDF: 280KB\)](#)

[令和2年度\(PDF: 243KB\)](#)

[令和3年度\(PDF: 465KB\)](#)

[令和4年度\(PDF: 355KB\)](#)

[令和5年度\(PDF: 604KB\)](#)

New

登録木材関連事業者の先進事例

現在、登録をしている木材関連事業者や、今後登録を考えている木材関連事業者の参考となるよう、登録木材関連事業者による合法伐採木材等の確認等の先進事例についてとりまとめ公表します。

これらの事例が木材関連事業者の参考となり、登録がより一層進むことを期待するものです。

ここで紹介する取組は、年度報告時に各登録実施機関に寄せられた取組事例の中から他の木材関連事業者の参考になると考えられる事例について、各登録実施機関から推薦をいただいたものです。

[平成30年度\(PDF: 97KB\)](#)

[令和元年度\(PDF: 142KB\)](#)

[令和2年度\(PDF: 89KB\)](#)

[令和3年度\(PDF: 112KB\)](#)

[令和4年度\(PDF: 98KB\)](#)

[令和5年度\(PDF: 96KB\)](#)

New

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、[ノナーのリンク先からダウンロード](#)してください。



公式SNS



関連リンク集

[農林水産省
トップページへ](#)

逆引き事典から探す

キーワードから探す Google 提供

検索

林野庁について

お知らせ

政策について

申請・お問い合わせ

国有林野情報

ホーム > 分野別情報 > クリーンウッド・ナド > 動画、パンフレットなど

動画、パンフレットなど

合法伐採木材のことがわかる動画です。

YouTubeチャンネル（木材で街づくり）

○「その木材 合法性を確認していますか。」（主に木材を取り扱う事業者向け）

[その木材 合法性を確認していますか？ - YouTube](#) 

○「合法伐採木材をご存じですか。」（主に木材を使用する消費者向け）

[合法伐採木材をご存知ですか？ - YouTube](#) 

SNSからも視聴できます。（facebook、Instagram、twitter）

○「その木材 合法性を確認していますか。」（主に木材を取り扱う事業者向け）

facebook : <https://www.facebook.com/toshimokuzai/> 

Instagram: <https://www.instagram.com/toshimokuzai/> 

twitter : <https://twitter.com/toshimokuzai> 

○「合法伐採木材をご存じですか。」（主に木材を使用する消費者向け）

facebook : <https://www.facebook.com/lovekinohei/> 

Instagram: <https://www.instagram.com/lovekinohei/> 

twitter : <https://twitter.com/lovekinohei/> 

パンフレットのダウンロード

これまでに発行されたクリーンウッド法に関連する制度紹介パンフレットを以下からご覧いただけます。

注：著作権等の知的財産権は、各パンフレットに記載された発行者・作者に帰属します。無断で転載・二次利用することを禁じます。

クリーンウッド法の手引きとQ&A



① クリーンウッド法の手引きとQ&A
全体版(PDF: 2,587KB) 

② クリーンウッド法の手引きとQ&A
表紙(PDF: 1,350KB) 

③ クリーンウッド法の手引きとQ&A
裏面(PDF: 1,246KB) 



- ① [取り扱う木材の合法性の確認が必要です。](#)
全体版(PDF：2,233KB)
- ② [取り扱う木材の合法性の確認が必要です。](#)
分割1(PDF：1,335KB)
- ③ [取り扱う木材の合法性の確認が必要です。](#)
分割2(PDF：908KB)

クリーンウッドのすすめ 使う責任 少しの気づかい



- ① [クリーンウッドのすすめ つかう責任 少しの気づかい](#)
全体版(PDF：2,012KB)
- ② [クリーンウッドのすすめ つかう責任 少しの気づかい](#)
分割1(PDF：1,037KB)
- ③ [クリーンウッドのすすめ つかう責任 少しの気づかい](#)
分割2(PDF：980KB)

クリーンウッド法に基づく事業者登録のすすめ



- ① [クリーンウッド法に基づく事業者登録のすすめ](#)
全体版(PDF：2,657KB)
- ② [クリーンウッド法に基づく事業者登録のすすめ](#)
分割1(PDF：1,690KB)
- ③ [クリーンウッド法に基づく事業者登録のすすめ](#)
分割2(PDF：975KB)

クリーンウッド法とは

資源効率などの問題を引き起こす森林の違法な伐採、こうした違法伐採を排除するための取組が各地で進められています。そうしたなか、わが国において、2017(平成29)年5月にクリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進等に関する法律)が施行されました。クリーンウッド法が施行され、すべての事業者は、政府調達だけでなく、民間需要においても、合法伐採木材等を利用することが求められています。特に木材関連事業者は、取り扱う木材等の合法性の確保その他の措置を行うこととなり、それらの措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は登録を受け、そのことを消費者に示すことができるしくみが定められています。

*合法伐採木材とは、木材を生産する各国の法律に基づいて伐採された木材のことをいいます。合法伐採木材の流通・利用は、自然環境の保全や森林の持続可能な利用に貢献するとともに、消費者に安心・安全な木材を提供することにつながります。



- ① [クリーンウッドを使って世界と日本の森林を守ろう 全体版\(PDF : 4,601KB\)](#)
- ② [クリーンウッドを使って世界と日本の森林を守ろう 分割1\(PDF : 1,327KB\)](#)
- ③ [クリーンウッドを使って世界と日本の森林を守ろう 分割2\(PDF : 1,424KB\)](#)
- ④ [クリーンウッドを使って世界と日本の森林を守ろう 分割3\(PDF : 2,011KB\)](#)

「クリーンウッド」活用ガイド

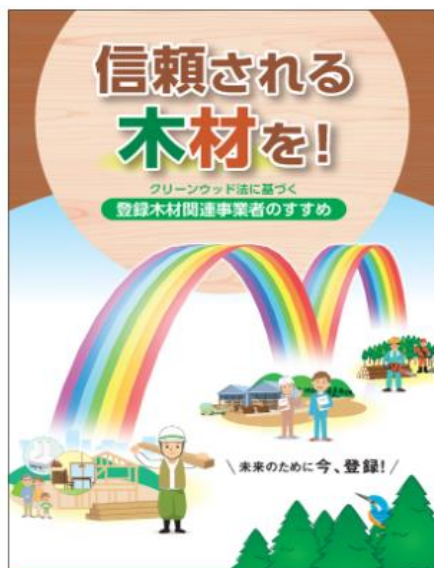


- ⑤ [「クリーンウッド」活用ガイド 全体版\(PDF : 2,390KB\)](#)

ご存じですか? 「クリーンウッド」



- ⑥ [ご存じですか? 「クリーンウッド」 全体版\(PDF : 2,284KB\)](#)



① 信頼される木材を！クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者のすすめ(PDF: 2,993KB) 

クリーンウッド・ナビ問い合わせ窓口はこちら 

▲ クリーンウッド法に関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」TOPへ ▲

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

林野庁

住所：〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）代表番号へのお電話について
法人番号：4000012080002

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[逆引き事典から探す](#)
[キーワードから探す](#)

Google 提供

検索

[林野庁について](#)
[お知らせ](#)
[政策について](#)
[申請・お問い合わせ](#)
[国有林野情報](#)
[ホーム](#) > [分野別情報](#) > [クリーンウッド・ナビ](#) > About the Clean Wood Act

About the Clean Wood Act

The Act on Promotion of Use and Distribution of Legally-harvested Wood and Wood Products (the Clean Wood Act) went into force on 20 May 2017. The Objective of the Clean Wood Act is to promote the use and distribution of wood and wood products made from trees harvested in compliance with the laws and regulations of Japan and the countries of origin.

1. [The Act on Promotion of Use and Distribution of Legally-harvested Wood and Wood Products\(PDF : 103KB\)](#) 
2. [The Ordinance for Enforcement of the Act on Promotion of Use and Distribution of Legally-harvested Wood and Wood Products\(PDF : 81KB\)](#) 
3. [The Ordinance on Specifying the Standards of Judgment for the Wood-related Business Entities to Ensure the Use of Legally-harvested Wood and Wood Products\(PDF : 37KB\)](#) 
4. [Basic Policies for Promoting the Use and Distribution of Legally-harvested Wood and Wood Products\(PDF : 81KB\)](#) 

- ⑤ [The Guide to the Act on Promotion of Use and Distribution of Legally-harvested Wood and Wood Products\(PDF : 156KB\)](#) 

This document presents the essence of the Clean Wood Act, the Ordinances and the Basic Policies.

- ⑥ [Outline of the Act on Promotion of Use and Distribution of Legally-harvested Wood and Wood Products\(PDF : 155KB\)](#) 

Contact Information

Wood Utilization Division, Forest Policy Planning Department, Forestry Agency

Email:cleanwood@maff.go.jp

▲ クリーンウッド法に関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」TOPへ ▲

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS


[関連リンク集](#)
[農林水産省
トップページへ](#)

林野庁

住所：〒100-8952 東京都千代田区麹町1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）代表番号へのお電話について
ファクス：03-3502-8112

[ご意見・お問い合わせ](#)
[アクセス・地図](#)

[逆引き事典から探す](#)
[キーワードから探す](#)

Google 提供

検索

[林野庁について](#)
[お知らせ](#)
[政策について](#)
[申請・お問い合わせ](#)
[国有林野情報](#)
[ホーム](#) > [分野別情報](#) > [クリーンウッド・ナビ](#) > [お問合せ](#)

お問合せ

クリーンウッド・ナビでは、クリーンウッド法についての法制度全般、木材、家具、紙等の物品、建築・建設に関するご質問、ご相談等を受けています。

法制度全般、木材に関すること
本Webページに関すること



林野庁 林政部 木材利用課
合法伐採木材利用推進班

☎ **03-6744-2496**

✉ cleanwood@maff.go.jp

家具、紙等の物品
に関すること



経済産業省 製造産業局
生活製品課

☎ **03-3501-1511**

✉ bzl-cleanwood@meti.go.jp

建築・建設
に関すること



国土交通省 住宅局 住宅生産課
木造住宅振興室

☎ **03-5253-8111**

✉ hqt-cleanwood@qxb.mlit.go.jp

公式SNS


[関連リンク集](#)
[農林水産省
トップページへ](#)

林野庁

住所：〒100-8952 東京都千代田区麹町1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)
法人番号：4000012080002

[ご意見・お問い合わせ](#)
[アクセス・地図](#)

林野庁について

お知らせ

政策について

申請・お問い合わせ

国有林野情報

[ホーム](#) > [分野別情報](#) > クリーンウッド・ナビ

クリーンウッド法に関する情報提供ホームページ「クリーンウッド・ナビ」

クリーンウッド法に関する情報提供

CONTACT

お問い合わせはこちら

クリーンウッド・ナビ

Clean Wood Navi

注目情報

「運用説明資料（R6.12月版）：合法性採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の改正について」を掲載しました。

改正クリーンウッド法Q&Aを掲載しました。

改正クリーンウッド法についての政令、告示等を掲載しました。

「クリーンウッド法の合法性の確認に活用可能な都道府県等による認証制度一覧（令和6年12月）」を掲載しました。

改正クリーンウッド法の制度説明会（第1部）（第2部）のアーカイブ動画、説明資料を掲載しました。

「改正クリーンウッド法における合法性の確認（デュー・デリジェンス）手引き」を掲載しました。

木材関連事業者の登録一覧を1月31日現在に更新しました。 **NEW**

令和5年度の登録木材関連事業者の年度報告・先導事例を更新しました。

これまでの注目情報

クリーンウッド法制度

クリーンウッドシステム

クリーンウッド法に活用できる諸外国の情報

輸入事業者向け

クリーンウッド法の登録制度

クリーンウッド法の制度について知りたい方はこちら

[法制度トップページ](#)

対象事業者・対象物品

対象事業者

[農林生産販売事業者](#)
[木材関連事業者](#)
 ・ [第1種木材関連事業者](#)
 ・ [第2種木材関連事業者](#)

対象物品

クリーンウッド法の対象となる木材や木材等
 （家具・紙等の物品）について掲載

事業者の役割

素材生産販売事業者の義務

原材料情報の提供

義務



木材関連事業者の義務（第1種のみ対象）

義務



[原材料情報の収集、整理](#)

[合法性の確認](#)

[①合法性の確認全般について知りたい方はこちら](#)

[②合法性確認の手順を示したフローチャートやチェックリストがほしい方はこちら](#)

[③国産材で原材料情報の証明書として使用できる書類一覧はこちら](#)

[記録の作成・保存](#)

[木材関連事業者に対する情報の伝達](#)

[定期報告](#)

[定期報告の報告様式、提出窓口はこちら](#) >

木材関連事業者の努力義務

努力義務



第2種のみ対象

[情報の受取](#)

[情報の保存](#)

[木材関連事業者に対する情報の伝達](#)

第1種・第2種ともに対象

[合法性確認木材の利用の確保のための措置](#)

お役立ち情報

[クリーンウッド法に関する、Q&A、手引き、パンフレット、用語解説](#)



[地方自治体（都道府県、市町村）の方へ](#)



流通木材の合法性確認システム（クリーンウッドシステム）

素材生産販売事業者、木材関連事業者、登録実施機関 対象

クリーンウッド法に基づく情報の伝達、各種記録の作成・保存、報告書の作成等が行えます。

[クリーンウッドシステムのご利用はこちら](#)



流通木材の合法性確認システム（クリーンウッドシステム）

素材生産販売事業者、木材関連事業者、登録実施機関 対象

クリーンウッド法に基づく情報の伝達、各種記録の作成・保存、報告書の作成等が行えます。

[クリーンウッドシステムのご利用はこちら](#)





合法性の確認に活用できる諸外国の情報はこちら

輸入事業者向け

木材等の合法性の確認が適切に実施できるよう、木材生産国・地域における各種情報を掲載しています。是非、ご活用ください。

各国における合法伐採木材等の
流通・利用促進の取組（国別情報）



合法性の確認に活用できる
各国の書類、参考となる法令等



各国の違法伐採リスクの評価等に役立つ情報



木材関連事業者の登録制度

クリーンウッド法では、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を確実に行っている木材関連事業者を対象とした、登録制度があります。

登録制度



登録木材関連事業者一覧表



登録方法



登録木材関連事業者の
年度報告結果・先進事例



登録木材関連事業者の
ロゴマークの使用について



登録実施機関の登録

※こちらは木材関連事業者の登録ではありません



その他のコンテンツ

クリーンウッド法のこれまで



旧クリーンウッド法について
(令和7年4月1日改正前の制度)



その他の情報
(関連サイトの紹介)

調査事業の成果等



About The Clean Wood
Act



木材・木材製品の合法性、
持続可能性の証明のための
ガイドライン
(林野庁ガイドライン)



キーワードから知る

素材生産販売事業者

第1種木材関連事業者

第2種木材関連事業者

FIT/FIP認定事業者

建築・建設事業者

義務/努力義務

合法伐採木材等/合法性確認木材等

合法性の確認

登録木材関連事業者

登録実施機関

林野庁ガイドライン

デューデリジェンス (DD)

PDCA

クリーンウッド・ナビのサイトマップ

クリーンウッド・ナビのサイトマップ

クリーンウッド・ナビの全てのページ一覧です



ご質問やご相談はこちら

法制度全般、木材に関すること
本Webページに関すること



林野庁 林政部 木材利用課
合法伐採木材利用推進班

☎ **03-6744-2496**

✉ cleanwood@maff.go.jp

家具、紙等の物品
に関すること



経済産業省 製造産業局
生活製品課

☎ **03-3501-1511**

✉ bzi-cleanwood@meti.go.jp

建築・建設
に関すること



国土交通省 住宅局 住宅生産課
木造住宅振興室

☎ **03-5253-8111**

✉ hqt-cleanwood@gxb.mlit.go.jp

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

林野庁

住所：〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)
法人番号：4000011000000

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

逆引き事典から探す

キーワードから探す

Google 提供

検索

林野庁について

お知らせ

政策について

申請・お問い合わせ

国有林野情報

ホーム > 分野別情報 > クリーンウッド・ナビ > クリーンウッド・ナビのサイトマップ

クリーンウッド法の制度

お役立ち情報

クリーンウッドシステム

国別情報

登録制度

クリーンウッド・ナビのサイトマップ



[「クリーンウッド・ナビ」トップページ](#)



[これまでの注目情報](#)



[クリーンウッド法の制度について](#)

- [クリーンウッド法の制度について](#)
- [クリーンウッド法に関するQ&A、手引き、パンフレット、用語解説](#)
- [クリーンウッド法のこれまで](#)
- [旧クリーンウッド法について（令和7年4月1日改正前の制度）](#)
- [地方自治体（都道府県・市町村）の方へ](#)



[木材関連事業者の登録制度](#)

- [登録制度](#)
- [登録方法](#)
- [登録木材関連事業者一覧表](#)
- [登録木材関連事業者の年度報告結果・先進事例](#)
- [登録実施機関の登録](#)
- [登録木材関連事業者ロゴマークの使用](#)



[情報](#)

- [合法性確認のための手引き（フローチャート等）](#)
- [調査事業の成果等](#)
- [その他の情報（関連サイトの紹介）](#)
- [木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（林野庁ガイドライン）](#)



[クリーンウッドシステム](#)



[About the Clean Wood Act](#)



[お問合せ](#)



[合法性の確認に活用できる諸外国の情報](#)

- [各国における合法伐採木材等の流通・利用促進の取組（国別情報）](#)
- [各国の合法性の確認に活用できる書類](#)
- [各国の違法伐採リスクの評価等に役立つ情報](#)

アジア

[インドネシア](#)
[カンボジア](#)
[韓国](#)
[タイ](#)
[中国](#)
[日本](#)
[フィリピン](#)
[ベトナム](#)
[マレーシア（全般）](#)
[マレーシア（サバ州）](#)
[マレーシア（サラワク州）](#)
[マレーシア（半島部）](#)
[ミャンマー](#)
[ラオス](#)

大洋州

[オーストラリア](#)
[ソロモン諸島](#)
[ニュージーランド](#)
[パプアニューギニア](#)
[フィジー](#)

北米

[アメリカ合衆国](#)
[カナダ](#)

中南米

[エクアドル](#)
[チリ](#)
[ブラジル](#)
[ペルー](#)
[メキシコ](#)

ヨーロッパ

[イタリア](#)
[英国](#)
[エストニア](#)
[オーストリア](#)
[欧州連合（EU）](#)
[スウェーデン](#)
[ドイツ](#)
[フィンランド](#)
[ラトビア](#)
[ルーマニア](#)
[ロシア](#)

アフリカ

[ガボン](#)
[カメルーン](#)
[南アフリカ](#)
[モザンビーク](#)

クリーンウッド・ナビ問い合わせ窓口はこちら ▶

▲ クリーンウッド法などに関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」TOPへ ▲

公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

林野庁

住所：〒100-8952 東京都千代田区森が間1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)
法人番号：4000012080002

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[逆引き事典から探す](#)
[キーワードから探す](#)
[Google 提供](#)

検索

林野庁について

お知らせ

政策について

申請・お問い合わせ

国有林野情報

[ホーム](#) > [分野別情報](#) > [クリーンウッド・ナビ](#) > [クリーンウッド法の制度について](#)
[クリーンウッド法の制度](#)
[お役立ち情報](#)
[クリーンウッドシステム](#)
[国別情報](#)
[登録制度](#)

クリーンウッド法の制度について

「**合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）**」は、合法的に伐採された木材や木材製品（合法伐採木材等）の流通及び利用を促進する法律です。

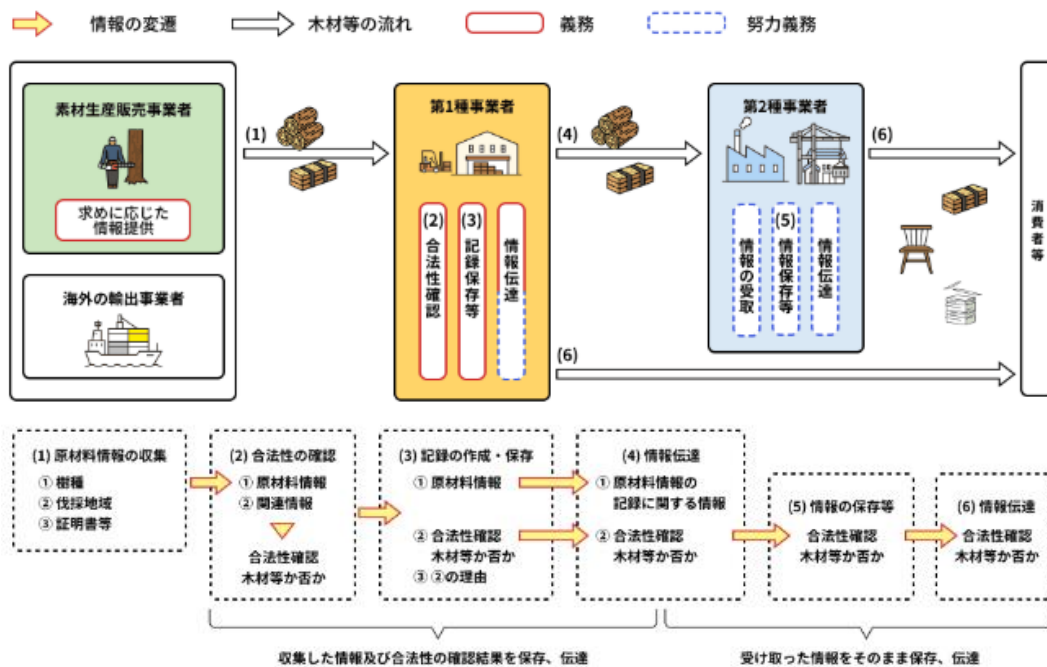
違法伐採は、地球温暖化の防止や森林の多面的機能、木材市場の公正な取引に悪影響を与えるおそれがあるため、同法による取組を通じて自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、地域及び地球環境の保全に資することを目的とし、対象となる木材等や事業者の範囲、登録制度等を定めるとともに、素材生産販売事業者及び木材関連事業者や国が取り組むべき措置について定めています。

このページにて、クリーンウッド法の概要をご紹介します。更なる詳細については、[参考資料](#)に掲載されている[運用説明資料](#)や[Q&A](#)をご確認ください。

クリーンウッド法の変遷

平成28（2016）年 クリーンウッド法 成立（平成29（2017）年4月施行）

令和5（2023）年 改正クリーンウッド法 成立（令和7（2025）年4月施行）



1. 対象となる事業者

素材生産販売事業者

木材関連事業者

2. 対象となる物品

(1) 対象物品

(2) 問合せの多い対象外物品

3. 対象事業者の義務・努力義務

(1) 素材生産販売事業者が行う義務

(2) 木材関連事業者が行う義務・努力義務

(3) 建築・建設事業者及びFIT/FIP認定事業者の義務・努力義務

4. クリーンウッド法関係法令

5. 参考資料

運用説明資料、Q & A、手引き等

対象となる事業者について

クリーンウッド法の対象となる事業者は、以下のとおり区分されています。

素材生産販売事業者

木材関連事業者

皆様がどの事業者に該当するかは様々なケースが想定されますので、各ケースにおける図を作成しました。

どの事業者に該当するか具体的な考え方（図）（PDF:809KB）



- ・ 国産材、輸入材を扱う場合
- ・ 伐採・加工のみ委託、国有林野事業の場合
- ・ 森林組合、素材生産販売事業者の場合

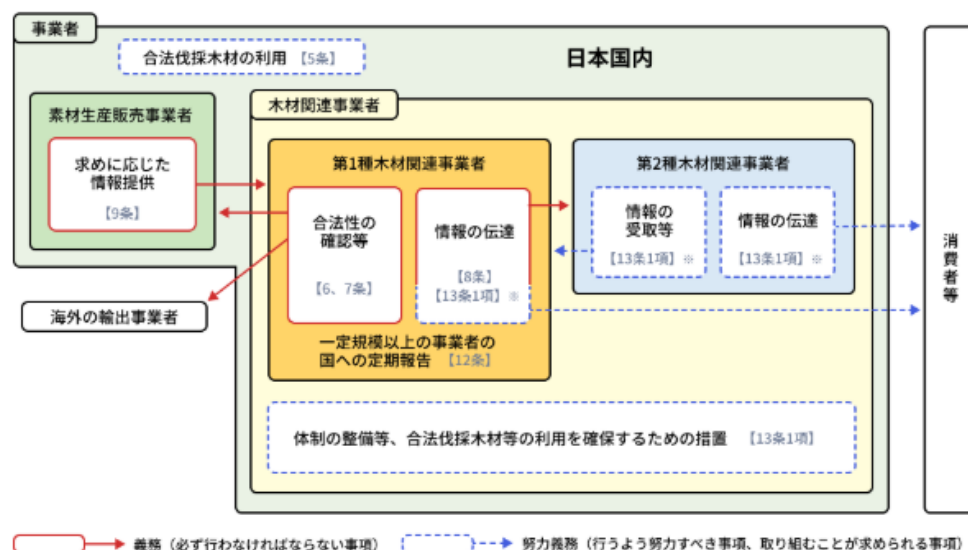
など



対象事業者の全体図について



の項目をクリックするとそれぞれの項目に移動します。



対象となる物品について

対象物品

クリーンウッド法の対象物品については、以下のとおりです。
以下の対象物品を入荷かつ出荷する事業者が木材関連事業者になります。

木材

木材等（家具・紙等の物品）

問合せの多い対象外物品

- ・ パーティクルボード
- ・ 繊維板(MDF)
- ・ 輸送用木箱
- ・ パレット
- ・ 印刷を行った紙
- ・ 植菌後のほだ木、菌床、木炭、薪、竹

※国産材の場合、森林外（屋敷林や街路樹等）の樹木はクリーンウッド法の対象外のため、それらを原料とする木材等は対象外となります。一方輸入材の場合、森林外の樹木についてもクリーンウッド法対象となります。



対象となる事業者が取り組むべき義務・努力義務について

対象となる事業者には以下の義務・努力義務が課せられます。
表の下線部の項目をクリックすると詳しい説明に移動します。

素材生産販売事業者	第1種木材関連事業者	第2種木材関連事業者
【義務】 原材料情報の提供 ※第1種事業者の求めに応じて行う	【義務】 ①原材料情報の収集、合法性の整理 ②合法性の確認 ③記録の作成・保存 ④木材関連事業者に対する情報伝達 ⑤定期報告（一定基準を満たした第1事業者のみ） ※第1種事業者でも義務が課せられない場合	【努力義務】 ①情報の受取 ②情報の保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達
	建築・建設事業者及びFIT/FIP認定事業者の義務・努力義務	
	【努力義務】 ①体制整備 ②合法性確認木材等の数量を増加させるための措置 ③違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置 ④消費者等への情報伝達 ⑤登録、認証または認定に関する情報の提供	

素材生産販売
事業者の義務の
詳細はこちら

第1種木材関連
事業者の義務の
詳細はこちら

第2種木材関連
事業者のみの
努力義務の
詳細はこちら

第1種・第2種
木材関連事業者の
努力義務の
詳細はこちら

建築・建設事業者及び
FIT/FIP認定
事業者の義務・
努力義務の詳細はこちら

素材生産販売事業者が行う義務

素材生産販売事業者は、第1種事業者の求めに応じて原材料情報を提供する義務があります。
なお、第1種事業者求めに応じて情報提供を行ったからといって、当該木材が必ず合法性確認木材として確認される訳ではありません





素材生産販売事業者向けの
チラシを作成しました。
ダウンロードは[こちら \(PDF\)](#)

提供すべき情報の範囲	(1) 木材の原材料情報（樹種、伐採地域、<u>証明書</u>） (2) 原材料情報のうち、証明書が複数存在する場合、複数求められれば応じる必要 ※なお、原材料情報としての情報を損なわない範囲において黒塗り等をしてよく、契約条件に関する情報等の素材生産販売事業者にとって商取引上、不利益になり得る部分などは提供する必要はない 素材生産販売事業者の情報提供の記載例はこちら (PDF: 245KB) ・ 伐採届を活用する場合 ・ 納品書を活用する場合
義務が発生する期間	(1) 第1種事業者の求めがあった時点から、当該事業者が合法性確認を完了するまで (2) 素材生産販売事業者が応諾義務に応じるか否かに関わらず、当該木材が木材関連事業者から他の事業者へ譲渡されれば、応諾義務は消滅する
情報提供の方法	原則として、第1種事業者に求められた方法で情報提供を行う
応諾義務違反となる場合	第1種事業者の求めに対して、何も応じない場合。 ※なお、情報提供に応じられない旨、第1種事業者に回答した場合は、対応したことにはなるので応諾義務違反とはならない。

注意点

第1種事業者からの原材料情報の要求に何も回答しない場合、応諾義務違反となる。
※伐採時期が古すぎて書類がない場合などについては、情報提供に応じられない旨回答すれば応諾義務違反とはならない

木材関連事業者が行う義務・努力義務

第1種木材関連事業者の義務（合法性の確認等）

1 原材料情報の収集・整理	▼
2 合法性の確認	▼
3 記録の作成・保存	▼
4 木材関連事業者に対する情報の伝達	▼

第2種木材関連事業者の努力義務（情報の受取等）

1 情報の受取

2 情報の保存

3 木材関連事業者に対する情報の伝達

※第2種事業者の情報伝達における具体例について

第1種・第2種事業者の努力義務（合法性確認木材の利用の確保のための措置）

木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を努力義務として5つ規定しています。

取り組むべき措置	詳細
1.体制の整備	・ 責任者の設置 （合法伐採木材等の利用の確保に関する措置について） ・ 取組方針の作成
2.合法性確認木材等の数量を増加させるための措置	譲受け等の取引相手の選定にあたっては、以下の関連情報を踏まえる ・ 第1種事業者が踏まえる情報：取引実績、国が提供する木材等の原産地に関する情報など ・ 第2種事業者が踏まえる情報：取引実績、取引相手のCW法の登録情報など
3.違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置	・ 合法性確認木材等でない木材等を譲受けた場合、次の事業者選定にあたり見直しを検討する ・ 違法伐採に係る木材等を譲受けた場合、取引相手の変更の検討等を行う
4.消費者等への情報の伝達	（内容） 合法性確認木材等であるか否か （方法） ・ 電子メール、FAX ・ クリーンウッドシステム ・ 情報をアップロード ・ 書状やCD-ROM等の記録媒体 ・ 包装、納品書等 店舗の掲示板にURLやQRコードを示し、当該ウェブサイトには合法性確認情報を掲載する等の間接的な方法も可
5.その他の措置	木材等を譲渡する際に登録、認証又は認定に関する情報の提供※

※当該木材関連事業者が受けている、譲り渡す木材に係る登録情報（複数ある場合はいずれか1つ）を伝達すれば努力義務を果たしたことになる

木材関連事業者が行う義務・努力義務

建築・建設事業者 ※1、FIT/FIP認定事業者 ※2は木材等を生産せず、木材等を消費する立場にあります。例外的に木材関連事業者に該当します。
そのため、以下表のとおり、木材等を譲受ける場合の原材料情報の収集・整理、合法性の確認、記録の作成・保存の義務等の対象になりますが、建築物、電気等は対象物品ではないため、譲渡しをする場合の情報伝達の義務等の対象外です。

1. 型枠用合板を用いて型枠工事を行うなど、木材等を仮設資材として利用する場合は木材関連事業者には該当しない
2. PKSを用いて発電を行うなど、対象物品である木材等を譲り受けていない場合は木材関連事業者には該当しない

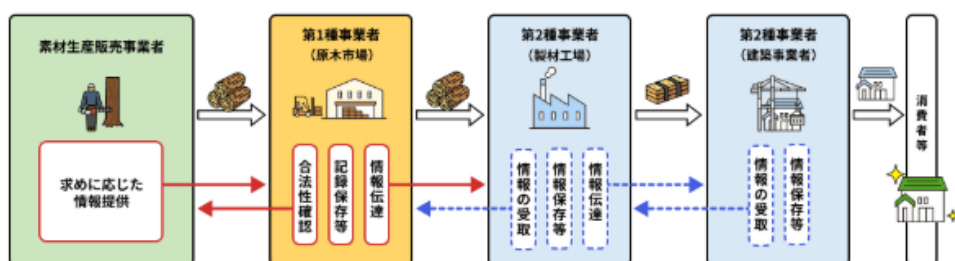
第1種事業者の場合	原材料情報の収集・整理	合法性の確認	記録の作成・保存	情報の伝達
	義務	義務	義務	対象外
第2種事業者の場合	情報の受取	情報の保存	情報の伝達	
	努力義務	努力義務	対象外	

⇒ 木材等、建築物、電気の流れ 〇 義務 〇 努力義務

例 FIT/FIP認定事業者が素材生産販売事業者から素材を購入し、電気を販売する場合



例 建築事業者が製材工場から木材を購入し、建築物を販売する場合



クリーンウッド法関係法令

法律 法律の概要

[合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 \(PDF: 300KB\) \(平成28年法律第48号 通称「クリーンウッド法」\)](#)

合法伐採木材等の流通及び利用を促進することにより、地域及び地球の環境保全に資することを目的として、平成28年に成立（平成29年5月施行）。また、更なる取組の強化を目的に、川上・水際の木材関連事業者の合法性確認を義務化する等の改正法が令和5年に成立（令和7年4月施行）。

政令 政令の概要

[合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第6条第2項第2号の情報を定める政令 \(PDF: 182KB\) \(令和5年政令第342号\)](#)

原材料情報のひとつである証明書について、法律において定められている伐採造林届出書の写しや原産国の政府機関が発行した法令に適合して伐採されたことを証する情報の写し以外で活用できる情報を定めたもの。

省令 省令の全体像 	合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則 (PDF: 564KB) (令和～)  木材関連事業者の区分や対象物品、登録に係る事項等を規定。 木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 (PDF: 248KB) (令和〇)  合法伐採木材等の利用の確保に関する努力義務の内容を規定。 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第三章に規定する木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令 (PDF: 243KB) (令和〇～)  合法性の確認等の義務内容を規定しています。
基本方針	合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針 (PDF: 348KB) (令和〇～)  クリーンウッド法の規定に基づき、主務省（農林水産省、経済産業省及び国土交通省）が定めた基本方針。
その他告示等	合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令の規定に基づき主務大臣が指定する者を定める件 (令和6年農林水産省・経済産業省告示第3号) (PDF: 204KB)  政令第1条第12項で定められている主務大臣が指定する者を掲載。 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令第一条第十二号に基づく主務大臣が指定する者の指定基準等 (PDF: 117KB)  政令第1条第12号における主務大臣が指定する者の基準等を掲載。

参考資料

クリーンウッド法関連

運用説明資料、Q&A

- [運用説明資料 \(R6.8月版\) : 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 \(クリーンウッド法\) について \(PDF: 2,534KB\)](#) 
クリーンウッド法における詳細な運用説明を掲載しています
- [Q&A \(PDF: 275KB\)](#) 

素材生産販売事業者向けの資料

- [伐採造林届出書を提出される皆様へ \(PDF: 537KB\)](#) 

木材関連事業者向けの資料

- [証明として活用できる情報の一覧 \(国産材・輸入材\) \(PDF: 619KB\)](#) 
- [クリーンウッド法の合法性の確認に活用可能な都道府県等による認証制度一覧 \(令和6年11月版\) \(PDF: 88KB\)](#) 
- [証明として活用できる情報を認証する団体【告示】 \(PDF: 608KB\)](#) 
- [改正クリーンウッド法における合法性の確認 \(デュー・デリジェンス\) 手引き \(PDF: 2,015KB\)](#) 
 - ・ [木材・木材製品の譲受け等から次の譲渡しまでのフローチャート \(PDF: 161KB\)](#) 
 - ・ [チェックリスト](#)
 - 1-1: 原材料情報として収集等すべき事項 (PDF: 63KB) 
 - 1-1別紙: 証明として活用できる情報の例 (PDF: 63KB) 
 - 1-2: その他の収集等を検討すべき事項 (PDF: 73KB) 
 - 2: 木材・木材製品の違法伐採リスクの確認に係る確認事項 (PDF: 137KB) 

家具関連事業者向けの資料（経済産業省所管）

- [合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 \(クリーンウッド法\) \(METI/経済産業省\) \(外部リンク\)](#) 
- [「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく 合法性確認木材等の普及に向けた家具・紙等の物品の製造、加工、輸入、輸出又は販売に関するガイドライン \(外部リンク\)](#) 
家具関連事業者が合法性の確認等の取組を行うに当たって、参考となるよう取りまとめたガイドライン。令和6年6月28日に、経済産業省が改正版を公表しています。

関連制度

合法性確認のための既存の類似制度として下記のものがあり、クリーンウッド法の運用においても、これら既存の運用方法を活用することができます。

- [木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン \(PDF: 178KB\)](#) 
(平成18年2月、林野庁)

グリーン購入方関連

政府はクリーンウッド法に先駆け、違法伐採対策として「[国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律](#)」([外部リンク](#))  (平成12年法律第100号) (通称「グリーン購入法」) に基づく、[環境物品等の調達の推進に関する基本方針](#) ([外部リンク](#))  を改定し、政府が調達する木材・木材製品について、合法性、持続可能性が証明されたものとする措置を平成18 (2006) 年4月から導入しました。

また、上記の状況を踏まえ、木材・木材製品の供給者木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項等を取りまとめた[木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン](#) ([PDF: 178KB](#))  (通称: 「林野庁ガイドライン」「合法性ガイドライン」) を平成18 (2006) 年2月に、林野庁が公表しました。

(参考)

[合法木材ナビ](#) ([外部リンク](#)) 

合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の普及推進に関するホームページです。

合法木材等のガイドラインや、合法性の証明方法、業界団体認定制度などについて掲載されています。

説明会資料、アーカイブ動画

	概要	資料	アーカイブ動画 (YouTube)
第1部説明会 (主な対象者) ・自治体の林業担当者 ・業界団体の担当者 ・関係制度の認定団体 ・関係事業者 など	クリーンウッド法制定の背景や概要、改正法の下で事業者が実施すべき事項等、クリーンウッド法の基本について網羅的にご理解いただくためのプログラム	第1部説明会 (PDF: 2,347KB) 	https://www.youtube.com/playlist?list=PLMvvhD9xvwnFSKcPzYllx8B6U0RsPtEx 
第2部指導者養成講座 (主な対象者) ・業界団体や企業においてクリーンウッド法対応の中心となる方 ・制度に関する指導や説明役を担う可能性のある方 など	Q&A等、制度の運用等についてより詳しい知識を習得いただくためのプログラム	第2部指導者養成講座 (PDF: 3,224KB) 	

クリーンウッド・ナビ問い合わせ窓口はこちら ▶

▲ クリーンウッド法などに関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」TOPへ ▲

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

林野庁

住所: 〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話: 03-3502-8111 (代表) [代表番号へのお電話について](#)
法人番号: 4000012080002

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

逆引き事典から探す

キーワードから探す

Google 提供

検索

林野庁について

お知らせ

政策について

申請・お問い合わせ

国有林野情報

ホーム > 分野別情報 > クリーンウッド・ナビ > 旧クリーンウッド法について

クリーンウッド法の制度

お役立ち情報

クリーンウッドシステム

国別情報

登録制度

旧クリーンウッド法について

△ 「旧クリーンウッド法」の情報が掲載されています。

令和7年4月1日以降の情報は[クリーンウッド法の制度について知りたい方はこちらをご覧ください。](#)

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」が2017年5月20日に施行されました。

同法は、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材・その製品の流通及び利用を促進することを目的として、対象となる木材等や木材関連事業者の範囲、登録制度等を定めるとともに、木材関連事業者や国が取り組むべき措置について定めています。

1. 法律等
2. 基本方針
3. 合法性の確認等の取組方法
4. 参考資料

1. 法律等

- ① [合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 \(PDF：245KB\)](#)  (平成28年法律第48号 通称「クリーンウッド法」)
平成28年（2016年）5月20日に公布され、平成29年（2017年）5月20日に施行されました。
- ② [合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則 \(PDF：205KB\)](#) 
主務省（農林水産省、経済産業省及び国土交通省）が定めたクリーンウッド法の施行規則
- ③ [木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 \(PDF：75KB\)](#) 
クリーンウッド法の規定に基づき、主務省（農林水産省、経済産業省及び国土交通省）が定めた
木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

2. 基本方針

- ④ [合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針 \(PDF：137KB\)](#) 
クリーンウッド法の規定に基づき、主務省（農林水産省、経済産業省及び国土交通省）が定めた合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針

3. 合法性の確認等の取組方法

木材関連事業の区分

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則において、木材関連事業は次のとおりで区分されています。

木材関連事業の区分

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則において、木材関連事業は次のとおりで区分されています。

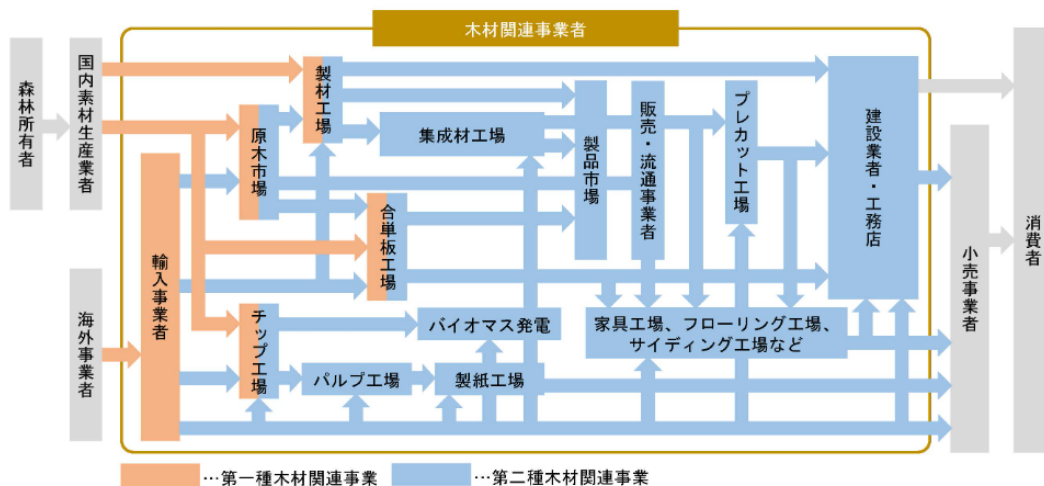
（1）第一種木材関連事業

- ① (a) 樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太を譲り受けた者が行う当該丸太の加工、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。以下同じ。）をする事業（第三者に委託して当該加工、輸出又は販売をする事業を含む。）
- ② (b) 樹木の所有者が行う当該樹木を材料とする丸太の加工又は輸出をする事業（第三者に委託して当該加工又は輸出をする事業を含む。）
- ③ (c) 樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太の販売の委託を受けた者（その者から当該丸太の販売の再委託を受けた者を含む。）が行う当該丸太を木材取引のために開設される市場において販売をする事業
- ④ (d) 木材等の輸入を行う事業

(2) 第二種木材関連事業

木材関連事業者が行う事業のうち、第一種木材関連事業以外の事業

木材関連事業者の範囲【2条3項関係】



※本イメージ図は木材等の複雑な流通構造の概略を示したものである。また、木材等の輸出事業者は省略している。

木材等の合法性の確認方法

木材等の合法性の確認は、第一種木材関連事業において最初に行われ、第二種木材関連事業においては、第一種木材関連事業において合法性の確認が行われた木材等について再確認することになり、両者の合法性の確認方法は異なります。

(1) 第一種木材関連事業のうち、上記 (a)、(c)又は (d)における合法性の確認方法：

樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者に対して、下記の書類（電磁的記録を含む。以下同じ。）を提出させ、法令等情報、樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者との取引実績その他の必要な情報を踏まえて、これらの書類の内容を確認する。

- イ. 樹木の所有者から譲り受け、若しくは販売の委託若しくは再委託を受けた丸太又は輸入した木材等についての次の事項を記載した書類

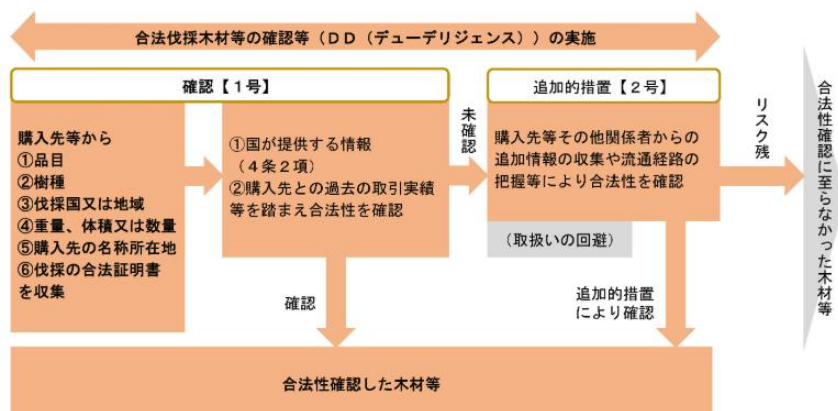
- 種類及び原材料となっている樹木の樹種
- 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域
- 重量、面積、体積又は数量
- 原材料となっている樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者の氏名又は名称及び住所

- ロ. イの丸太又は木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類

上記の方法によって合法性が確認できない場合には、次のいずれかの措置を実施する。

- ハ. 合法性が確認できない木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことに係る情報であって、上記 ロの書類以外のものを収集し、法令等情報、その他の必要な情報を踏まえて、当該情報の内容を確認する。
- ニ. 合法性が確認できない木材等を取り扱わない。

合法性確認の方法（川上・第一種木材関連事業）【6条1項関係】



(2) 第一種木材関連事業のうち、上記 (b)における合法性の確認方法：

法令等情報、その他の必要な情報を踏まえて、次の書類の内容を確認する。

- ① イ. 自ら所有する樹木を材料とする丸太についての次の事項を記載した書類
 - ① 種類及び原材料となっている樹木の樹種
 - ② 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域
 - ③ 重量、面積、体積又は数量
- ② ロ. イの樹木が我が国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類

上記の方法によって合法性が確認できない場合には、次のいずれかの措置を実施する。

- ③ ハ. 合法性が確認できない木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことに係る情報であって、上記ロの書類以外のものを収集し、法令等情報、その他の必要な情報を踏まえて、当該情報の内容を確認する。
- ④ ニ. 合法性が確認できない木材等を取り扱わない。

(3) 第二種木材関連事業における合法性の確認方法：

木材等を譲り受ける際に提供された次の書類、その他これに類する書類の内容を確認する。

- ① イ. 第一種木材関連事業者から木材等を譲り受ける場合には、その第一種木材関連事業者が合法性を確認できた旨を記載した、又は記録した書類
- ② ロ. 第二種木材関連事業者から木材等を譲り受ける場合には、その第二種木材関連事業者が合法性の確認を行った旨及び合法性の確認ができた旨を記載した、又は記録した書類

なお、合法性の確認が、木材関連事業者の過大な負担にならないように配慮しつつ、合法性の確認の信頼性及び簡明性を担保する一環として、木材関連事業者は、次の方法を合法性の確認に活用できることになっています。

- ③ 森林認証制度及びCoC認証制度を活用する方法
- ④ 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が証明する方法
- ⑤ 個別企業等の独自の取組により証明する方法
- ⑥ 都道府県等による森林や木材等の認証制度を活用する方法

(4) 木材関連事業者が木材等を譲り渡す際の方法：

木材等を譲り渡す場合（消費者に譲り渡す場合を除く。）には、次の事項を記載した書類（納品書など）を、木材等を譲り受ける者等に提供します。

- ① イ. 第一種・第二種木材関連事業者における合法性の確認を行った旨及び合法性の確認ができた場合にはその旨
- ② ロ. 本法の木材関連事業者の登録、その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資する制度に基づく登録、認証又は認定を受けている者である場合にはその旨

なお、第二種木材関連事業者における合法性の確認又は第一種木材関連事業者において追加的に実施する措置で合法性が確認できない木材等については、当該木材等を譲り渡す場合に、合法性の確認ができた旨を記載した書類を譲り渡すことはできません。

木材等を譲り渡す際に用いる書類の一例【判断基準省令第4条関係】

※下記は一例であり、合法性の確認を行った旨及び確認ができた旨については、その旨がわかるように記載されれば、その様式は問いません。（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ & A（9）1）

納品書									
〇年〇月〇日									
株式会社〇〇〇〇様									
〇〇〇木材株式会社 東京都〇〇区〇〇〇1 登録木材関連事業者 登録番号〇〇-CLW-I、II-〇号									
商品名	長	厚	巾	入数	個数	BL数	数量	材積	備考
スギ AB12345CD	〇	●	●	△	▲	□	■	◎	
上記の製品はクリーンウッド法に基づく確認を行い、 合法性が確認できたものです。（合法性が確認できなかったものです。）									

登録や認定を受けている場合は、その名称と登録番号を記載します。

（クリーンウッド法に基づく登録による登録番号の他に、森林・林業・木材産業関係団体からの認定による認定番号等も該当します。）

木材等について、その合法性の確認を行った旨及びその結果を、**全ての木材関連事業者が必ず記載**します。

納品書に記載するほか、これらの記載すべき情報の一部をカタログ等で取引先（譲り渡し先）へ提供することも想定されます。

4. 参考資料

(1)旧クリーンウッド法関連

関連資料など

- ① 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引 (PDF: 297KB) 
木材関連事業者が合法性の確認等の取組を行うに当たって、参考となるよう本法の内容等を主務省が取りまとめた手引
- ② 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ&A (PDF: 260KB) 
木材関連事業者が合法性の確認等の取組を行うに当たって、参考となるよう主務省が取りまとめたQ&A
- ③ 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法木材の普及に向けた家具に関するガイドライン（外部リンク） 
家具関連事業者が合法性の確認等の取組を行うに当たって、参考となるよう取りまとめたガイドライン。
平成29年（2017年）5月に、経済産業省が公表しています。
- ④ 「クリーンウッド」利用推進事業のうち木材関連事業者の登録促進（建築・建設関連）関係資料集 (PDF: 4217KB) 
⑤ クリーンウッド法の合法性の確認に活用可能な都道府県等による認証制度一覧 (PDF: 67KB) 
⑥ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の概要と意義について (PDF: 1224KB) 
法律の意義と概要について、林野庁木材利用課がまとめた資料

動画

旧クリーンウッド法における合法伐採木材についての動画です。

YouTubeチャンネル（木材で街づくり）

○その木材 合法性を確認していますか？ - YouTube （主に木材を取り扱う事業者向け）

○合法伐採木材をご存知ですか？ - YouTube （主に木材を使用する消費者向け）

パンフレットなど

事業者向け



グリーンウッド法の手引きとQ&A
(PDF: 2,587KB) 



取り扱う木材の合法性の確認が必要です。
(PDF: 2,233KB) 

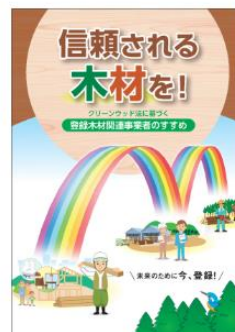


「グリーンウッド」活用ガイド
(PDF: 2,390KB) 

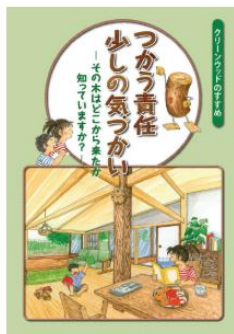
登録木材関連事業者について



グリーンウッド法に基づく事業者登録のすすめ
(PDF: 2,657KB) 



信頼される木材を！グリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者のすすめ
(PDF: 2,997KB) 



クリーンウッドのすすめ つから責任 少しの

気づかい

(PDF : 2,012KB)



クリーンウッドを使って世界と日本の森林を

守ろう

(PDF : 4,601KB)



ご存じですか? 「クリーンウッド」

(PDF : 2,284KB)

(2)グリーン購入法関連

政府はクリーンウッド法に先駆け、違法伐採対策として「[国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律](#)」〔[外部リンク](#)〕（平成12年法律第100号）（通称「グリーン購入法」）に基づく、[環境物品等の調達の推進に関する基本方針](#)〔[外部リンク](#)〕を改定し、政府が調達する木材・木材製品について、合法性、持続可能性が証明されたものとする措置を平成18年（2006年）4月から導入しました。

また、上記の状況を踏まえ、木材・木材製品の供給者木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項等を取りまとめた「[木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン](#)」(PDF : [182KB](#))（通称：「林野庁ガイドライン」「合法性ガイドライン」）を平成18（2006）年2月に、林野庁が公表しました。

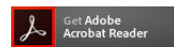
（参考）

[合法木材ナビ](#)〔[外部リンク](#)〕 合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の普及推進に関するホームページです。合法木材等のガイドラインや、合法性の証明方法、業界団体認定制度などについて掲載されています。

クリーンウッド・ナビ問い合わせ窓口はこちら

▲ クリーンウッド法などに関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」TOPへ ▲

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

林野庁

住所：〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)
法人番号：4000012080002

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

逆引き事典から探す

キーワードから探す

Google 提供

検索

林野庁について

お知らせ

政策について

申請・お問い合わせ

国有林野情報

ホーム > 分野別情報 > クリーンウッド・ナビ > クリーンウッド法のこれまで

クリーンウッド法の制度

お役立ち情報

クリーンウッドシステム

国別情報

登録制度

クリーンウッド法のこれまで

クリーンウッド法制定及び改正の経緯

平成17（2005）年に開催されたグレンイーグルズサミットなどで違法伐採問題への対応の機運が高まり、各国で関連法が制定されました。
日本でも平成28（2016）年の伊勢志摩サミットに向けて法制度の議論を行い、平成28（2016）年に議員立法として合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称：クリーンウッド法）が成立しました（平成29年5月施行）。
近年では、更なる取組強化を目的に、川上・水際の木材関連事業者の合法性確認を義務化する等の改正法が令和5（2023）年に成立しました（令和7（2025）年4月施行）。

■ クリーンウッド法をめぐる経緯

国際的な動き 国内の動き

平成17 (2005) 年	グレンイーグルズサミット（英国）	「サミット行動計画」で違法伐採への取組を明記 我が国は「日本政府の気候変動イニシアティブ」として、政府調達等において違法伐採対策に取り組むことを表明
平成18 (2006) 年	グリーン購入法基本方針改定 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の 証明のためのガイドライン」策定	政府調達に係るガイドラインを世界に先駆けて策定
平成20 (2008) 年	洞爺湖サミット 欧米等における法律の制定	首脳宣言で違法伐採及び関連取引抑制の緊急の必要性を明記 （米）レイシー法（平成20年） （欧）EU木材規則（平成25年） （豪）違法伐採禁止法（平成26年）
平成28 (2016) 年	伊勢志摩サミット クリーンウッド法成立	
令和4 (2022) 年	G7宮崎農業大臣会合 第5回 APEC林業担当大臣会合（タイ）	違法伐採の根絶に向けた取組を課題として取り上げ
令和5 (2023) 年	広島サミット 改正クリーンウッド法成立	

クリーンウッド法のねらい

法のねらい

- 違法伐採は、地球温暖化の防止や森林の多面的機能、木材市場の公正な取引に悪影響を与えるおそれ
- 法令に適合して伐採された木材や木材製品（合法伐採木材等）の流通及び利用を促進
- これらの取組を通じて、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、地域及び地球環境の保全に資することを指向

そのために

国

- 基本方針の策定（第3条）
- 諸外国を含む法令等に関する情報等の提供（第4条）
- 法の意義に関する国民・事業者への広報（第4条）
- 登録実施機関の登録（第23条）
- 諸外国・民間団体、関係行政機関等と連携・協力（第38、39条、41条）
- 木材関連事業者等に対する指導・助言、勧告・命令、罰則措置、報告徴収・立入検査（第10、11、14、40、45条）

そのために

事業者

- 合法伐採木材等の利用の努力義務（第5条）
木材関連事業者
木材や木材製品の製造・加工・輸入・販売（消費者に対する販売を含む）又は木材を使用した建築等をする事業者
- 川上・水際の木材関連事業者の、木材等の合法性の確認（デュー・デリジェンス（DD））等及びそのうち一定規模以上の者における定期報告の義務（第6～8、12条）
- 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を行う努力義務（第13条）
- 第13条の措置を適切かつ確実に行う者に対する登録制度（第20条）
- 素材生産販売事業者
川上の木材関連事業者に素材を譲渡する事業者

○ 川上の木材関連事業者への情報提供義務（第9条）

法制度の見直し

クリーンウッド法は平成28（2016）年の制定以降、定期的に法制度の見直しを行っています。これまで以下の見直しが行われました。

令和3・4年度における見直し

令和3年9月から令和5年1月にかけて、合法伐採木材等の流通及び利用についての現状や課題等について把握するため、木材関係各種業界団体等からヒアリング等を含む検討会を計9回実施しました。[実施された検討会の詳細についてはこちら](#)

関連資料

- ① [合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）5年後見直しについて（とりまとめ）](#)（PDF：311KB）
- ② [合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）5年後見直しについて](#)（PDF：1,213KB）
- ③ [合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案及び審議経過等について](#) 
- ④ [モクレボ～林産物に関するマンスリーレポート～「特集-1」「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」の内容について」](#)（PDF：5,006KB）
- ⑤ [林野庁情報誌「林野-RINYA-」令和5年6月号「特集-合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律を改正しました」](#)

クリーンウッド・ナビ問い合わせ窓口はこちら 

▲ クリーンウッド法などに関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」TOPへ ▲

公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

林野庁

住所：〒100－8952 東京都千代田区麹町1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)
法人番号：4000012080002

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[逆引き事典から探す](#)[キーワードから探す](#)

Google 提供

検索

[林野庁について](#)[お知らせ](#)[政策について](#)[申請・お問い合わせ](#)[国有林野情報](#)[ホーム](#) > [分野別情報](#) > [クリーンウッド・ナビ](#) > [クリーンウッド法のこれまで](#) > [令和3・4年度における合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会](#)[クリーンウッド法の制度](#)[お役立ち情報](#)[クリーンウッドシステム](#)[国別情報](#)[登録制度](#)

令和3・4年度における合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会

令和3年9月から令和5年1月にかけて、合法伐採木材等の流通及び利用についての現状や課題等について把握するため、木材関係各種業界団体等からヒアリング等を含む検討会を計9回実施しました。

第1回

令和3年9月29日

オンライン開催

第2回

令和3年10月11日

オンライン開催

第3回

令和3年10月25日

オンライン開催

第4回

令和3年11月10日

オンライン開催

第5回

令和3年11月29日

オンライン開催

第6回

令和3年12月10日

オンライン開催

第7回

令和4年1月13日

ハイブリッド開催

第8回

令和4年3月2日

ハイブリッド開催

中間取りまとめ

令和4年4月作成

第9回

令和5年1月23日

ハイブリッド開催

第1回合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会

【日時及び場所】

令和3年9月29日（水曜日）13時30分～15時30分
オンライン開催

【主な意見等】

1. 総論

- ・合法伐採木材等の議論を行うに当たっては、持続可能性、温暖化対策、ESG投資、SDGs等の観点も重要。
- ・本検討会は合法伐採木材等の流通に関するものであるが、森林の持続可能性や伐採後の再造林を担保する森林法、輸入そのものを取り扱う関税法など、関連法令が多い。幅広く議論した上で、クリーンウッド法において行うべき取組を整理していくことが重要。
- ・クリーンウッド法で求めている合法性と、森林の持続可能性の担保というのは必ずしも一致せず、観点が異なる。
- ・合法性が確認されていない木材に違法性があるとは限らないことにも留意が必要。
- ・木材の需要者側の立場としては、何も気にしないでも普通に合法性が確認された木材を使うことが理想。他方、登録木材関連事業者以外の事業者は問題であるということにならないようにすべき。

2. 実効性の確保

- ・合法性確認を強化すべき。他方、企業負担の増加に対する配慮が必要であり、情報伝達のシステム化やメリット措置の構築等を検討すべきではないか。
- ・中小規模事業者による合法性確認への支援策として、業界団体の活用も重要。
- ・デュー・デリジェンス（DD）の具体的方法、確認判断基準の明示が重要。DDの方法が分からないとの声もあり、アドバイスできるような機関・事業者がいるとよい。
- ・（木材を市場で最初に取り扱う）第1種木材関連事業者により重い責任を負わせるべき。また、合法性確認に関する情報の開示がもっと行われるようにすべき。
- ・輸入材については、高リスクな国や製品に関する情報の共有や税関との連携が重要。また、中間加工国を経た木材など、木材輸入形態の多様化、複雑化への対応が必要。
- ・法の施行や監督を行う部署、人材を強化していくことが重要。
- ・樹木の所有者や伐採事業者のクリーンウッド法への関わりも検討すべき。

3. 制度の普及促進

- ・クリーンウッド法と、類似制度であるグリーン購入法・林野庁ガイドラインとの関係を整理すべき。
- ・第1種木材関連事業者の登録率を上げることが重要。
- ・第2種木材関連事業者への登録メリットを分かりやすく示すことが、制度の普及に重要。
- ・消費者へのPR強化も重要。

【配布資料】

[議事次第\(PDF：111KB\)](#) 

[参加者名簿\(PDF：64KB\)](#) 

[【資料1】林野庁木材利用課発表資料\(PDF：1,385KB\)](#) 

[【資料2】立花委員発表資料\(PDF：276KB\)](#) 

[【資料3】久保山委員発表資料2\(PDF：927KB\)](#) 

[【資料4】塚本委員発表資料\(PDF：407KB\)](#) 

[【資料5】日本木材輸入協会発表資料\(PDF：531KB\)](#) 

第2回合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会

【日時及び場所】

令和3年10月11日（月曜日）16時15分～18時00分
オンライン開催

【主な意見等】

1.総論

- ・クリーンウッド法の施行により、合法性の確認を行うべき対象が公共調達に用いる木材等から、全ての木材等に広がったことは意義があった。
- ・登録制度にはコストや手間に見合うメリットがないと見られているが、メリットという視点だけではなく、合法性が確認されたマーケットを作っていかなければならない、という問題意識を持つべき。
- ・木材関連事業者は合法性確認によるメリットのあるなしに関わらず、合法性を確認するという最低限のことをやらないと、木材流通が立ち行かなくなるという危機感を持つことも必要ではないか。
- ・欧米では認証材であっても価格プレミアが付かないという研究結果がある。他方、認証等を取っていないと輸出もできないという状況がある。合法性の確認はプレミアではなく流通させるための保険のようなものであるという認識を持つべき。

2.実効性の確保

- ・伐採する側の意識が十分でなく、売る際に合法性の証明を示さない場合がある。他方、証明されない材でも買われているので、売る側と買う側の双方の意識見直しが必要。
- ・第1種木材関連事業者による合法性確認の厳格化を行い、川下の需用者の積極的な参画を促すサプライチェーンを確立することが重要。
- ・グリーン購入法のガイドラインの仕組みは政府調達だけなので川下まで合法性の証明がある程度できるが、クリーンウッド法の場合は全ての取引が対象であり、合法性が確認された材と未確認の材の分別管理は、現実的には困難な場合が多い。やりたくてもできないため、特に、第2種木材関連事業者の登録が進んでいない。
- ・合法性確認を行うコストに対して、価格転嫁に至らない状況であることを踏まえ、合法性確認の効率化や負担軽減措置が重要。
- ・伐採国の特定が困難な複雑な流通を経た物品に対するリスク軽減措置の工夫が必要。
- ・政府と業界団体の役割分担や、登録実施機関の役割と位置づけについて検討が必要。
- ・木材関連事業者の業種間の公平性の担保が重要。対象物品の範囲の妥当性について検討が必要。

3.制度の普及促進

- ・合法性未確認の材の流通を減らすには、川上の事業者のみならず、川下の事業者、消費者の意識変革が重要。
- ・クリーンウッド法に基づく合法性確認が事業者の営業ツールとして効果的なものとなるよう、事業者の努力だけでなく、消費者への制度の普及が重要。
- ・木材利用の促進の観点からも、合法性確認が行われた木材の意義を消費者にパッケージとして伝えることが必要。

【配布資料】

[議事次第\(PDF：102KB\)](#) 

[参加者名簿\(PDF：61KB\)](#) 

[【資料1】全国森林組合連合会発表資料\(PDF：574KB\)](#) 

[【資料2】全国木材組合連合会発表資料\(PDF：727KB\)](#) 

[【資料3】住宅生産団体連合会発表資料\(PDF：332KB\)](#) 

[【資料4】日本建材・住宅設備産業協会発表資料\(PDF：1,985KB\)](#) 

【日時及び場所】

令和3年10月25日（月曜日）10時00分～12時00分
オンライン開催

【主な意見等】

1. 総論

- ・持続可能な調達などの取組を行う企業も増えている中、国際的・社会的な要求を再検討する必要。特にグローバル企業は社会的な要求事項も大きい。
- ・持続可能な調達のため違法伐採木材の排除に向けた取組は必須であり、最終的には違法伐採木材ゼロを目指すべき。一方で、現実的には段階的に取り組んでいくことになるのではないかと。
- ・適切なデュー・デリジェンス（DD）は社会的に求められる取組の一つであり、責任ある事業活動の必須条件である、との認識を持つべき。
- ・合法性確認が進んでいけば、確認済みであることではなく、未確認であることが伝達されるようになり、未確認材から他の材に代替していくのではないかと。

2. 実効性の確保（DDの実施）

- ・合法性の定義や合法性確認の範囲が示されていないために違法リスクの確認が不十分となっていることを懸念。確認すべき適用法の範囲を明確にする必要。
- ・リスク評価を正しく行うことで、リスクの低い物品を扱う事業者の作業負担の軽減が可能。そのためには、政府がDDの順や判断基準を明確に示すことが重要。リスク評価に当たっては、リスクの高い国や樹種の情報を踏まえることが有効。
- ・DDの手順や判断基準については、雛型・大枠を国が示し、より具体的には商習慣や取扱物品について熟知している各業界団体が作成することも効果的。
- ・政府が各国のリスクを評価して公開することは外交的に難しいと思われるが、腐敗認識指数（CPI）を含め、NGOが公表している様々な情報を活用いただくことも一案ではないかと。
- ・違法伐採木材の流通禁止を提言したいが、違法伐採木材の取締りではなく、DDの実施の徹底を目指すべき。
- ・川下（第2種木材関連事業者）からの要求は、第1種木材関連事業者が行うDDの質向上において重要。

3. 実効性の確保（検査・監督）

- ・事業者への検査を実施することで、事業者に対する法令遵守のプレッシャーとなることに加え、法律の効果の測定も期待できる。
- ・木材関連事業者であることを意識していない事業者もいることから、事業者を特定し、法に基づく合法性確認を行うよう促す取組が重要。
- ・法運用のための体制については、一義的には国が行うべきであるが、関係機関や業界団体にも役割を持たせる必要。監査を担う組織としては、独立性のある登録実施機関の活用が考えられるが、業界団体がどのような役割を担うべきか要検討。
- ・第1種や第2種の木材関連事業者、登録や非登録の事業者など、対象ごとに国や登録実施機関、業界団体がそれぞれ監査や指導を行うなどの方法も考えられる。
- ・第1種木材関連事業者の登録を強化するとともに、合法性確認の根拠書類の管理が重要。

4. 制度の普及促進

- ・中小事業者の登録を促すため、例えば業界団体が一括して登録を行うなど、中小事業者にとって取り組みやすい仕組みとすることが有効。
- ・合法性確認を行った木材の流通を増加させるためには、第2種木材関連事業者が第1種木材関連事業者に対して、そのような木材をリクエストしていくことが必要。

【配布資料】

[議事次第\(PDF：102KB\)](#) 

[参加者名簿\(PDF：68KB\)](#) 

[【資料1】国際環境NGO FoE Japan発表資料\(PDF：2,713KB\)](#) 

[【資料2】\(公財\)世界自然保護基金ジャパン\(WWFジャパン\)発表資料\(PDF：3,317KB\)](#) 

[【資料3】\(公財\)地球環境戦略研究機関\(IGES\)発表資料\(PDF：1,178KB\)](#) 

[【資料4】林野庁発表資料（CW法登録実施機関の取組状況等）\(PDF：552KB\)](#) 

第4回合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会

【日時及び場所】

令和3年11月10日（水曜日）9時30分～11時30分
オンライン開催

【主な意見等】

1. 総論、合法性確認

- ・ 合法木材等証明を行う各種法律・制度（クリーンウッド法、合法木材ガイドライン、木質バイオマスガイドラインなど）の整理が重要ではないか。
- ・ 事業者が適切なデュー・デリジェンスを実施するため支援が必要ではないか。
- ・ グリーン購入法・林野庁ガイドラインに基づく団体認定においては、毎年の実績報告及び3年に一度の認定更新時に、事業者の取組状況を確認している。実地監査を行うためには、人員・予算等の確保が課題。
- ・ 団体では会員の事業者に対して、グリーン購入法・林野庁ガイドラインに基づく指導に加え、林野庁からの各種連絡に基づく指導を行っている。団体に所属していない事業者に対して、政府がどのような手段を取り得るかを検討すべき。
- ・ 合法性確認にはコストがかかることから、制度の見直しに当たっては、事業者の負担への配慮が必要ではないか。
- ・ 事業者は、政府調達に限定することなく全ての木材取引を対象としたクリーンウッド法の趣旨を理解し、主体的に取り組むことが重要ではないか。
- ・ 伐採後の再造林、違法伐採への対処も考慮する必要あり。輸出にも役立つ制度になるとよい。
- ・ FSC、SGECなど種々の森林認証制度があるが、認証林は少ないように思われるので、数を増やす施策についても考えてはどうか。
- ・ クリーンウッド法においてもガイドラインと同様に、伐採段階から合法性の確認をつなげるやり方にするるとよい。

2. 制度の普及促進

- ・ 登録のメリットが乏しいという課題はあるものの、企業の責務として合法性確認を行うべきである、という考え方は浸透しつつあるように感じている。
- ・ 山側の事業者による合法性確認の促進には、住宅業界など川下の需要者からのニーズが効果的。その一方で、マーケットからの合法性確認木材の需要が芳しくない現実が課題。
- ・ クリーンウッド法や合法性の証明に関する問合せは少ないが、県産材など産地に係る確認は求められることは比較的多い。
- ・ 川下の需要者による合法性確認木材へのニーズを重視するあまり、煩雑な手続を強いる制度とならないよう留意が必要。
- ・ 木質バイオマスガイドラインに基づく分別管理は、取引価格に直結するため、事業者はしっかり取り組んでいる。合法性確認についても、事業者の取組が促進されるようなニーズがあることが重要ではないか。
- ・ 川下の需要者と直接関係を持つ消費者への普及啓発も重要。
- ・ 木材は日用品と異なり、個人が一生のうちに何度も購入するようなものではない。消費者への普及啓発については、このような特別な買い物に対して、森林認証等の普及も進んで、ガイドラインに基づく合法木材供給を開始した当時と状況が大きく異なっている中で、「合法性の確保」という価値がどれほど魅力的であるか、持続可能性、SDGsなどそれ以外の価値の提供も必要かといった観点からの検討も必要。
- ・ 日常生活において、FSCマークが印字された紙の普及を感じる。このような流れをどう木材に呼び込むか工夫すべき。

【配布資料】

[議事次第\(PDF: 101KB\)](#) 

[参加者名簿\(PDF: 65KB\)](#) 

[【資料1】全日本木材市場連盟発表資料\(PDF: 490KB\)](#) 

[【資料2】国産材製材協会発表資料\(PDF: 2,089KB\)](#) 

[【資料3】日本合板工業組合連合会発表資料\(PDF: 1,322KB\)](#) 

[【資料4】日本集成材工業協同組合発表資料\(PDF: 852KB\)](#) 

第5回合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会

【日時及び場所】

令和3年11月29日（月曜日）15時00分～17時00分
オンライン開催

【主な意見等】

1. 総論

- ・ デュー・デリジェンスの考え方を根拠にした木材利用推進の土台となるクリーンウッド法となることを期待。
- ・ 欧米等の法令に足並みをそろえ、森林認証制度のように投資家からも認められる合法性証明の仕組づくりが重要。
- ・ 違法伐採問題については、COP26森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言に署名した国として、日本が率先して取り組むべき。

2.合法性確認

- ・国際水準と言えるようなデュー・デリジェンスシステムと監査システムを導入すべき。上場企業の調達の実態に求められる合法性証明を目指して欲しい。
- ・合法性が確認できない木材等の流通を禁止すべきではないか。
- ・合法性と違法性は簡単に二分できるものではなく、実際はグラデーションになっている状況を踏まえてデュー・デリジェンスという手法が用いられていると思う。そういったことを考慮しつつ、どこまでデュー・デリジェンスの厳格化を求めるのかを検討すべき。
- ・団体がデュー・デリジェンスマニュアルを作成し、会員企業がそれに基づき取り組むことで、ある程度のレベルが担保されるものとする。
- ・零細企業の第2種木材関連事業者にとって分別管理や自ら合法性確認を行うことは、経営上も困難。第1種木材関連事業者の登録を義務化するなどして、市場に流通する木材が全て合法性確認済みという状況になって欲しい。
- ・デュー・デリジェンスの促進により、川上と川下の事業者の新たな関係が生まれることが期待できるのではないかな。
- ・合法木材証明について、供給側も需要側も互いに事前に確認を行うことを慣習化するなど、前向きに取り組むことが有効ではないかな。
- ・クリーンウッド法は政府調達のみならず民間需要も対象としているため、対象物品を拡大すべき。

3.事業者負担の軽減

- ・共通のシステムを低コストで利用できる体制の構築が必要。そのためには、できるだけ広く横断的に実施することが重要。
- ・トレーサビリティのシステム化による省力化が重要。
- ・設計や経理のデジタル化はある程度進んでいるものの、取引や合法性確認におけるデジタル化は一部の企業しか対応できていないのが実態ではないか。業界による差異もある。

4.制度の普及促進

- ・大企業だけでなく、零細の工場等にも登録しやすい仕組み作りやその施策を推進すべき。クリーンウッド法の認知度は総じて低いので、理解を深めるために、木材を取り扱う業界を上げたセミナー等の開催が必要。
- ・違法伐採木材等の存在が一般にはあまり知られていないため、登録することによる経営上の利点がない。普及のための一般向けPR戦略が重要。
- ・登録木材関連事業者を増やすためには、メリットの創出が重要。
- ・厳格に合法性確認を行う事業者の差別化や優遇措置の充実など、事業者のインセンティブにつながる取組が必要。

【配布資料】

[議事次第\(PDF: 120KB\)](#) 

[参加者名簿\(PDF: 99KB\)](#) 

[【資料1】日本合板商業組合発表資料\(PDF: 818KB\)](#) 

[【資料2】日本製紙連合会発表資料\(PDF: 443KB\)](#) 

[【資料3】全国建具組合連合会発表資料\(PDF: 1,829KB\)](#) 

[【資料4】全国建設労働組合総連合発表資料\(PDF: 609KB\)](#) 

[【資料5】日本建設業連合会発表資料\(PDF: 1,056KB\)](#) 

[【資料6】日本型枠工事業協会発表資料\(PDF: 1,545KB\)](#) 

第6回合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会

【日時及び場所】

令和3年12月10日（金曜日）10時00分～12時00分
オンライン開催

【主な意見等】

1.総論

- ・日本がクリーンウッド法で何をを目指すのか検討すべき。その際は、持続可能性や違法伐採対策に関する各国の動向を参考にしつつ、単なる法律の条文の比較ではなく、法の成り立ちや執行体制、運用状況等にも留意する必要。
- ・クリーンウッド法が何をを目指すのかを検討するに当たり、制度を活用してもらう、という視点が重要。
- ・日本としてどのような違法伐採対策をしていくのか、何の目的でやるのか方向性を示す必要。その際には、第一種木材関連事業者の責任の明確化、法の執行体制の整理、業界団体の位置づけについて検討すべき。
- ・クリーンウッド法の課題は、15年前に制定されたグリーン購入法に基づく林野庁ガイドラインの課題と重なっており、これらの課題を解決するためには新しい視点でのアプローチが必要。

2.川上

- ・素材生産事業者の合法性伝達の現状を踏まえると、素材生産事業者に対してクリーンウッド法への参画を期待できるのではないかな。
- ・合法性確認の状況は、構造的に川上が最も高く、流通や加工を経ると低くなってしまうので、川上の合法性確認の状況（割合、量）がしっかりしていることが重要。
- ・素材生産事業者に対して合法性伝達を義務化し、木材関連事業者へ譲り渡す段階で100%の合法性確認がなされれば、川下の事業者の分別管理も不要となる。川中・川下が安心して国産材を利用できるようになることを目指す段階になってきているのではないかな。
- ・合法性確認書類の川下への伝達について、紙でやり取りする現行の方法も含め、まずは情報の伝達率100%を目指すことが重要。
- ・国産材の合法性証明の方法として、書類を納品書等に添付するのではなく、ガイドラインに基づく認定の番号等を納品書等に記載するなど簡便化が図られている。合法的に伐採されたことを証明する方法としては受付印あり伐採届や適合 通知書など行政手続の書類に依ることが望ましいが、普及のためには同様の簡略化への取組が不可欠。将来的に、これらの行政手続情報のデジタル化を利用した伝達が進むことを期待。
- ・無断伐採等を行う悪質な素材生産事業者への対策は、クリーンウッド法と別の仕組みで行うことが必要。

3.川下、輸出

- ・法の趣旨を踏まえると、家具の種類や機能、材質等によって法の対象となるものと対象外となるものがあるのは好ましくないのではないかな。ユーザーから見て分かりにくいものはなくすべきであり、木質材料を取り扱う事業者は、共通の責任を負うべき。
- ・国内の家具市場で大きな割合を占める輸入家具について、法に基づき合法性確認が行われるようにし、国内の製造者、販売者及び消費者にメリットのある仕組みとすべき。
- ・輸出に当たっては、出荷先の木材調達方針の条件を満たすことが必要。例えば、FSC認証材や適切に管理された森林からの材であることが求められる。
- ・合法性証明について、単位製品ごとから、事業者ごとになれば、川下にとっては非常に活用しやすくなると考える。

4.制度の普及促進

- ・川下へ行くほど、様々な木材を合わせて加工されるため、100%合法性確認材であることは困難な場合も多い。厳格に運用するのか、または、加工品における合法木材使用率の目標を設定し、かつ現実的な値に設定することで、事業者の参画意欲を促すという考え方もあるだろう。
- ・現行の制度では、登録木材関連事業者は合法性が確認できなかった木材も扱える。このため、川下の事業者が調達先を選定する際に、その事業者から合法性確認ができた材が調達できるのか否（＝分別管理が必要となる）か、登録の有無だけでは分からない。登録事業者の中で、合法確認ができた材のみを取り扱う事業者を差別化する仕組みがあってもよいのではないかな。

【配布資料】

[議事次第\(PDF: 103KB\)](#) 

[参加者名簿\(PDF: 68KB\)](#) 

[【資料1】日本家具産業振興会発表資料\(PDF: 1,700KB\)](#) 

[【資料2】日本木材輸出振興協会発表資料\(PDF: 345KB\)](#) 

[【資料3】宮崎大学藤掛教授発表資料\(PDF: 450KB\)](#) 

[【資料4】\(公財\)地球環境戦略研究機関\(IGES\)鮫島氏発表資料\(PDF: 665KB\)](#) 

[【資料5】林野庁木材利用課木材貿易対策室発表資料\(PDF: 458KB\)](#) 

第7回合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会

【日時及び場所】

令和4年1月13日（木曜日）10時00分～12時00分
林野庁会議室（web併催）

【主な意見等】

1. クリーンウッド法に対する全般的な評価・意見

- ・検討会で指摘のあった課題の大半は新しいものではない。これまで解決できなかった課題について、その理由を分析・整理し、対策を検討することが必要。
- ・クリーンウッド法がグリーン購入法に基づく林野庁ガイドライン等の今までの取組と一番大きく異なる点は、対象が全事業者に広がり、また、対象範囲も家具などの製品分野まで大きく広がったこと。新たに合法性確認を行うこととされた事業者がどのように対応してきたのかについて、レビューを期待したい。
- ・クリーンウッド法への参画がESG投資に資することが明確になれば、大手企業は積極的に参画してくるのではないかな。
- ・合法性確認はマーケット参入の最低ラインであり、国際的には、合法性だけでなく持続可能性なども求められるため、持続可能性や生物多様性など合法性以外の要素をどの程度どう担保するのかについても考えていくべき。
- ・法の執行体制の整備について、中長期的な対応でも良いが、検討が必要。

2. 各課題に関する意見

- ・輸入材と比較して国産材のデュー・デリジェンスは複雑でないと思われるので、しっかりとデュー・デリジェンスを行うことで、国産材が信頼に足る材として流通する道筋が作られることを期待。
- ・デュー・デリジェンスは本来的には企業が自主的に実施するものであり、事業者による質の違いが避けられない。川下から川上へフィードバックが行われ、サプライチェーン全体でデュー・デリジェンスに取り組むことで質が向上し、有効に機能するようになるのではないか。
- ・第一種木材関連事業者と第二種木材関連事業者で合法性の確認方法や、合法木材に対する意識が大きく異なることを踏まえた対応が必要。
- ・登録事業者数が増加しているものの、低い水準に留まっていることが問題。CW法の実効性の確保は重要な論点であるが、その前段として、制度への参加者を増やす必要がある。
- ・第二種木材関連事業者の参加を促進するためには、まず第一種木材関連事業者による合法性確認材が十分に流通する状況を早急に達成することが必要。
- ・対象品目の見直しについては、単に拡大すればよいというものではなく、法の趣旨を踏まえた整理が重要ではないか。例えばリサイクル材や他の素材と混在しているものの取扱いなどの整理が必要。
- ・作る責任、使う責任、それぞれに果たすべき役割が有り、運用していくに当たってはそうした観点からの役割や責任を整理していくことが重要。

【配布資料】

[議事次第\(PDF: 99KB\)](#) 
[参加者名簿\(PDF: 112KB\)](#) 

第8回合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会

【日時及び場所】

令和4年3月2日（水曜日）10時00分～12時00分
林野庁会議室（web併催）

【主な意見等】

1. クリーンウッド法に対する全般的な評価・意見

- ・クリーンウッド法はSDGに資するものであると明確に位置付けるべき。それにより、ESG投資等に関連付ける等、様々な展開させていくことも考えられ、事業者がクリーンウッド法に基づく合法性確認等に取り組むインセンティブとなる。
- ・合法性だけでなく、持続可能性や生物多様性の観点も重要。見直しによって再造林につながる仕組みになればよい。木材利用を推進していくに当たり、持続可能性等の付加価値の見える化が必要。
- ・事業者へのメリットを考えるに当たっては、消費者から選ばれるというメリットを目指すべき。そのためにも、消費者に対し、クリーンウッド法の意義等をPRすることが重要。
- ・輸入材について、クリーンウッド法に基づく合法性確認のために外国の取引相手に対して証明書類を求めても、対応されないことがある。政府はクリーンウッド法の存在や意義を海外にもしっかりと発信すべき。
- ・輸入事業者の中には、海外の生産国における持続可能な森林経営の確保につなげていくといった、高みを目指す機運があるので、それをクリーンウッド法が後押しすることを期待。
- ・法律としては、森林資源の適切かつ持続可能な利活用の推進に資することを目指してほしい。

2. 今後の検討に関する意見

- ・今後クリーンウッド法の見直しを行うのであれば実効性のある制度とすることが重要。
- ・新たな制度を作る場合にかなりの労力と費用が掛かることを考え、例えば旧NEPCon（EU木材規制監督団体）が公表しているリスク情報を活用する等、既存の国内制度や海外の諸情報・事例を活用するべき。
- ・今後具体的見直しを検討するに当たっては、クリーンウッド法を通じて最終的に目指していくものを明確にし、時間軸をもったロードマップを示していくべき。PDCAを行いながら進めていくことが重要。
- ・制度見直しによって、事業者に新たな制限が加えられたり、義務が課されたりするのであれば、対応するために必要な猶予期間や支援の仕組みが必要。
- ・検討会を通じて、国産材は合法性確認100%を目指せる状況ではないかと認識。素材生産事業者の協力を得ながら、合法性確認の取組を強化し、山元にお金が還るようになることを期待。
- ・合法性確認に関する情報の連鎖の仕組みを活用して、木材のCO2固定量の情報などを需要者へ伝えることはできないか、という話もある。情報の連鎖の仕組みが様々な付加価値情報の伝達に使われていくことも期待したい。

【配布資料】

[議事次第\(PDF: 98KB\)](#) 
[参加者名簿\(PDF: 61KB\)](#) 

合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会「中間とりまとめ」

[「合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会」中間とりまとめ\(PDF: 597KB\)](#) 
[「合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会」中間とりまとめ（概要）\(PDF: 254KB\)](#) 
[検討会における議論の整理\(PDF: 611KB\)](#) 

【日時及び場所】

令和5年1月23日（月曜日）10時00分～12時00分
林野庁会議室（web併催）

【主な意見等】

1. 「クリーンウッド法の5年後見直しについて（とりまとめ）」の方向性（全般）について

- ・ 検討会の中間とりまとめの方向性が反映されていることは評価できる。
- ・ これまで本法の枠外だった素材生産事業者や小売事業者が追加されたことは評価できる。事業者の範囲が拡大したことにより、行政側の体制作りなどにも取り組んでいく必要がある。
- ・ 事業者が日常的にデュー・デリジェンスを実施していくための体制づくりをどのように行っていくかという点については、更なる検討を行った上で広く普及させていく必要がある。
- ・ 見直しを契機に、環境NGOや市民までを含む多様な主体を巻き込み、皆が合法性の確保された木材を使っている社会を実現することが重要である。
- ・ 政省令や基本方針等の検討の際においても関連状況の提供をお願いする。

2. 事業者の負担軽減について

- ・ 国産材流通において、素材生産事業者等が情報提供を行い、伐採届を確認することは非常に重要である。その一方で、なるべく手間がかからない形を検討してほしい。
- ・ ロードマップにある輸入材について、相手国政府に対する許可証の発行等の働きかけを継続してしっかり行っていく必要がある。
- ・ クリーンウッド法とグリーン購入法の関係の整理を行う必要がある。林野庁ガイドラインの取組は引き続き活用できるようにしてほしい。
- ・ 持続可能性についての文言が見られないことは残念である。今後のグリーン購入法との整理に当たっても留意してほしい。
- ・ クリーンウッド法が目指す世界を実現するためには、事業者が参照するための手引の作成と活用が重要であり、それを進めの中で各事業者がデュー・デリジェンスの体制を備えることが必要である。

3. 消費者等の理解の醸成及び事業者のメリットについて

- ・ 輸入材においては、合法性が確認できなかった木材がまだ一定程度存在する。そのような木材を取扱う事業者に対する改正法の周知を徹底し、この未確認材を減らしていく必要がある。
- ・ 伐採届等の処理主体である地方公共団体の理解促進を図ることが必要である。
- ・ 公共事業での加点やマークの検討等、木材関連事業者のメリットについて汎用性の観点からよく検討してほしい。

4. 政府による実施状況の把握について

- ・ 見直しを実効性のあるものとするために、指導、監督に係る人員を含む体制の確保が重要である。
- ・ 定期報告の対象外となる一定規模未満の事業者に対しても何らかの手段で状況を把握することが重要である。
- ・ 年1回の報告だけでなく、継続的なモニタリングが必要ではないか。また、分野や用途別の情報把握が必要ではないか。

【配布資料】

議事次第(PDF：56KB) 

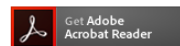
参加者名簿(PDF：63KB) 

【資料】議事（1）「クリーンウッド法5年後見直しのとりまとめ」について(PDF：1,149KB) 

クリーンウッド・ナビ問い合わせ窓口はこちら ▶

▲ クリーンウッド法などに関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」TOPへ ▲

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

林野庁

住所：〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）代表番号へのお電話について
法人番号：4000012080002

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

 逆引き事典から探す

 キーワードから探す

検索

林野庁について

お知らせ

政策について

申請・お問い合わせ

国有林野情報

[ホーム](#) > [分野別情報](#) > [クリーンウッド・ナビ](#) > [クリーンウッド法に関するQ&A、手引き、パンフレット、用語解説](#)

クリーンウッド法の制度

お役立ち情報

クリーンウッドシステム

国別情報

登録制度

クリーンウッド法に関するQ&A、手引き、パンフレット、用語解説

関連資料 

パンフレットなど 

説明会資料 

用語解説 

関連資料

運用説明資料、Q&A

- [運用説明資料（R6.8月版）：合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）について](#)(PDF：2,534KB) 
- クリーンウッド法における詳細な運用説明を掲載しています
- [Q&A（後日送付します）](#) (PDF：275KB) 

素材生産販売事業者向けの資料

- [伐採造林届出書を提出される皆様へ](#)(PDF：537KB) 

木材関連事業者向けの資料

- [証明として活用できる情報の具体例（国産材・輸入材）](#) (PDF：619KB) 
- [クリーンウッド法の合法性の確認に活用可能な都道府県等による認証制度一覧（令和6年11月版）](#) (PDF：88KB) 
- [証明として活用できる情報を認証する団体一覧【告示】](#) (PDF：608KB) 
- [クリーンウッド法における合法性の確認（デュー・デリジェンス）手引き](#)(PDF：2,015KB) 
 - ・ [木材・木材製品の譲受け等から次の譲渡しまでのフローチャート](#)(PDF：161KB) 
 - ・ [チェックリスト](#)
 - 1-1：[原材料情報として収集等すべき事項](#)(PDF：63KB) 
 - 2：[木材・木材製品の違法伐採リスクの確認に係る確認事項](#) (PDF：137KB) 
- [>クリーンウッド法における合法性確認のための手引きのページはこちら](#)
- [国産原木の合法性確認（デュー・デリジェンス）手引きについて](#) [「外部リンク」](#) 

家具関連事業者向けの資料（経済産業省所管）

- [合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）（METI/経済産業省）](#) [「外部リンク」](#) 
- [経済産業省のクリーンウッド法に関するHP](#)
- [「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法性確認木材等の普及に向けた家具・紙等の物品の製造、加工、輸入、輸出又は販売に関するガイドライン](#) [「外部リンク」](#) 
- [家具関連事業者が合法性の確認等の取組を行うに当たって、参考となるよう取りまとめたガイドライン。令和6年6月28日に、経済産業省が改正版を公表しています。](#)

関連制度

合法性に係る制度として下記のものがあり、クリーンウッド法の運用においてもこの仕組みを活用することができます。

- [木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン](#) (PDF：178KB) 
- (平成18年2月、林野庁)

このガイドラインでは、合法性・持続可能性の説明方法として

- (1) 森林認証制度及びC o C 認証制度を活用した証明方法
- (2) 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法
- (3) 個別企業等の独自の取組による証明方法

が示されています。



PDFタイトルが入ります
(PDF: ---KB)

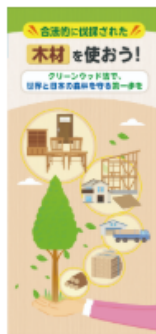
・データ閲覧 (片面 両面)

素材生産販売事業者・木材関連事業者向けパンフレット（令和7年4月1日発行）

クリーンウッド法のあらましと事業者の役割について掲載しています。

掲載内容

- ・クリーンウッド法とは
- ・クリーンウッド法の対象となる各事業者の役割（義務と努力義務）
- ・クリーンウッド法の対象となる物品
- ・対象となる事業者
- ・素材生産販売事業者の役割
- ・木材関連事業者の役割（義務・努力義務）
- ・クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者のすすめ
- ・クリーンウッドシステムについて
- ・クリーンウッド法に関するQ&A



合法的に伐採されて木材を使おう！

- ・印刷用(PDF: 903KB)
- (A3両面短辺縦じて折り曲げるとリーフレットのように印刷できます)
- ・データ閲覧 (片面)

その他事業者・消費者向けリーフレット（令和7年4月1日発行）

掲載内容

- ・私たちの暮らしは世界の森林とつながっています
- ・木材だけじゃない！森林の恵み
- ・知っていますか？森林で起きていること
- ・私たち消費者にできることは？
- ・日本はどんな取組をしているの？
- ・クリーンウッド法はどんな仕組み？
- ・クリーンウッド法についてもっと知りたい！



違法伐採をなくそう!!「クリーンウッド法」

- ・印刷用、データ閲覧用(PDF: 916KB)

消費者向けチラシ（令和7年4月1日発行）

掲載内容

- ・あなたの暮らしに関わる「クリーンウッド法」！
- ・違法伐採は世界的な問題
- ・私たちにできることは？
- ・SDGsへの貢献
- ・「クリーンウッド法」についてもっと知りたい方は
- ・クリーンウッド・ナビについて
- ・信頼できる事業者を探すなら



クリーンウッドのすすめ 使う責任 少しの気づかい

- ・印刷用、データ閲覧用
(PDF: 2,012KB)

消費者向けマンガ

違法伐採や合法伐採木材、クリーンウッド法に関するマンガです。

クリーンウッド法に関する説明会資料

令和6年度開催

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の改正について（令和6年10月～11月開催）

	概要	資料	アーカイブ動画 (YouTube)
第1部説明会 （主な対象者） 自治体の林業担当者 業界団体の担当者 関係制度の認定団体 関係事業者 など	クリーンウッド法制定の背景や概要、改正法の下で事業者が実施すべき事項等、クリーンウッド法の基本について網羅的にご理解いただくためのプログラム	第1部説明会 (PDF : 2,347KB) 	https://www.youtube.com/playlist?list=PLMvvhD9xvwfnFSKcPzYlkxBB6U0RsPtEx 
第2部指導者養成講座 （主な対象者） 業界団体や企業においてクリーンウッド法対応の中心となる方 制度に関する指導や説明役を担う可能性のある方 など	Q&A等、制度の運用等についてより詳しい知識を習得いただくためのプログラム	第2部指導者養成講座(PDF : 3,224KB) 	

令和6年度開催

流通木材の合法性確認システム（クリーンウッドシステム）説明会（令和7年2月開催）

	アーカイブ動画 (YouTube)	・説明会資料 ・システム説明会時の質疑応答 (PDF)
改正クリーンウッド法とシステムの関係	https://www.youtube.com/watch?v=qw3sIc6G0oM	・流通木材の合法性確認システム（クリーンウッドシステム）説明会資料 (PDF : 258KB)  ・システム説明会時の質疑応答(PDF : 2,790KB) 
システム操作における画面説明	https://www.youtube.com/watch?v=AegeeLoFDrs	
利用者登録申請方法について	https://www.youtube.com/watch?v=Qw9hmk35YkU	

用語解説

義務

必ず行わなければならない事項

努力義務

行うよう努力すべき事項、取り組むことが求められる事項

合法伐採木材等

日本または原産国の法令等に適合して伐採された樹木を材料とする木材等

合法性確認木材等

木材関連事業者がクリーンウッド法第6条第1項に規定する合法性の確認により、違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いと確認した木材等

デュー・デリジェンス（通称：DD）

自らの事業が要因となって生じうる負の影響（リスク）を特定し、それを防止・軽減し、どのように対処したかについて説明責任を果たすこと

PDCA

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の業務を改善するためのサイクル

素材生産販売事業者

素材の生産及び流通について主体的に決定する事業者（[詳細はこちら](#)）

木材関連事業者

木材等の譲り渡しを行う等、流通に関与する事業者（[詳細はこちら](#)）

[クリーンウッド・ナビ問い合わせ窓口はこちら](#) ▶

▲ [クリーンウッド法などに関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」TOPへ](#) ▲

公式SNS



[関連リンク集](#)

[農林水産省
トップページへ](#)

林野庁

住所：〒100－8952 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)
法人番号：4000012080002

[ご意見・お問い合わせ](#)

[アクセス・地図](#)

逆引き事典から探す

キーワードから探す

Google 提供

検索

林野庁について

お知らせ

政策について

申請・お問い合わせ

国有林野情報

ホーム > 分野別情報 > クリーンウッド・ナビ > 地方公共団体（都道府県、市町村）の方へ

クリーンウッド法の制度

お役立ち情報

クリーンウッドシステム

国別情報

登録制度

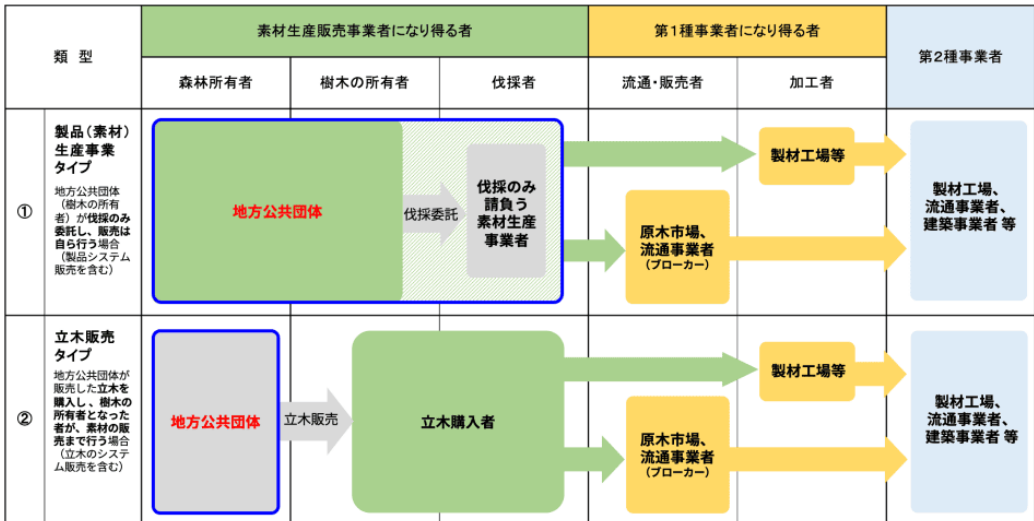
地方公共団体（都道府県、市町村）の方へ

都道府県有林、市町村有林を所有している地方公共団体の義務について

都道府県有林、市町村有林を所有している地方公共団体は素材生産販売事業者に該当する場合があります。素材生産販売事業者には情報提供の応諾義務の対象となります。

- (1) 製品生産事業の場合は、譲渡しを行う地方公共団体が素材生産販売事業者者に該当
(2) 立木販売の場合は、購入者が樹木の所有者となり、素材生産販売事業者者に該当

地方公共団体 : 素材生産販売事業者 (情報提供の応諾義務の対象) : 第1種事業者 (合法性の確認等の義務の対象) : 第2種事業者 : その他の事業者等



素材生産販売事業者への周知について

林野庁では、伐採造林届出書の提出のために市町村等窓口を訪れた方向けに、クリーンウッド法における素材生産販売事業者の義務について周知するためのチラシを作成しています。

つきましては、以下チラシを事業者への配布、窓口での掲示等にご活用ください。

チラシのダウンロードは[こちら](#) (PDF: 536KB) から



木材関連事業者による合法性確認に活用可能な原材料情報（都道府県等の認証制度等）について

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令」（令和7年4月1日施行）に基づき、条例等に基づく伐採許可証や地方公共団体が発注する事業の契約書のほか、都道府県等における認証制度も要件を満たすものは原材料情報として活用可能です。

都道府県等の認証制度については、クリーンウッド法の下で合法性確認に活用可能な制度を以下、一覧表にまとめております。

都道府県名	認証名	管理団体	備考
栃木県	栃木県産木材証明制度	栃木県木材業協同組合連合会、栃木県森林組合連合会	
埼玉県	さいたま県産木材認証制度	さいたま県産木材認証センター	さいたま県産木材認証制度実施要綱第4条に基づく「伐採における合法性が証明されている県産材」に限る
千葉県	ちばの木認証制度	ちばの木認証センター	
東京都	東京の木多摩産材認証制度	東京の木多摩産材認証協議会	
山梨県	山梨県産材認証制度	山梨県産材認証センター	山梨県産材認証センター事業実施要綱第4条に基づく「伐採における合法性が証明されている県産材」に限る
岐阜県	岐阜県証明材推進制度	岐阜県	
愛知県	愛知県産材認証制度	愛知県産材認証機構	
愛知県	豊田加茂地域木材認証制度	豊田加茂地域木材認証協議会	県内豊田市、みよし市から産出される木材のみの認証制度
滋賀県	びわ湖材産地証明制度	県産木材活用推進協議会	
京都府	京都府産木材認証制度	京都府	
奈良県	奈良県産材証明制度、奈良県地域認証材制度	奈良県産材認証センター	
鳥取県	「鳥取県産材」産地証明制度	鳥取県産材活用協議会	原木市場に出荷せず、素材生産販売事業者が鳥取県産材販売管理票を発行する場合のみ
徳島県	徳島県木材認証制度	徳島県木材認証機構	
徳島県	神山町産材認証制度	神山町産材認証機構	県内神山町から産出される木材のみの認証制度
香川県	香川県産木材認証制度	香川県産木材認証制度運営協議会	

※「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令（令和五年政令第三百四十二号）」に規定された内容の範囲において有効です（上記一覧の認証制度内でも、伐採造林届出書や当該政令第一条第一項第一号～十一号における情報を参照して合法性の確認を行っていないものは対象外）。

※ 伐採届や特定間伐等促進計画等に対して地方公共団体が発行する適合通知書等も当該政令第一条第一項第十二号に包含されています。

認証制度一覧のダウンロードはこちら 

活用可能とされた認証制度は以下の要件を満たしております。

- ・ 伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続がなされたことを合法性の確認・証明要件として認証要領等で定めていること
- ・ 要領等に基づき発行された認証書等をクリーンウッド法上の第一種木材関連事業者が合法性確認を行う際に収集又は整理できること

一覧表掲載内容の修正・削除、制度の追加等をご希望の場合は、「[お問合せ](#)」掲載の林野庁木材利用課合法伐採木材利用推進班」までご連絡ください。

クリーンウッド・ナビ問い合わせ窓口はこちら ➡

▲ クリーンウッド法などに関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」TOPへ ▲

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

林野庁

住所：〒100－8952 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）代表番号へのお電話について
法人番号：4000012080002

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

逆引き事典から探す

キーワードから探す

Google 提供

検索

林野庁について

お知らせ

政策について

申請・お問い合わせ

国有林野情報

ホーム > 分野別情報 > クリーンウッド・ナビ > 定期報告

クリーンウッド法の制度

お役立ち情報

クリーンウッドシステム

国別情報

登録制度

定期報告

定期報告について

報告様式

提出窓口

第1回の報告は令和7年度実績を令和8年6月末までに提出となります。

定期報告について

一定規模以上の木材等を取り扱う第1種事業者は、毎年1回、取り扱った木材等の数量等を報告する義務があります。

- 一定規模の基準は、事業の内容（国産／輸入）や物品（木材／木材製品）ごとに区分
- いずれかの基準を上回った場合、すべての区分について報告

定期報告の対象となる基準	第一種事業として譲受けた区分1～3ごとの量	
	区分1：国産材（丸太）の総量	3万m ³
	区分2：輸入した「木材」を丸太換算した総量	3万m ³
	区分3：輸入した家具・紙等の物品（「木材」以外）の総量	1.5万トン
	※使用する丸太換算係数は任意 ※輸出された国木材（もしくは「伐採国が日本の木材等」）を輸入した場合は、区分1ではなく区分2に該当 ※家具等においては、「主たる部材」意外の重量も含む。ただし、部材ごとに輸入する場合は、「主たる部材」のみの重量	
報告対象	① 第1種木材関連事業者として譲受けた木材等についてのみ報告 ② 上記区分1～3のいずれかの基準を上回った場合、すべての区分について報告	
報告内容	① 譲受け等をした木材等の総量（種類別に報告） ② ①のうち合法性が確認できた木材等の数量	

<定期報告の対象となるか否かの考え方の例>

	国産材 【区分1】	輸入木材等		定期報告の対象
		木材 【区分2】	家具・紙等の物品 【区分3】	
事業者A	5万m ³	0m ³	0トン	全ての区分について報告
事業者B	1万m ³	3万m ³	0トン	全ての区分について報告
事業者C	2万m ³	2万m ³	1万トン	報告対象外

定期報告における一定規模の基準の具体例はこちら



- 基準を上回った第1種事業者は、毎年1回①及び②を主務大臣に報告
- ① 第1種事業者として譲受けた木材等の総量
- ② ①のうち合法性確認木材等の数量

報告内容 一定規模の「基準の区分」ごとに、(1)(2)について報告	(1)	譲受け等をした木材等の総量 譲受け等をした木材等の総量を種類別に報告 ①【区分1、区分2】木材の単位：任意 木材の種類：「素材」「板材、角材等」「単板、合板等」「集成材等」「OSB」「ペレット等」「チップ等」 ②【区分3】家具・紙等の単位：トン（任意の換算係数で単位を統一） 家具・紙等の種類：「家具」「木材パルプ、紙」「建材」「建具」「中間製品・その他」 ※1 報告がない種類については、0と報告されたこととする ※2 自家消費用や第2種として譲受けた木材等は報告不要（合法性確認の義務に係る木材等のみ報告すればよい） ※3 複数の区分に係る事業を行っている場合、区分をまたいでの合算は不要 ※4 自ら所有する/所有者から委託を受け伐採した樹木の加工を行う事業者においては、伐採量ではなく加工部門で引き受けた数量
	(2)	(1)のうち合法性確認木材等の数量 ※（1）で用いた単位と揃えること ※合法性確認を行った木材等の数量ではなく、合法性が確認できた木材等の数量
対象期間	前年度の4月～3月（基準の対象、報告の対象いずれも）	
報告方法	メール、書面、クリーンウッドシステム	
報告期限	毎年6月末日	
報告先	① 木材（国産、輸入を問わない）のみ扱った場合 農林水産大臣 ② 輸入の家具・紙等のみ扱った場合 経済産業大臣 ③ ①、②の両方を扱った場合 農林水産大臣及び経済産業大臣	

記載例

○入荷時にクリーンウッド法対象外物品と対象物品用の原材料の仕分けが不可能な場合は、対象外物品用の材料分も含めた数量を記載して構いません。
○クリーンウッド法対象外の木材（密輸入等の森林外の樹木）を一括に入荷し仕分けが不可能な場合は、対象外の木材も含めた数量を記載して構いません。

区分	譲受け等をした木材等の総量(入荷量)			うち合法性確認木材等の数量		樹種	備考
	木材等の種類	総量	単位	数量	単位		
1	国産材	素材（丸太）	5,000 m ³ （立米）	5,000	m ³ （立米）		
2	輸入した「木材」	素材（丸太）	2,000 m ³ （立米）	1,850	m ³ （立米）		
		板材、角材等					
		単板、合板等	1,000 m ³ （立米）	950	m ³ （立米）		
		単板、合板等	300 m ² （平米）	300	m ² （平米）		
		集成材等					
		OSB					
		ペレット等					
		チップ等	10.0 t（トン）	10.0	t（トン）	広葉樹	
3	輸入した家具・紙等の物品 （「木材」以外）	家具	5.0 t（トン）	1.4	t（トン）		
		木材パルプ、紙			t（トン）		
		建材			t（トン）		
		建具			t（トン）		
		中間製品・その他	1.0 t（トン）	0.0	t（トン）		

※必要に応じて行を追加してご利用ください。

参考：木材等の種類

木材

木材等（家具・紙等の物品）

報告様式

以下のExcelファイルに必要事項を入力し、提出窓口に送付してください。

定期報告様式



※ メールで提出される場合は、PDF化せずにExcelファイルのまま提出してください。

※ 上記の様式に準じていれば、任意の様式にて報告いただいても結構です。
(必要な報告事項に漏れがないかご注意ください)

※ 登録木材関連事業者として登録実施機関に対し年度報告を提出されている事業者は、年度報告の写しを提出いただければ結構です。別途上記様式にて作成いただく必要はありません。(年度報告様式 )

提出窓口

農林水産大臣 宛

メールでの提出



cleanwood@maff.go.jp

林野庁林政部木材利用課
合法伐採木材利用推進班

書面での提出

〒100-8952
東京都千代田区霞が関1-2-1
林野庁林政部木材利用課
合法伐採木材利用推進班

経済産業大臣 宛

メールでの提出



bzl-cleanwood@meti.go.jp

経済産業省製造産業局
生活製品課・素材産業課

書面での提出

〒100-8901
東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省製造産業局
生活製品課

クリーンウッドシステムから提出する場合はこちら



クリーンウッド・ナビ問い合わせ窓口はこちら ▶

▲ クリーンウッド法などに関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」TOPへ ▲

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

林野庁

住所：〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）代表番号へのお電話について
法人番号：4000012080002

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

2023年4月1日の失効を前に、違法伐採禁止規則及び違法伐採禁止法の見直しがなされました。

② 中国：森林法

[森林法\(PDF: 387KB\)](#) 

2020年の森林法改正により違法伐採木材の購入、加工、輸入に対する規制を措置しました。その詳細を定める森林法実施条例の改正を検討中です。2022年7月から8月まで森林法実施条例の改正案へのパブリックコメントの募集が行われました。

③ ニュージーランド：森林法

[2010-RIS-Forests-Act-Amendment-Bill-2010.doc \(live.com\)](#) [\[外部リンク\]](#) 

森林法改正による、国内産木材及び輸入木材の合法性を保証する制度の導入を予定しています。

2022年に改正森林法案が国会に提出され、2023年5月に成立しました。2027年の制度の施行に向けた作業が進められています。

各国の合法性の確認に活用できる書類はこちら ▶

クリーンウッド・ナビ問い合わせ窓口はこちら ▶

▲ クリーンウッド法などに関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」TOPへ ▲

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

林野庁

住所：〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)
法人番号：4000012080002

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

逆引き事典から探す

キーワードから探す

Google 提供

検索

林野庁について

お知らせ

政策について

申請・お問い合わせ

国有林野情報

ホーム > 分野別情報 > クリーンウッド・ナビ > 国別情報 > 原材料情報の証明書として使用できる書類：日本

クリーンウッド法の制度

お役立ち情報

クリーンウッドシステム

国別情報

登録制度

原材料情報の証明書として使用できる書類：日本

日本においては、以下の書類をクリーンウッド法における原材料情報の証明書として使用することができます。

伐採する 森林の種 類		証明書として使用できる書類
民 有 林	共 通	①木材の安定供給の確保に関する特別措置法第4条における 認定事業計画
		②森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法における 特定間伐等促進計画 、 認定特定増殖事業計画 、 認定特定植栽事業計画
		③地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律における 認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画 （外部リンク） （PDF）
		④森林経営管理法第43条における 命令書または公告
		⑤森林法第49条における立入調査の許可書
		⑥森林法第188条における農林水産大臣または首長の命令書
		⑦森林法第11条第5項における 森林経営計画認定書及び森林経営計画書（伐採に係る箇所のみ）
		⑧都道府県等による地域材証明制度による木材に対する証明（合法性を要件にしている制度に限る）
		⑨森林認証制度による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者による制度に限る）
		⑩木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認証による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者による認定に限る） （参考）木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(PDF: 182KB) （PDF）
		⑪条例等に基づく伐採に関する許可書や届出書等
	普 通 林	①森林法第10条の8第1項における 伐採造林届出書
		②森林法第10条の8第1項第1号における 法令等による許可証等
		③市町村による伐採造林届出書に係る適合通知書
		④森林法第10条の8第3項における 緊急伐採後の事後届出書
		⑤森林法第10条の2第1項における 林地開発許可書
		⑥森林法第10条の15における 公益的機能維持増進協定
	保 安 林	①森林法第34条第1項における 保安林伐採許可書
		②森林法第34条第1項第1号における保安林伐採許可書等
		③森林法第34条の2における択伐及び同法第34条の3における間伐の届出書
		④森林法第34条第9項における緊急伐採後の事後届出書
		⑤森林法第39条の4第1項における 特定保安林の伐採に関する地域森林計画
		⑥森林法施行規則第60条第1項第5号～第9号における届出書

国有林	①林産物の売買契約書、請書等
	②産物販売委託契約書
	③立木補償に関する契約書、請書等
	④樹木採取権実施契約書

※書類は該当箇所の写しのみでよい ※公有林についても、国有林の①～③に相当するものを活用することが可能

クリーンウッド・ナビ問い合わせ窓口はこちら ▶

▲ クリーンウッド法などに関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」TOPへ ▲

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。

 Get Adobe Acrobat Reader

公式SNS   

関連リンク集

農林水産省
トップページへ

林野庁

住所：〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)
法人番号：4000012080002

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

逆引き事典から探す

キーワードから探す

Google 提供

検索

林野庁について

お知らせ

政策について

申請・お問い合わせ

国有林野情報

ホーム > 分野別情報 > クリーンウッド・ナビ > 各国の合法性の確認に活用できる書類

クリーンウッド法の制度

お役立ち情報

クリーンウッドシステム

国別情報

登録制度

各国の合法性の確認に活用できる書類

アジア 太平洋 北米 中南米 ヨーロッパ アフリカ

国・地域	合法性の確認に関する法令、システム、施策等	合法性の確認に活用できる書類の事例 リスク低減に関する情報
アジア		
インドネシア	- 木材合法性証明システム（SVLK） - 木材合法性証明システム（SVLK）の実施状況 - その他木材等の適正な流通の確保に関する情報	合法性の確認に活用できる書類の事例
カンボジア	- 合法伐採木材に関連する法令及びその運用 - 法令 - 関係行政機関一覧 - その他木材等の適正な流通の確保に関する情報	合法性の確認に活用できる書類の事例
韓国	合法伐採木材等に関する法令の概要	合法性の確認に活用できる書類の事例
タイ	- 合法伐採木材に関連する法令等及びその運用 - 法令 - 関係行政機関一覧 - その他木材等の適正な流通の確保に関する情報	合法性の確認に活用できる書類の事例
中国	- 森林伐採・木材流通に係る行政体制 - 新森林法による変更点 - 非森林地における植林木の取扱概要 - 法令	- 合法的な伐採から輸出までの手続き - 合法性の確認に活用できる書類の事例
フィリピン	- 合法伐採木材に関連する法令及びその運用 - 法令 - 関係行政機関一覧 - その他木材等の適正な流通の確保に関する情報	合法性の確認に活用できる書類の事例
ベトナム	- 木材合法性証明システム（VNTLAS） - その他木材等の適正な流通の確保に関する情報	VNTLASで作成される合法性を証明する書類
マレーシア （全般）	- 合法伐採木材に関連する法令等及びその運用 - その他木材等の適正な流通の確保に関する情報	合法性確認に使用できる書類や情報
マレーシア （サバ州）	- 合法伐採木材に関連する法令等及びその運用 - 法令 - その他木材等の適正な流通の確保に関する情報	合法性の確認に活用できる書類の事例
マレーシア （サラワク州）	- 合法伐採木材に関連する法令等及びその運用 - 法令 - その他木材等の適正な流通の確保に関する情報	合法性の確認に活用できる書類の事例

マレーシア (半島部)	① 合法伐採木材に関連する法令等及びその運用 ② 法令 ③ その他木材等の適正な流通の確保に関する情報	① 合法性の確認に活用できる書類の事例
ミャンマー	① 合法伐採木材に関連する法令等及びその運用 ② 法令 ③ 関係行政機関一覧 ④ その他木材等の適正な流通の確保に関する情報	① 合法性の確認に活用できる書類の事例
ラオス	① 合法伐採木材に関連する法令等及びその運用 ② 関係行政機関一覧 ③ その他木材等の適正な流通の確保に関する情報	① 合法性の確認に活用できる書類の事例
大洋州		
オーストラリア (豪)	① 木材・木材製品の生産・流通等に関する法令等とその運用状況（国産材） ② 木材・木材製品の生産・流通等に関する法令等とその運用状況（輸入材） ③ 法令 ④ 関係行政機関一覧	① 違法伐採リスク低減の先進事例 ② 合法性の確認に活用できる書類の事例
ソロモン諸島	① 合法伐採木材に関連する法令等及びその運用 ② 法令 ③ 関係行政機関一覧 ④ その他木材等の適正な流通の確保に関する情報	① 合法性の確認に活用できる書類の事例
ニュージーランド	① 政府による合法性保証（証明）・確認システム ② 主要関連法令 ③ 関係行政機関一覧 ④ 民間の森林認証スキーム	① リスク低減の取組 ② 合法性の確認に活用できる書類の事例
パプアニューギニア	① 合法伐採木材に関連する法令等及びその運用 ② 法令 ③ 関係行政機関一覧 ④ その他木材等の適正な流通の確保に関する情報	① 合法性の確認に活用できる書類の事例
フィジー	① 合法伐採木材に関連する法令等及びその運用 ② 法令 ③ 関係行政機関一覧 ④ その他木材等の適正な流通の確保に関する情報	① 合法性の確認に活用できる書類の事例
北米		
アメリカ合衆国	① 合法伐採木材に関連する法令等及びその運用 ② 主要関連法令 ③ 主要関係行政機関 ④ 民間の森林認証システム	① 民間のリスク低減に係る取組 ② 合法性の確認に活用できる書類の事例
カナダ	① 森林の伐採段階における法令等 ② 木材の流通段階における法令等 ③ 木材及び木材製品の輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例	① 合法性の確認に活用できる書類の事例

中南米		
エクアドル	① 合法伐採木材に関連する法令等及びその運用 ② 法令 ③ 関係行政機関一覧 ④ その他木材等の適正な流通の確保に関する情報	① 合法性の確認に活用できる書類の事例
チリ	① 合法伐採木材に関連する法令及びその運用 ② その他木材等の適正な流通の確保に関する情報	① 森林管理に関する法令 ② 木材等の流通に関連する書類（事例）
ブラジル	① 合法伐採木材に関連する法令等及びその運用 ② 法令 ③ 関係行政機関一覧 ④ その他木材等の適正な流通の確保に関する情報	① 合法性の確認に活用できる書類の事例
ペルー	① 合法伐採木材に関連する法令及びその運用 ② その他木材等の適正な流通の確保に関する情報	① 合法伐採木材に関連する法令及びその運用
メキシコ	① 合法伐採木材に関連する法令及びその運用 ② その他木材等の適正な流通の確保に関する情報	① 合法伐採木材に関連する法令及びその運用
ヨーロッパ		
イタリア	① 合法伐採木材に関連する法令等及びその運用 ② 関係行政機関一覧 ③ その他木材等の適正な流通の確保に関する情報	① 合法性の確認に活用できる書類の事例
英国	① 合法伐採木材に関連する法令等及びその運用 ② 主要関連法令 ③ 関係行政機関一覧 ④ 合法伐採木材に関連する法令の運用	① 業界団体や事業者によるリスク低減措置に関する事例
エストニア	① 合法伐採木材に関連する法令等及びその運用 ② 法令 ③ 関係行政機関一覧 ④ その他木材等の適正な流通の確保に関する情報	① 合法性の確認に活用できる書類の事例
オーストリア（奥）	① 森林の伐採段階における法令等 ② 木材の流通段階における法令等 ③ 木材・木材製品の輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例 ④ その他の関連情報	① 合法性の確認に活用できる書類の事例
欧州連合（EU）	① EUの合法伐採木材等の流通・利用促進の取組	① EU各国におけるEUTRの実施
スウェーデン	① 合法伐採木材に関連する法令等及びその運用 ② 主要関連法令 ③ 関係行政機関一覧 ④ その他木材等の適正な流通の確保に関する情報	① 政府による合法性保証（証明）・確認システム
ドイツ	① 合法伐採木材に関連する法令等及びその運用 ② 主要関連法令 ③ 関係行政機関一覧 ④ 合法伐採木材に関連する法令の運用	① 業界団体や事業者によるリスク低減措置に関する事例

フィンランド	① 合法伐採木材に関連する法令等及びその運用 ② 民間による合法性確保の取組み ③ 主要法令 ④ 関係行政機関一覧 ⑤ その他木材等の適正な流通の確保に関する情報	① 合法性の確認に活用できる書類の事例
ラトビア	① 合法伐採木材に関連する法令等及びその運用 ② 法令 ③ 関係行政機関一覧 ④ その他木材等の適正な流通の確保に関する情報	① 合法性の確認に活用できる書類の事例
ルーマニア	① 合法伐採木材に関連する法令等及びその運用 ② 法令 ③ 関係行政機関一覧 ④ その他木材等の適正な流通の確保に関する情報	① 合法性の確認に活用できる書類の事例
ロシア	① 合法伐採木材に関連する法令等及びその運用 ② 法令 ③ 関係行政機関一覧 ④ その他木材等の適正な流通の確保に関する情報	① 合法性の確認に活用できる書類の事例
アフリカ		
ガボン	① 合法伐採木材に関連する法令等及びその運用 ② 伐採許可された森林の種類 ③ 法令の概要と運用状況 ④ 民間による合法性確保の取組 ⑤ その他材木等の適正な流通の確保に関する情報	① 伐採に関する許認可制度の状況及び許可証等の法令に基づく書類の概要 ② 合法性証明に関するリスク
カメルーン	① 森林伐採に関する行政と法令 ② 木材流通に関する行政と法令 ③ 木材加工段階における法令等 ④ その他木材等の適正な流通の確保に関する情報	① 合法性確認 ② 木材・木材製品を輸出する際のシステム概要
南アフリカ	① 合法伐採木材に関連する法令等及びその運用 ② 法令 ③ 関係行政機関一覧 ④ その他木材等の適正な流通の確保に関する情報	① 合法性の確認に活用できる書類の事例
モザンビーク	① 合法伐採木材に関連する法令等及びその運用 ② 木材の流通段階における法令等及びその運用 ③ 法令 ④ 関係行政機関一覧 ⑤ その他木材等の適正な流通の確保に関する情報	① 合法性の確認に活用できる書類の事例

クリーンウッド・ナビ問い合わせ窓口はこちら →

▲ クリーンウッド法などに関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」TOPへ ▲

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

林野庁

住所：〒100-8952 東京都千代田区麹が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）代表番号へのお電話について
法人番号：4000012080002

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

逆引き事典から探す

キーワードから探す

Google 提供

検索

林野庁について

お知らせ

政策について

申請・お問い合わせ

国有林野情報

ホーム > 分野別情報 > クリーンウッド・ナビ > 流通木材の合法性確認システム（クリーンウッドシステム）

クリーンウッド法の制度

お役立ち情報

クリーンウッドシステム

国別情報

登録制度

流通木材の合法性確認システム（クリーンウッドシステム）

1.クリーンウッドシステムとは

クリーンウッドシステムとは、クリーンウッド法に基づく原材料情報や合法性確認結果等の伝達、記録の作成・保存、報告書の作成等を行うことができるシステムです。
本システムはWebシステムとして無償で提供され、PCのほかスマートフォンやタブレット等で利用可能です。



利用対象者

事業者	・ 素材生産販売事業者 ・ 木材関連事業者（第1種・第2種）
報告閲覧者	登録実施機関、経済産業省、林野庁

クリーンウッドシステムご利用の方はこちら（ログイン）



上記リンクからログインできます。なお、初回利用時は利用者登録が必要です。利用者登録は[こちら](#)から行えます。

システムの利用は令和7年4月1日からです。利用者登録は受付中です。

原材料情報や伝達情報の保存や検索が容易に



制度への対応支援



2.マニュアルなど

- ・ [流通木材の合法性確認システム\(クリーンウッドシステム\) 操作マニュアルはこちら（準備中）](#)
- ・ [流通木材の合法性確認システム\(クリーンウッドシステム\) ヘルプページはこちら（準備中）](#)

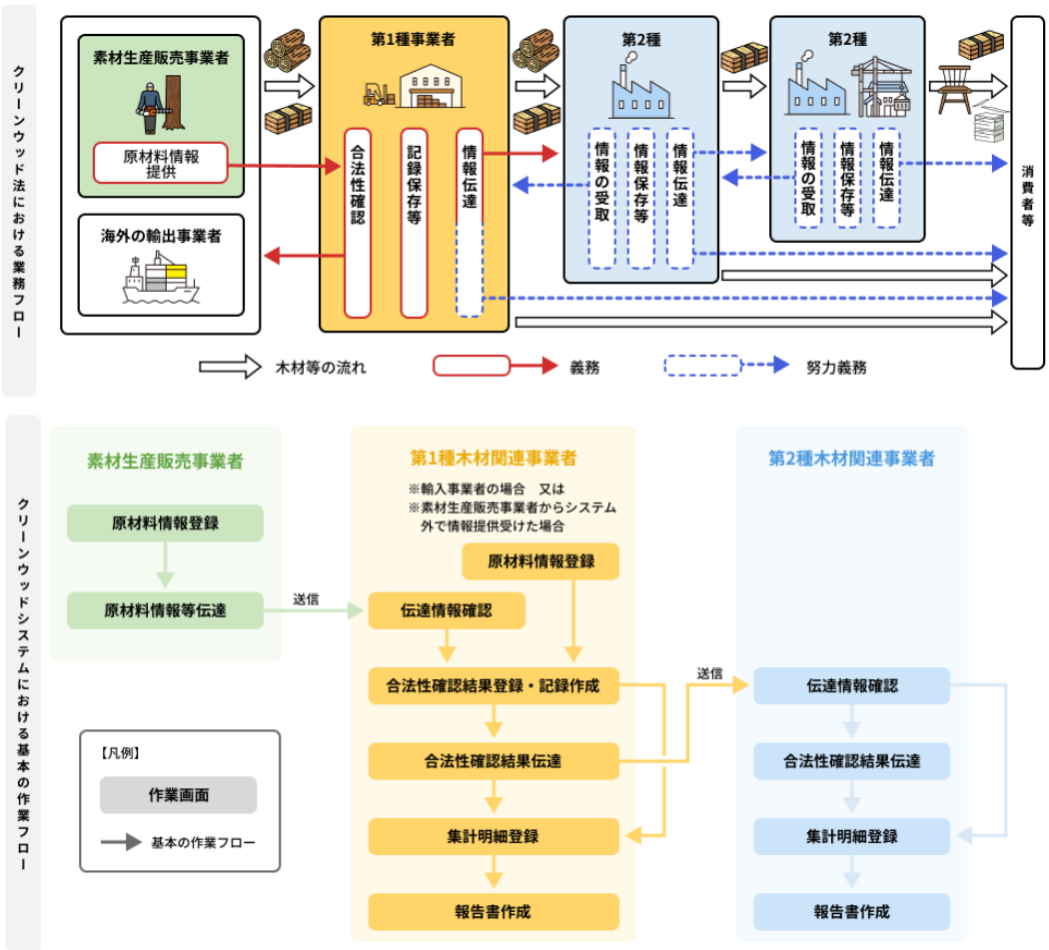
3.クリーンウッドシステムの概要

クリーンウッド法における木材等の譲受け等に係る義務及び努力義務の内容とシステム化対象範囲（黄色マーカー）

素材生産販売事業者	第1種木材関連事業者	第2種木材関連事業者
【義務】 第1種木材関連事業者の求めに応じた情報提供	【義務】 ①原材料情報の収集、合法性の確認 ②記録の作成・保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達 ④（一定規範以上）定期報告 【努力義務】 ①体制整備 ②合法性確認木材等の数量を増加させるための措置 ③違法伐採に係る木材等を利用しないようするための措置 ④消費者等への情報伝達 ⑤登録事業者等であることの情報提供 <登録木材関連事業者> 登録実施機関への年度報告	【努力義務】 ①情報の受取 ②情報の保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達

4.クリーンウッド法における業務フローとクリーンウッドシステムの連携

クリーンウッド法における業務フローとクリーンウッドシステムとの連携は、以下図のとおりになっています。



※上記が基本のフローですが、取引実態に即してご利用いただけます。
一部の機能のみ利用することも可能です。詳細は当システム操作マニュアルをご確認ください。

5.クリーンウッドシステムの各機能について

クリーンウッドシステムの主な機能は以下のとおりです。

(1) 事業者が利用できる機能

1) 原材料情報の登録

以下の情報を記録できます

- ・ 原材料情報 （樹種、伐採地域、証明書）
- ・ その他任意情報 （検索に使用できるキーワード等）

素材生産販売事業者のほか、素材生産販売事業者からシステム外で受領した情報を木材関連事業者が登録することも可能です。

2) 合法性確認結果の登録・記録の作成

以下の情報をセットで記録できます。

- ・ 原材料情報
- ・ その他関連情報
- ・ 合法性確認結果（定型文から作成または自由記載）
- ・ 合法性確認の判断理由 等

3) 情報伝達

以下の情報の伝達が行えます。

- ・ 原材料情報（素材生産販売事業者⇒第1種木材関連事業者）
- ・ 合法性確認結果及び原材料情報に関する情報（第1種⇒第2種）
- ・ 合法性確認結果（第2種⇒第2種）

上記と併せて次の情報も一緒に伝達できます。

- ・ 納品情報 ・ 木質バイオマス由来証明、GHG関連情報 ・ 登録・認定情報等の任意情報

4) 集計・報告書作成（令和8年6月が最初の報告時期）

以下の報告の作成・提出が行えます。

- ・ 登録木材関連事業者が登録実施機関へ提出する年度報告
- ・ 一定規模以上の第1種木材関連事業者が国へ提出する定期報告

システムの集計明細機能で登録した情報から自動集計できます。
報告書作成目的以外でも、集計明細データを出力して活用できます。

(2) 報告閲覧者が利用できる機能

提出された報告書（定期報告、登録木材関連事業者の年度報告）の閲覧、ダウンロード

事業者の種類と使用する機能一覧

使用できる機能	素材生産販売事業者	第1種木材関連事業者	第2種木材関連事業者
原材料情報登録	◎	◎ ※ 輸入業者が海外の出荷業者等から収集した原材料情報を登録 ※ 素材生産販売事業者からシステム外（紙媒体等）で提供された原材料情報を自己登録	◎ ※ デューデリジェンスの一環として原材料情報も記録した場合等（クリーンウッド法上は保存の義務なし）
合法性確認結果登録	-	◎	○ ※ 取引先から合法性確認結果が伝達されなかった場合に、リクエストにより合法性確認結果をシステム外で入手した場合 ※ 取引先からシステム外（紙媒体等）で合法性確認結果が伝達された場合等に自己登録
情報の受領・確認 （必須情報、任意情報）	-	◎	◎
情報の伝達 （必須情報、任意情報）	◎	◎	◎
木質バイオマス・GHG情報伝達	○	○	○
集計明細登録	○	○	○
報告書作成	-	○ 登録事業者：年度報告 一定規模以上：定期報告	○ 登録事業者：年度報告
帳票作成	○	○	○

◎：必須 ○：任意

6.クリーンウッドシステムへの利用者登録（受付中）

クリーンウッドシステムへの利用者登録は下記の手順で行います。

※利用者登録申請は事業者単位で行っていただきますのでご注意ください。

※報告書の閲覧を行う登録実施機関、経済産業省の利用者も登録をお願いします。

手順	
第1ステップ	1 各事業者において、事業者の管理者となる方（以下「事業者管理者」）を決定
	2 事業者管理者または申請者は、利用者登録申請書に必要事項を記入の上、林野庁 木材利用課 合法伐採木材利用推進班（cleanwood@maff.go.jp）（以下「システム管理者」）に申請書をメールで送付
	3 システム管理者は、事業者の重複登録がないことを確認の上、当該事業者と事業者管理者情報を登録
	4 上記3に基づきシステムから、事業者管理者のメールアドレスにシステムのURLとログインのための仮パスワードを送付
第2ステップ	5 事業者管理者は、システムに事業者管理者のメールアドレスと仮パスワードでログイン後、仮パスワードを当システムで使用する任意のパスワードに更新
	6 事業者管理者は、当該事業者として登録する部署・グループ名と所属する全利用者情報をシステムに登録
	7 上記6に基づき、システムから登録された各利用者のメールアドレスに、システムのURLとログインのための仮パスワードを送付
	8 各利用者は、申請したメールアドレスと仮パスワードでシステムにログイン後、仮パスワードを当システムで使用するパスワードに更新

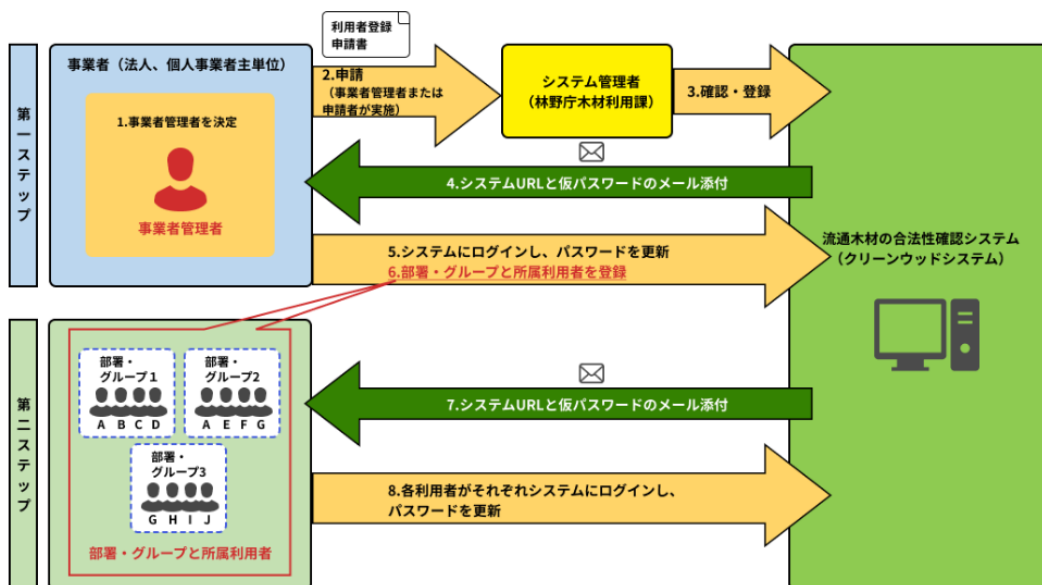
利用者登録を申請するにあたり、当システムとして確認いただく関連規約のご確認をお願いします。

- ・ [流通木材の合法性確認システム\(クリーンウッドシステム\) 個人情報保護プライバシーポリシー](#) (PDF : 456KB) 
- ・ [流通木材の合法性確認システム\(クリーンウッドシステム\) システム利用規約](#) (PDF : 230KB) 

利用者登録申請書のダウンロードはこちら

[流通木材の合法性確認システム\(クリーンウッドシステム\) 利用者登録申請書](#) (Excel : 179KB) 

7.利用者登録のフロー図



8.クリーンウッドシステムに関する説明会資料

	アーカイブ動画 (YouTube)	・説明会資料 ・システム説明会時の質疑応答 (PDF)
改正クリーンウッド法とシステムの関係	https://www.youtube.com/watch?v=qw3sIc6G0oM	・ 流通木材の合法性確認システム(クリーンウッドシステム) 説明会資料 (PDF : 258KB) 
システム操作における画面説明	https://www.youtube.com/watch?v=AegeLoFDrs	・ システム説明会時の質疑応答 (PDF : 2,790KB) 
利用者登録申請方法について	https://www.youtube.com/watch?v=Qw9hmk35YkU	

9.問合せ先について

クリーンウッドシステムに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

クリーンウッドシステムの利用、 トラブル等に関するお問合せ	利用登録、本ウェブページに 関するお問い合わせ
ヘルプデスク	林野庁 林政部 木材利用課 合法伐採木材利用推進班
☎ <u>(準備中)</u> (受付時間：平日8:30-18:30)	☎ <u>03-6744-2496</u>
✉ <u>(準備中)</u>	✉ cleanwood@maff.go.jp

クリーンウッドシステムをご利用の方はこちら(ログイン)



上記リンクからログインできます。なお、初回利用時は利用者登録が必要です。利用者登録は[こちら](#)から行えます。

システムの利用は令和7年4月1日からです。利用者登録は受付中です。

クリーンウッド・ナビ問い合わせ窓口はこちら ▶

▲ クリーンウッド法などに関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」TOPへ ▲

公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

林野庁

住所：〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)
法人番号：4000012080002

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

逆引き事典から探す

キーワードから探す

Google 提供

検索

林野庁について

お知らせ

政策について

申請・お問い合わせ

国有林野情報

ホーム > 分野別情報 > クリーンウッド・ナビ > 登録木材関連事業者一覧表

クリーンウッド法の制度

お役立ち情報

クリーンウッドシステム

国際情報

登録制度

登録木材関連事業者一覧

下記の登録一覧 (PDF)をダウンロードいただけます。
[木材関連事業者の登録一覧（2025年1月31日現在）\(PDF：587KB\)](#)

注：同一の事業者が、複数の部門や対象とする木材等の種類、工事現場単位、プロジェクト単位で複数の登録をしている場合があります。

注：このページはインターネットエクスプローラーには対応していません。それ以外のブラウザにてご利用をお願いします。

検索キーワードを入力ください

検索

すべて表示

登録実施機関：

- ☐ 公益財団法人日本合板検査会 ☐ 公益財団法人日本住宅・木材技術センター ☐ 一般財団法人日本カス機器検査協会
☐ 一般社団法人日本森林技術協会 ☐ 一般社団法人北海道林産物検査会

登録木材関連事業者の登録の区分：

- ☐ 第一種を含む ☐ 第二種を含む ☐ 第一種のみ ☐ 第二種のみ ☐ 第一種、第二種

入力された検索キーワードに一致した登録情報が表示されます。また、登録情報内で一致した文言はハイライト表示されます。
なお、複数キーワードで検索の場合はキーワードごとにスペースで区切ってください。

検索結果：696件

注：下記表「登録番号」については、「登録実施機関名 - CLW - 事業の別 登録実施機関ごとの登録番号」で構成されています。
「事業の別」は都合上アラビア数字で記載しておりますが、正しい表記はPDFに記載のとおり、ローマ数字となります。

2025年1月31日現在

初回登録日	登録番号	登録木材関連事業者名	住所	登録木材関連事業者の登録の区分	事業内容	部門、事業所等	木材等の種類	登録更新日
2017年11月22日	JIA - CLW - 1,2 17001	住友林業株式会社 木材建材事業本部	東京都千代田区大手町1-3-2 経団連会館	第一種、第二種	木材等の輸入、販売、木材を使用して建設をする事業	第1種 木材建材事業本部：東京都千代田区大手町1丁目3番2号 経団連会館 第2種 木材建材事業本部：東京都千代田区大手町1丁目3番2号 経団連会館 木材建材事業本部 東京営業部：東京都新宿区西新宿1-23-7 新濱ファーストウエスト 木材建材事業本部 静岡支店：静岡県静岡市葵区御幸町11-30 エクセルワード静岡ビル 木材建材事業本部 大阪営業部：大阪府大阪市北区中之島2-2-7 中之島セントラルタワー 木材建材事業本部 中部営業部：愛知県名古屋市中区葵1-19-30 マザックアートプラザ オフィス棟 木材建材事業本部 北陸支店：石川県金沢市西条1-1-3 コンフィデンス金沢 木材建材事業本部 北海道支店：北海道札幌市中央区北2条西4-1 札幌三井JPビルディング 木材建材事業本部 東北支店：宮城県仙台市青葉区中央4-6-1 SS30 木材建材事業本部 中国支店：広島県広島市中区東白島町14-15 NTTクレド白島ビル 木材建材事業本部 岡山営業所：岡山県岡山市北区柳	丸太、合板、単板積層材、集成材、単板、突板、ひき板、角材、収納用什器、フローリング、机、椅子、木質ペレット、チップ状又は小片状の木材	2022年11月22日

登録方法

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」に基づき、木材関連事業者であってその取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる者は「登録実施機関」による登録を受けることができます。

上記の登録をご検討されている木材関連事業者の方は、[登録実施機関一覧](#)にお問い合わせください。

※登録実施機関としての登録をお考えの方は[こちら](#) ▶

クリーンウッド法における取り組むべき措置と登録要件の関係

- (1) クリーンウッド法第13条第1項の判断の基準となるべき事項を踏まえ、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を講ずる事業者を登録します。以下表の○のすべてを実施することが登録要件です。第1種事業者、第2種事業者で登録要件は異なります。
- (2) クリーンウッド法第6～8条、12条関連は義務であるため登録要件とはなりません。

クリーンウッド法における取り組むべき措置		登録要件	
クリーンウッド法第13条第1項	判断基準省令	第1種（※）	第2種
第1号 体制の整備	第2条第1号 責任者の設置（合法伐採木材等の利用の確保に関する措置について）	○	○
	第2号 取組方針の作成	○	○
第2号 合法性確認木材等の数量を増加させるための措置	第3条第1号 国が提供する情報や取引実績等を踏まえた取引相手の選定	○	○
	第2号 合法性確認木材等が否かの情報が伝達されない際の、原材料情報のリクエスト	—	○
第3号 違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置	第4条第1号 合法性確認木材等でない木材等を利用した場合の、次の取引相手選定における見直し等の検討	○	○
	第2号 違法伐採に係る木材等を譲受けた場合の、取引相手の変更等の検討	○	○
第4号 義務以外の情報の保存	第5条 第2種が行う情報の保存	—	○
第5号 義務以外の情報伝達	第6条 第2種が行う情報伝達及び消費者等への情報伝達	消費者等への情報伝達のみ該当	○
第6号 その他必要な事項	第7条 登録や認証情報等の提供	○	○

登録種別

登録種別は以下のとおりです。
※登録実施機関によっては取り扱っていない事業の別、区分もあります

事業の別	左記から以下の事業の別に区分	左記①～④のうち、さらに詳細な事業の範囲
第1種木材関連事業 第1種木材関連事業に係る事業全体を登録する必要あり	①木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業	・対象とする木材等の種類 入荷、出荷する木材等の種類について登録 ※「建築又は建設をする事業」「木質バイオマス発電事業」については出荷する木材等の種類は報告不要 ※年間見込取扱量については入荷する木材等についてのみ報告 ・対象とする地域
第2種木材関連事業 部門、事務所、工場又は事業場・木材等の種類ごとに部分登録可能	②消費者向けに木材等の販売をする事業	
両方の事業を行う事業者 第1種部分、第2種部分それぞれについて登録する必要あり（どちらかのみ登録可）	③木材等を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業	
	④木質バイオマスを用いて発電した電気を電気事業者に供給する事業	

登録実施機関一覧

各登録実施機関へのリンク先に、登録申請の案内が掲載されています。

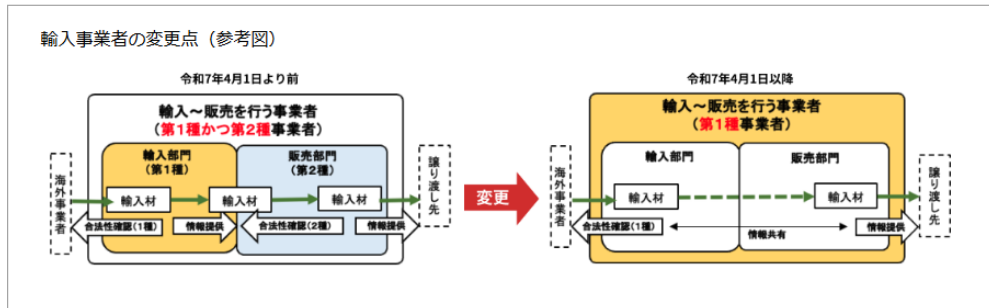
登録実施機関名 問い合わせ先（電話番号） 登録年月日 登録実施事務を行う事務所の所在地	登録実施事務の対象	
	対象事業	事業の別
公益財団法人日本合板検査会〔外部リンク〕  問い合わせ先 03-6810-8710 登録年月日 平成29年10月17日 所在地 1.本部：東京都中央区東日本橋三丁目7番19号 2.北海道検査所：北海道札幌市白石区中央三条三丁目6番25号 3.東北検査所：岩手県盛岡市みたけ一丁目5番49号 4.東京検査所：埼玉県草加市谷塚二丁目11番33号 5.名古屋検査所：愛知県名古屋市中村区烏森町六丁目117番地 6.大阪検査所：大阪府大阪市住之江区平林北二丁目2番8号 7.中国検査所：島根県松江市学園一丁目9番8号 8.九州検査所：福岡県北九州市門司区西海岸三丁目1番38号	令和7年4月1日より前 第一種木材関連事業 第二種木材関連事業 令和7年4月1日以降 第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	令和7年4月1日より前 (1) 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2) 木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3) 木質バイオマスを用いた発電事業 令和7年4月1日以降 (1) 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業 (2) 消費者へ木材等の販売をする事業 (3) 木材等を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (4) 木質バイオマスを用いて発電した電気を電気事業者に供給する事業
公益財団法人日本住宅・木材技術センター〔外部リンク〕  問い合わせ先 03-5653-7662 登録年月日 平成29年10月17日 所在地 東京都江東区新砂三丁目4番地2号	令和7年4月1日より前 第二種木材関連事業 令和7年4月1日以降 第二種木材関連事業	令和7年4月1日より前 (1) 木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業（(2)に掲げる事業と密接に関わる事業に限る。） (2) 木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 令和7年4月1日以降 (1) 木材等の製造、加工、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業（(3)に掲げる事業と密接に関わる事業に限る。） (2) 消費者への木材等を販売する事業 (3) 木材等を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
一般財団法人日本ガス機器検査協会〔外部リンク〕  問い合わせ先 03-3586-1686 登録年月日 平成29年10月17日 所在地 東京都港区赤坂一丁目4番地10号	令和7年4月1日より前 第一種木材関連事業 第二種木材関連事業 令和7年4月1日以降 第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	令和7年4月1日より前 (1) 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2) 木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3) 木質バイオマスを用いた発電事業 令和7年4月1日以降 (1) 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業 (2) 消費者へ木材等の販売をする事業 (3) 木材等を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (4) 木質バイオマスを用いて発電した電気を電気事業者に供給する事業

一般社団法人日本森林技術協会〔外部リンク〕 外部リンク 問い合わせ先 03-3261-9111 又は 03-3261-9112 登録年月日 平成29年10月17日 所在地 東京都千代田区六番町7番地	改正前 第一種木材関連事業 第二種木材関連事業 改正後 第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	改正前 (1) 木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2) 木質バイオマスを用いた発電事業 ※対象とする木材等の種類は木材とし、地域等は国産材とする。 (ただし、品揃え等のため、取り扱う木材の量の過半が国産材である場合に限って南洋材及び北洋材以外の木材を取り扱う場合等は対象とする。) 改正後 (1) 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業 (2) 木質バイオマスを用いて発電した電気を電気事業者に供給する事業 ※対象とする木材等の種類は木材とし、地域等は国産材とする。 (ただし、品揃え等のため、取り扱う木材の量の過半が国産材である場合に限って南洋材及び北洋材以外の木材を取り扱う場合等は対象とする。)
一般社団法人北海道林産物検査会〔外部リンク〕 外部リンク 問い合わせ先 011-251-7830 登録年月日 平成30年11月27日 所在地 北海道札幌市中央区北四条西5丁目1番地	改正前 第一種木材関連事業 第二種木材関連事業 (北海道内に本社を有する者が行うものに限る。) 改正後 第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	改正前 (1) 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2) 木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3) 木質バイオマスを用いた発電事業 改正後 (1) 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業 (2) 木材等を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3) 木質バイオマスを用いて発電した電気を電気事業者に供給する事業

令和7年4月1日前後での変更点及び経過措置について

令和7年4月1日からの変更点

- (1) 第1種木材関連事業の定義が変更
国内市場に最初に木材等を持ち込む事業者が第1種木材関連事業者となりますので、市場以外の流通事業者も第1種事業での登録が可能となります。
- (2) 輸入事業者については第1種木材関連事業としての登録のみに変更
令和7年4月1日より前では輸入部分を第1種、販売部分を第2種として両方の登録を求めていましたが、今後は輸入した木材等譲り渡すまでが第1種事業となります。よって輸入部門・販売部門を合わせて第1種登録のみで足りることとなります。ただし、国内の他の木材関連事業者から木材等を譲り受けて販売する場合は当該事業は第2種に該当しますので、当該事業の登録を受ける場合は第2種登録が必要です。



経過措置について

令和7年4月1日より前（改正前）に登録を受けた登録木材関連事業者には、次回の登録更新までの期間は以下の経過措置がなされます。

【経過措置】

- (1) 改正前に受けた登録については、更新を受けるまでの間は改正前の登録要件に基づき対応するため、改正後に追加された努力義務を実施しないことをもって登録を取消されることはない。
- (2) 改正によって削除された事項については、改正後は法に基づく履行が不可能となるため、改正前の登録事業者においても実施する必要はない。
⇒改正前の登録事業者は、改正前後の登録要件で重複している事項を実施すれば登録は取り消されない
(具体的には、体制の整備、登録等の情報提供のみが要件となる)
- (3) 第1種事業者は、改正後の義務は登録要件ではなくなるが、登録とは別に義務を履行する必要があり、罰則措置にまで至った場合は登録を抹消できることから、義務違反をした場合は、改正前の登録を取消される可能性があることに留意。

[クリーンウッド・ナビ問い合わせ窓口はこちら](#) ▶

▲ [クリーンウッド法などに関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」TOPへ](#) ▲

公式SNS



[関連リンク集](#)

[農林水産省
トップページへ](#)

林野庁

住所：〒100－8952 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)
法人番号：4000012080002

[ご意見・お問い合わせ](#)

[アクセス・地図](#)

逆引き事典から探す

キーワードから探す

Google 提供

検索

林野庁について

お知らせ

政策について

申請・お問い合わせ

国有林野情報

ホーム > 分野別情報 > クリーンウッド・ナビ > 登録実施機関の登録

クリーンウッド法の制度

お役立ち情報

クリーンウッドシステム

国別情報

登録制度

登録実施機関の登録

こちらは木材関連事業者の登録ではありません。木材関連事業者の登録については[こちら](#)

登録実施機関とは

登録実施機関とは木材関連事業者の登録の実施に関する事務（以下、「登録実施事務」という）を実施する者をいいます。登録実施事務を行うためには申請が必要です。

登録実施機関の一覧は[こちら](#)

申請の方法

申請書について

[合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に関する登録実施機関の登録等について（令和7年4月1日施行）](#)（PDF）（以下、「申請要領」という）における登録申請書に必要事項を記入の上、ご提出お願いいたします。詳細については上記申請要領をご確認ください。

（申請様式等）

様式第1 登録実施機関（登録・更新）申請書 

別紙1 法第24条の書類の例 

別紙2 事業の実績を記載した書類の例 

登録基準等適合チェック表 

登録実施事務規程について

登録実施機関の登録の要件等となっている登録実施事務規程の作成のために規程例を作成しておりますので、ご活用ください。

（規程例等）

登録実施事務規程例 

登録実施事務規程例別記 

※規程例は登録実施事務を行うにあたっての必要最低限の体制等について記載したものです。

よって、登録実施機関の事業の公正・公平性等に関する積極的な取り組みを妨げるものではありません。

登録実施事務規程例の内容と一部異なる登録実施事務規程案を作成する場合には、問合せ先にご相談ください。

申請スケジュール

登録実施機関の登録申請手続は、処理期間を1ヶ月程度と想定しています。

変更の届出について

登録事項の変更について（事後提出）

登録事項について、以下の事項に変更が生じた場合、遅滞なく届け出を提出する必要があります。詳細については申請要領をご確認ください。

- 登録実施事務の対象
- 登録実施機関の登録を受けた者の氏名及び住所
（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（届出様式）

様式第2 登録実施機関登録事項等変更届出書 

提出期限

変更が生じた場合、遅滞なく届け出を提出（事後提出）

⑥ 事務所の変更について

登録実施事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、提出窓口に届け出が必要です。詳細については申請要領をご確認ください。

(届出様式)

[様式第3 登録実施機関事務所変更届出書](#) 

提出期限

変更しようとする日の二週間前まで

⑦ 登録実施事務規程の変更について（事前提出）

登録実施事務規程に変更が生じる場合は、登録実施事務の開始前に届け出が必要です。詳細については申請要領をご確認ください。

(届出様式)

[様式第4 登録実施機関登録実施事務規程変更届出書](#) 

登録の更新

登録実施機関の登録は、5年ごとに更新を受ける必要があります。そのため登録更新の申請書の提出が必要です。詳細は申請要領をご確認ください。

(申請様式)

[様式第1 登録実施機関（登録・更新）申請書](#) 

提出期限

登録の有効期間の満了の日の六月前まで

登録実施事務の休廃止の届け出

登録実施事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、提出窓口に出が必要で。詳細は申請要領をご確認ください。

(届出様式)

[様式第5 登録実施機関登録実施事務（全部休止・一部休止・廃止）届出書](#) 

提出期限

登録実施事務を休止し、又は廃止しようとする日の六月前まで

様式一式

[様式一式（登録基準等適合チェック表・様式第1～第5）](#) 

提出窓口

〒100-8952
東京都千代田区霞が関1-2-1
林野庁林政部木材利用課 合法伐採木材利用推進班（ドア番号：本722）
E-Mail: cleanwood@maff.go.jp
※登録申請、その他の届出については、持ち込み、郵送またはメール送付
いずれでも可です。

クリーンウッド・ナビ問い合わせ窓口はこちら 

▲ クリーンウッド法などに関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」TOPへ ▲

公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

林野庁

住所：〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)
法人番号：4000012080002

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

逆引き事典から探す

キーワードから探す

Google 提供

検索

林野庁について

お知らせ

政策について

申請・お問い合わせ

国有林野情報

ホーム > 分野別情報 > クリーンウッド・ナビ > 登録制度

クリーンウッド法の制度

お役立ち情報

クリーンウッドシステム

国別情報

登録制度

登録制度

木材関連事業者の登録制度について

登録制度と登録要件について

合法伐採等の利用を確保するために取り組むべき措置を確実に講ずる木材関連事業者を登録する制度です。
以下表のとおり、クリーンウッド法における努力義務（青枠部分）に確実に取り組む木材関連事業者が登録できます。

第1種木材関連事業者	第2種木材関連事業者
義務 ①原材料情報の収集、合法性の確認 ②記録の作成・保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達	努力義務 ①情報の受取 ②情報の保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達
努力義務 ①体制の整備 ②合法性確認木材等の数量を増加させるための措置 ③違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置 ④消費者等への情報伝達 ⑤登録事業者等であることの情報提供	

クリーンウッド法及び関係省令と第1種・第2種の登録要件は以下のとおり対応しています。第1種、第2種それぞれにおいて表内の○のすべてを実施する木材関連事業者が登録を受けることができます。

クリーンウッド法第13条第1項	判断基準省令	登録要件	
		第1種（※）	第2種
第1号 体制の整備	第2条第1号 責任者の設置（合法伐採木材等の利用の確保に関する措置について）	○	○
	第2号 取組方針の作成	○	○
第2号 合法性確認木材等の数量を増加させるための措置	第3条第1号 国が提供する情報や取引実績等を踏まえた取引相手の選定	○	○
	第2号 合法性確認木材等か否かの情報が伝達されない際の、原材料情報のリクエスト	-	○
第3号 違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置	第4条第1号 合法性確認木材等でない木材等を利用した場合の、次回の取引相手選定における見直し等の検討	○	○
	第2号 違法伐採に係る木材等を譲受けた場合の、取引相手の変更等の検討	○	○
第4号 義務以外の情報の保存	第5条 第2種が行う情報の保存	-	○
第5号 義務以外の情報伝達	第6条 第2種が行う情報伝達及び消費者等への情報伝達	消費者等への情報伝達のみ該当	○
第6号 その他必要な事項	第7条 登録や認証情報等の提供	○	○

登録するとどうなるのか？

- ・「登録木材関連事業者」の名称を使用することができます。
- ・登録実施機関に、毎年1回、実施状況の報告をします。これまでの、登録木材関連事業者による報告結果については[こちら](#)
- ・クリーンウッド・ナビ内の[登録木材関連事業者一覧表](#)に掲載されます。

登録のメリット

- ・無登録の事業者との差別化を図ることができます。
- ・法律に位置づけられた事業者として、地域社会や消費者・一般事業者からの信頼性が向上します。
- ・登録木材関連事業者を対象とした補助事業等の優遇措置を受けることができます。

マークについて

準備中

登録木材関連事業者の証であるロゴマークです。
名刺、納品書、HPなどに掲載することができます。
ロゴマークの使用申請等、詳細は[こちら](#)をご覧ください。

登録制度に関するQ&A

登録制度に関するよくある質問をQ&Aにまとめました。

📄 [登録木材関連事業者Q&A\(PDF：91KB\)](#) 

木材関連事業者の登録方法については[こちら](#)



クリーンウッド・ナビ問い合わせ窓口は[こちら](#) ▶

▲ クリーンウッド法などに関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」TOPへ ▲

公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

林野庁

住所：〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)
法人番号：4000012080002

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

逆引き事典から探す

キーワードから探す

Google 提供

検索

林野庁について

お知らせ

政策について

申請・お問い合わせ

国有林野情報

ホーム > 分野別情報 > クリーンウッド・ナビ > 登録木材関連事業者ロゴマークの使用について

クリーンウッド法の制度

お役立ち情報

クリーンウッドシステム

国別情報

登録制度

登録木材関連事業者ロゴマークの使用について

登録木材関連事業者ロゴマークとは？

クリーンウッド法に基づき、木材関連事業者のうち、取り扱う木材等について法の努力義務を適切かつ確実に講ずる事業者は、「登録木材関連事業者」として登録実施機関から登録を受けることができます。この登録を受けた事業者の証が、「登録木材関連事業者ロゴマーク」です。
登録木材関連事業者に広くロゴマークを活用いただくことで、登録制度の認知度が上がり、登録木材関連事業者の更なる信頼性の向上につながることを期待しています。

ロゴデザイン（商標登録申請中）

ロゴマークを掲載（準備中）

グレースケールや白黒の使用も可能です。
ロゴマークデザインの詳細については、ロゴガイドラインをご確認ください。

ロゴマークの使用にあたって（準備中）

ロゴマークの使用に先立ち、「登録木材関連事業者ロゴマーク使用規程」及び「登録木材関連事業者ロゴガイドライン」を確実にご確認ください。
なお、ロゴマークは木材・木材製品やその包装へ付すことはできません。

- 登録木材関連事業者ロゴマーク使用規程はこちら（準備中）から
- 登録木材関連事業者ロゴガイドラインはこちら（準備中）から

クリーンウッド・ナビ問い合わせ窓口はこちら ▶

▲ クリーンウッド法などに関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」TOPへ ▲

公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

逆引き事典から探す

キーワードから探す Google 提供

検索

林野庁について

お知らせ

政策について

申請・お問い合わせ

国有林野情報

ホーム > 分野別情報 > クリーンウッド・ナビ > 登録木材関連事業者の年度報告・先進事例

クリーンウッド法の制度

お役立ち情報

クリーンウッドシステム

国別情報

登録制度

登録木材関連事業者の年度報告・先進事例

登録木材関連事業者の年度報告

登録木材関連事業者が登録に係る事業の範囲において、1年間に取扱った木材等の取扱量と、取扱量のうち合法性の確認に至った木材等について公表します。

平成30年度
(PDF : 225KB)



令和元年度
(PDF : 280KB)



令和2年度
(PDF : 243KB)



令和3年度
(PDF : 465KB)



令和4年度
(PDF : 355KB)



令和5年度
(PDF : 96KB)



登録木材関連事業者の先進事例

現在、登録をしている木材関連事業者や、今後登録を考えている木材関連事業者の参考となるよう、登録木材関連事業者による合法伐採木材等の確認等の先進事例についてとりまとめ公表します。

これらの事例が木材関連事業者の参考となり、登録がより一層進むことを期待するものです。

ここで紹介する取組は、年度報告時に各登録実施機関に寄せられた取組事例の中から他の木材関連事業者の参考になると考えられる事例について、各登録実施機関から推薦をいただいたものです。

平成30年度
(PDF : 97KB)



令和元年度
(PDF : 142KB)



令和2年度
(PDF : 89KB)



令和3年度
(PDF : 112KB)



令和4年度
(PDF : 98KB)



令和5年度
(PDF : 604KB)



クリーンウッド・ナビ問い合わせ窓口はこちら

▲ クリーンウッド法などに関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」TOPへ ▲

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



Get Adobe
Acrobat Reader

公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

林野庁

住所：〒100-8952 東京都千代田区森が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）代表番号へのお電話について
法人番号：4000012080002

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

逆引き事典から探す

キーワードから探す

Google 提供

検索

林野庁について

お知らせ

政策について

申請・お問い合わせ

国有林野情報

ホーム > 分野別情報 > クリーンウッド・ナビ > クリーンウッド法における合法性確認のための手引き

クリーンウッド法の制度

お役立ち情報

クリーンウッドシステム

国際情報

登録制度

クリーンウッド法における合法性確認のための手引き

クリーンウッド法における合法性の確認方法については、法令に加え通知などで示していますが、その背景にあるデュー・デリジェンス（以下、「DD」という。）の考え方を含め、事業者の皆様が木材・木材製品の合法性の確認をより円滑に行うために、以下のとおり「クリーンウッド法における合法性の確認（デュー・デリジェンス）手引き」（以下、「DD手引き」という。）を作成しました。

（本手引きの特徴）

- ・様々な通知等を1つにまとめ、できる限り他の資料を参照せずに利用可能。
- ・解説編2.1節で詳しく述べますが、合法性の確認を効率的かつ効果的に行うために、リスクベースアプローチを取り入れていること。

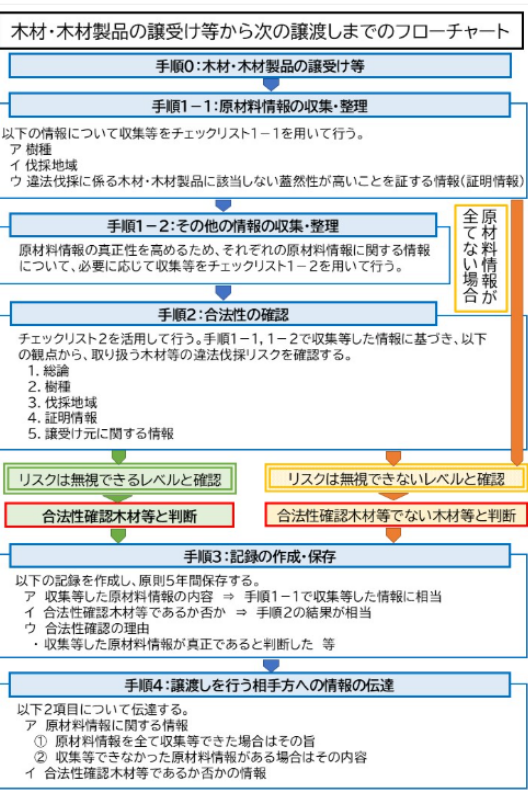
本手引きをそれぞれの事業者の状況や目的に合わせて活用ください。

[クリーンウッド法における合法性の確認（デュー・デリジェンス）手引き\(PDF：2007.04KB\)](#)

DD手引きの中には、合法性確認の手順を簡単に示したフローチャートやそこで活用できるチェックリストも作成しておりますので是非ご活用ください。

※チェックリストの活用は任意であり、木材等への添付や国への提出が求められるものではありません。

フローチャート



[フローチャート【PDF\(195KB\)】](#)

チェックリスト

フローチャートにあるチェックリスト1~3は次のページに掲載されています。



チェックリスト1-1: DD手引きP31
原材料情報として収集等すべき事項を整理したチェックリストです。

[【PDF\(63KB\)】](#)

[【Excel\(15KB\)】](#)



チェックリスト1-2: DD手引きP35
その他の収集等を検討すべき事項を整理したチェックリストです。

[【PDF\(73KB\)】](#)

[【Excel\(15KB\)】](#)



チェックリスト2: DD手引きP43
木材・木材製品の違法伐採リスクの確認に係る確認事項を整理したチェックリストです。

[【PDF\(137KB\)】](#)

[【Excel\(17KB\)】](#)

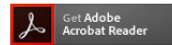
国産原木の合法性確認（デュー・デリジェンス）手引き

[国産原木の合法性確認（デュー・デリジェンス）手引きについて【外部リンク】](#) 

[クリーンウッド・ナビ問い合わせ窓口はこちら](#) ▶

▲ [クリーンウッド法などに関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」TOPへ](#) ▲

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



[関連リンク集](#)

[農林水産省
トップページへ](#)

林野庁

住所：〒100-8952 東京都千代田区森が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)
法人番号：4000012080002

[ご意見・お問い合わせ](#)

[アクセス・地図](#)

逆引き事典から探す

キーワードから探す

Google 提供

検索

林野庁について

お知らせ

政策について

申請・お問い合わせ

国有林野情報

ホーム > 分野別情報 > クリーンウッド・ナビ > リスク評価の参考になる関連情報提供サイト

クリーンウッド法の制度

お役立ち情報

クリーンウッドシステム

国別情報

登録制度

リスク評価の参考になる関連情報提供サイト

下記の合法性の確認の手引きのp.43「チェックリスト2 木材・木材製品の違法伐採リスクの確認に係る確認事項」に記載されている「確認内容」の確認に参考となる関連情報を提供している情報サイトを紹介します。

クリーンウッド法における合法性確認（デュー・デリジェンス）手引き(PDF：2,015KB)

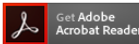
下表の「リスクの確認に係る情報」について、○印のついている情報サイトが関連情報を提供しています。

		情報提供サイト【外部リンク】									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
リスクの確認に係る情報		ドイツバーレーックス	森林カバレッジと合法性	ソーシング・マップ	ISOのリスク評価プラットフォーム	違法森林減少と関連取引リスク	オープン・デインバール・ポータル	グローバル・フォレスト・ウォッチ	腐敗認識指数	CO2 絶滅危険度 レットリスト	フェアウッド・パートナーズ
樹種	当該の樹種が、記載された伐採国又は地域に分布するものかどうか				○	○				○	
	伐採国又は地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種が含まれていないか	○		○	○	○					
	伐採国又は地域において違法伐採事例が知られている樹種が含まれていないか		○	○		○					○
伐採地域	伐採地に関するヒアリングや訪問調査の結果			○							
	伐採地の衛星データ						○	○			
証明情報	調達した木材等について、原材料となっている樹木が我が国又は伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する公的機関が発行した書類の取得の有無	○	○	○	○		○				
	伐採国の汚職・腐敗が行われている可能性					○			○		
	違法伐採対策に関する法令の整備状況	○	○	○							
	伐採国または地域における、違法伐採や違法行為等の有無		○	○	○	○					○
調達先に関する情報	調達した木材等について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係			○							

クリーンウッド・ナビ問い合わせ窓口はこちら

▲ クリーンウッド法などに関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」TOPへ ▲

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



逆引き事典から探す

キーワードから探す Google 提供

検索

林野庁について

お知らせ

政策について

申請・お問い合わせ

国有林野情報

ホーム > 分野別情報 > クリーンウッド・ナビ > 調査事業の成果等

クリーンウッド法の制度

お役立ち情報

クリーンウッドシステム

国別情報

登録制度

調査事業の成果等

平成27年度

平成28年度

平成29年度

平成30年度

令和元年度

令和2年度

令和3年度

令和4年度

令和5年度

令和5（2023）年度に実施した調査

① 木材流通における情報伝達状況調査報告書(PDF：2,081KB)

合法性確認に関する情報伝達が、木材取引の中でどのように実施されているか事業者を対象に調査しました。

② 違法伐採関連情報等の提供（生産国における情報調査）報告書(PDF：7,512KB)

木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、木材流通や関連法令に変化があった国・地域や我が国への輸入量が多い国・地域、違法伐採問題に関して重要な国・地域から、インドネシア、中国及びタイの3か国を選定し、調査しました。

分割版

1. 事業概要(PDF：575KB) 

2. インドネシア(PDF：2,605KB) 

3. 中国(PDF：1,711KB) 

4. タイ(PDF：4,196KB) 

(別冊資料) 違法伐採関連情報等の提供（生産国における情報調査）報告書(PDF：6,490KB) 

インドネシア共和国環境林業省 環境林業大臣通達「Standar dan Pedoman Pelaksanaan Sistem Verifikasi Legalitas dan Kelestarian.」（合法性及び持続可能性の認証システム実施に係る基準及びガイドライン）の仮訳を掲載しています。

③ 専門委員会の設置・運営報告書(PDF：18,239KB)

クリーンウッド法に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用を促進し、合法性確認の実効性の向上を図るため、合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会を設置しました。

令和4（2022）年度に実施した調査

① クリーンウッド法定着実態調査事業報告書(PDF：12,761KB)

クリーンウッド法の施行後、国産材の合法性に関して、国産材素材の調達、流通、加工を行う木材関連事業者（特に原木市場）、及び木材関連事業者に国産材素材を供給する素材生産事業者等を対象としたアンケート調査を実施しました。

② 生産国リスク情報活用に向けた調査・上巻（合法性確認の手引きの作成等）(PDF：24,958KB)

クリーンウッド法において木材関連事業者がリスクに基づき実施する合法性確認（デュー・デリジェンス）の手引きの作成、及びリスク評価に活用可能な統計情報やNGO等の調査結果のリスト化を実施しました。

分割版

本編(PDF：1,041KB) 

(巻末資料1) クリーンウッド法における合法性確認（デュー・デリジェンス）手引き(PDF：2,356KB) 

(巻末資料2) リスク評価関連情報提供サイトのリスト(PDF：1,038KB) 

(巻末資料3) 合法性確認の仮想事例.pdf(PDF：23,383KB) 

(巻末資料4) 事業者向け報告会の発表資料(PDF：5,718KB) 

③ 生産国リスク情報活用に向けた調査・下巻（先進事例調査）(PDF：2,060KB)

違法伐採対策の関連法令が整備されている国・地域の違法伐採リスク低減にかかる先進事例の情報を調査しました。調査対象国は、アメリカ、オーストラリア、EU、英国、ドイツであり、これらの国・地域は過年度に調査済みであったことから、過去の調査結果を踏まえ、追加的内容の調査を実施しました。

分割版

1. 事業概要(PDF：1,101KB) 

2. アメリカ(PDF：1,283KB) 

3. オーストラリア(PDF：1,326KB) 

4. 欧州連合（EU）(PDF：1,149KB) 

5. ドイツ(PDF：701KB) 

6. 英国(PDF：1,308KB) 

付属資料(PDF：1,167KB) 

⑥ 違法伐採関連情報の提供（生産国における情報調査）(PDF：20,309KB)

木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、木材流通や関連法令に変化があった国・地域や我が国への輸入量が多い国・地域、違法伐採問題に関して重要な国・地域から、カナダ（ブリティッシュ・コロンビア州）とオーストリアの2か国を選定し、調査しました。

分割版

1. 事業概要(PDF：851KB) 
2. カナダ(PDF：13,116KB) 
3. オーストリア(PDF：7,633KB) 
4. 関係法仮訳 (PDF：627KB) 

⑦ 流通木材の合法性確認システム構築事業報告書(PDF：14,979KB)

デジタル技術を活用し、流通過程で木材の合法性を効率的に確認、伝達するための仕組み（合法性確認システム）の具体的なシステム案を作成しました。

令和3（2021）年度に実施した調査

⑧ クリーンウッド法定着実態調査報告書(PDF：4,797KB)

（関連資料）合法性が確認できたとする第一種木材関連事業者(PDF：152KB) 

クリーンウッド法に基づく木材の合法性の確認等の取組について、定着状況を調査しました。令和3年度では素材生産事業者へのアンケート調査、木材関連事業者へのアンケート調査、建築建設事業者へのヒアリング調査を実施しました。

⑨ デジタル技術を活用した合法性確認推進事業報告書(PDF：4,388KB) （巻末資料(PDF：28.0MB)

デジタル技術を活用し、流通過程で木材の合法性を効率的に確認するための仕組み（合法性確認システム）の具体的な検討を行いました。

⑩ 違法伐採関連情報の提供（生産国における現地情報調査）(PDF：6,253KB)

木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、木材流通や関連法令に大きな変化があった国のうちベトナム、インドネシア、マレーシアの3か国を選定し、調査しました。

分割版

1. 事業概要(PDF：1,170KB) 
2. ベトナム(PDF：1,544KB) 
3. インドネシア(PDF：2,402KB) 
4. マレーシア(PDF：3,416KB) 

令和2（2020）年度に実施した調査

⑪ クリーンウッド法定着実態調査報告書(PDF：1,692KB)

クリーンウッド法に基づく登録制度に登録していない木材関連事業者を対象者として、合法性の確認やその情報の管理、譲り渡しの際の手続き等の実施状況を調査しました。

⑫ 海外情報収集事業報告書(PDF：29,994KB)

（生産国の現地情報収集について）

木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、近年、中国やベトナムから日本への製品輸入が増加している状況から、これらの国々に原料となる丸太等の木材を輸出していると思われるアフリカのカメルーン、ガボン、モザンビークの3か国を調査しました。

（先進事例の収集について）

違法伐採対策の関連法令が整備されている国のリスク低減に係る先進事例を調査しました。調査対象国は、改正レイシー法を持つアメリカ、違法伐採禁止法を持つオーストラリア、そしてニュージーランドの3か国を調査しました。

分割版

1. 事業概要(PDF：1,841KB) 
 2. カメルーン(PDF：2,596KB) 
 3. ガボン(PDF：3,610KB) 
 4. モザンビーク(PDF：8,076KB) 
 5. アメリカ(PDF：4,705KB) 
 6. ニュージーランド(PDF：3,532KB) 
 7. オーストラリア(PDF：4,447KB) 
- 巻末資料(PDF：11,112KB) 

⑬ 違法伐採関連情報の提供（掲載済み情報更新のための生産国における現地調査）報告書(PDF：5,757KB)

木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、木材関連法令や流通に変化があり情報の更新が必要な国として、カンボジア、ミャンマー、中国の3か国を調査しました。

分割版

1. 事業概要(PDF：1,827KB) 
2. カンボジア(PDF：3,439KB) 
3. ミャンマー(PDF：3,751KB) 
4. 中国(PDF：2,182KB) 

令和元（2019）年度に実施した調査

⑭ クリーンウッド法定着実態調査事業報告書(PDF：3,750KB)

木材関連事業者におけるクリーンウッドの認知度及び木材関連事業者による合法性確認の実施の定着状況等を調査しました。

⑮ 追加的措置の先進事例収集事業報告書(PDF：10,200KB)

クリーンウッド法に基づき、木材関連事業者が合法性の確認を行うにあたり、追加的な情報収集が必要となる場合があることから、木材関連事業者が効率的に追加的な情報収集ができるように、違法伐採対策に関する法制度がある国でのリスク低減に係る先進事例の情報の収集を実施しました。

分割版

1. 事業概要(PDF: 1,382KB) 
2. EU木材規則(PDF: 1,441KB) 
3. ドイツ(PDF: 2,910KB) 
4. イギリス(PDF: 2,590KB) 
5. オランダ(PDF: 2,115KB) 
6. フィンランド(PDF: 3,422KB) 
7. スウェーデン(PDF: 2,571KB) 
8. EU木材規則仮訳(PDF: 1,403KB) 
9. 巻末資料(PDF: 4,026KB) 

⑤ 生産国の現地情報収集事業（大洋州地域等）(PDF: 24,830KB)

木材等の合法性確認等の取組を実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集しました。調査対象国は、パプアニューギニア、ソロモン諸島、ロシア、ベトナム、中国の計5か国で、各国における木材流通状況、関連法令・許認可制度、その他参考情報等を収集しました。

分割版

1. 事業概要(PDF: 1,430KB) 
2. パプアニューギニア(PDF: 2,695KB) 
3. ソロモン諸島(PDF: 3,579KB) 
4. ロシア連邦(PDF: 3,270KB) 
5. ベトナム(PDF: 3,042KB) 
6. 中国(PDF: 3,296KB) 
- 巻末資料(PDF: 8,510KB) 

平成30（2018）年度に実施した調査

⑥ 生産国情報収集事業報告書（欧州地域等）(PDF: 17,235KB)

木材関連事業者が効率的に木材等の合法性確認等の取組を実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集しました。調査対象国は、ルーマニア、イタリア、エストニア、ラトビア、フィジー、南アフリカと、文献調査のみのフィンランド及びスウェーデンの計8か国であり、各国において木材流通状況、関連法令・許認可制度、その他参考情報等の収集を実施しました。

分割版

1. 事業概要(PDF: 885KB) 
2. ルーマニア(PDF: 1,811KB) 
3. エストニア(PDF: 3,627KB) 
4. ラトビア(PDF: 2,919KB) 
5. イタリア(PDF: 1,150KB) 
6. 南アフリカ(PDF: 2,448KB) 
7. フィジー(PDF: 1,957KB) 
8. フィンランド(PDF: 2,387KB) 
9. スウェーデン(PDF: 767KB) 

⑦ 生産国情報収集事業報告書（熱帯地域）

本編報告書(PDF: 24,628KB)

木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、熱帯地域の生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集しました。フィリピン、タイ、ブラジル、エクアドル、ラオスの計5か国を調査しました。

分割版

1. 事業概要(PDF: 543KB) 
2. フィリピン(PDF: 9,439KB) 
3. タイ(PDF: 4,007KB) 
4. ブラジル(PDF: 1,967KB) 
5. エクアドル(PDF: 1,588KB) 
6. ラオス(PDF: 3,159KB) 
7. 国内調査、調査委員会、事業者向け報告会(PDF: 6,441KB) 

別冊（英語）(PDF: 19,322KB)

上記のフィリピン、タイ、ブラジル、エクアドル、ラオスの調査にあたっては、各国の林業、木材産業に精通したコンサルタントに調査を依頼、その際提出された各国報告書（英語）を別冊として掲載します。

分割版

1. フィリピン(PDF: 9,903KB) 
2. タイ(PDF: 4,156KB) 
3. ブラジル(PDF: 1,857KB) 
4. エクアドル(PDF: 1,696KB) 
5. ラオス(PDF: 2,254KB) 

平成29（2017）年度に実施した調査

① 生産国情報収集事業報告書(PDF：17,060KB)

生産国における現地情報の収集を実施しました。マレーシア、インドネシア、ベトナム、中国、ペルー及びメキシコの6か国を調査し、各国の木材流通状況、関連法令・許認可制度、その他参考情報等を収集しました。

分割版

[1. 事業概要\(PDF：729KB\)](#) 

[2. マレーシア\(PDF：13,776KB\)](#) 

[3. インドネシア\(PDF：1,006KB\)](#) 

[4. ベトナム\(PDF：1,301KB\)](#) 

[5. 中国\(PDF：1,470KB\)](#) 

[6. ペルー\(PDF：1,290KB\)](#) 

[7. メキシコ\(PDF：1,000KB\)](#) 

[8. Web上への既往情報の整理\(PDF：413KB\)](#) 

平成28（2016）年度に実施した調査

① 違法伐採対策取組強化事業総括報告書.pdf(PDF：20,823KB)

我が国への木材・木材製品の輸出国である中国の違法伐採対策の現状を調査しました。また、認定合法木材供給事業者の合法性証明の取組現状及び課題についてアンケート調査を実施しました。

分割版

[本編\(PDF：906KB\)](#) 

[\(巻末資料1\) 中国における木材、木材製品の合法証明の確立に関する動向調査報告書（日本語版）\(PDF：4,101KB\)](#) 

[\(巻末資料2\) 中国における木材、木材製品の合法証明の確立に関する動向調査報告書（英語版）\(PDF：3,257KB\)](#) 

[\(巻末資料3\) 付属資料（関連法令、規則、政策文書、基準、ガイドライン）\(PDF：12,561KB\)](#) 

② 違法伐採対策・合法木材普及推進事業総括報告書(PDF：7,936KB)

民間企業・一般消費者等に対して違法伐採対策の重要性や合法木材の普及、合法木材の取組強化を実施しました。

平成27（2015）年度に実施した調査

① 違法伐採現地情報収集等事業報告書（要旨・序編）(PDF：989KB)

違法伐採に係る木材流通実態・事業者動向の現地情報の収集により、輸入業者が木材の取引において違法伐採木材を回避するための情報を収集しました。また、国内の事業者が取扱う木材の合法性リスクの評価に係る取組動向を調査しました。

② 違法伐採対策・合法木材普及推進事業総括報告書(PDF：28,524KB)

民間企業・一般消費者等に対して違法伐採対策の重要性や合法木材の普及、合法木材の取組強化を実施しました。

③ 「合法木材」の供給事業者に対する第三者による抽出調査報告書(PDF：16,886KB)

日本国内において、合法的に伐採された木材の供給体制の強化、利用拡大、需要喚起を図るため、国産材を中心とする「合法木材」の制度（主に分別管理と帳簿管理）の実施状況、合法木材の需要の状況等を調査しました。

クリーンウッド・ナビ問い合わせ窓口はこちら 

▲ クリーンウッド法などに関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」TOPへ ▲

公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

林野庁

住所：〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）代表番号へのお電話について
法人番号：4000012080002

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

逆引き事典から探す

キーワードから探す Google 提供

検索

林野庁について

お知らせ

政策について

申請・お問い合わせ

国有林野情報

ホーム > 分野別情報 > クリーンウッド・ナビ > その他の情報（関連サイトの紹介）

クリーンウッド法の制度

お役立ち情報

クリーンウッドシステム

国別情報

登録制度

その他の情報（関連サイトの紹介）

国内外におけるや森林保護や違法伐採等に関連する情報を掲載しています。

- 森林認証・CoC認証等
- ワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES））
- その他の参考情報

森林認証・CoC認証等

森林認証プログラムには、FM認証とCoC認証があります。FM認証は森林管理（FM：Forest Management）を認証するものであり、CoC認証は、FM認証された森林からの木材・木材製品の製造・加工流通過程（CoC：Chain of Custody）を認証するものです。世界中で様々な森林認証制度が運用されていますが、このうち大臣から指定を受けた者による制度の認証材であることを示す書類は、クリーンウッド法の原材料情報の証明書として使用することができます。

FSC®森林認証（外部リンク）

FSC®（Forest Stewardship Council®（森林管理協議会））は、非営利の国際会員制組織であり、1993年10月にカナダで26カ国130人の代表者によって創設されました。FSC認証の基準や方針はFSC国際本部（ボン/ドイツ）によって策定され、FSCに認定された認証機関がその基準等に基づいて世界各国における審査・認証を行っています。

PEFC™森林認証プログラム（外部リンク）

PEFC™（Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes™）は、非営利のNGO組織（PEFC評議会）が実施する森林認証プログラムです。PEFC評議会は1999年にパリで11カ国の代表者によって設立され、本部をスイスのジュネーブに設置されています。PEFCでは、世界各国がそれぞれの事情を考慮し策定した森林管理基準を、国際基準に適合させる相互承認システムを採用しています。

SGEC国際森林認証制度（外部リンク）

SGEC『緑の循環』認証会議（Sustainable Green Ecosystem Council）は2003年6月3日に発足し、同認証制度を日本の林業・木材産業界、学会、経済界、環境NPO等の参加のもとで創設しました。同認証制度は、我が国に相応しい国内の森林認証制度として開始されましたが、国際森林認証制度と比較検証を行って制度及び規格を抜本的に改正し、2014年7月にPEFCに加盟、2015年6月3日にPEFC国際認証制度との相互承認が認められました。また、森林認証プログラム以外でも、SGSの合法木材証明システム（VLTP：Validation of Legal Timber Programme）によるCoC認証を取得した輸出事業者が、船積の都度に、船積書類に当該木材が同システムのCoC認証材である旨を明記する方法も、合法性を証明する方法として考えられます。

SGSの合法木材証明システム（VLTP：Validation of Legal Timber Programme）（外部リンク）

SGS（Société Générale de Surveillance SA）は、ジュネーブ/スイスに本社がある検査、検証、試験及び認証サービスを提供する民間企業であり、貿易商品等の数量・品質等の管理、各国もしくは国際的な規格や規制等に対する適合性の認証等を行っています。SGSの認証を受けた製品は、SGSの認証マークを付けることができます。合法木材証明システム（VLTP：Validation of Legal Timber Programme）は、同社の世界森林監視プログラムの1つであり、当該木材の合法性と持続可能性を証明しています。

ワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES））

ワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES: Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora））は、野生動植物の特定の種が過度に国際取引に利用されることのないよう、これらの種を保護することを目的とした条約です。絶滅のおそれがあり保護が必要と考えられる野生動植物を附属書I、B、C.に分類し、附属書に掲載された種について、それぞれの必要性に応じて国際取引の規制を行うこととしています。

	附属書I	附属書B.	附属書C.
掲載基準	絶滅のおそれのある種で取引による影響を受けている又は受けるおそれのあるもの	現在は必ずしも絶滅のおそれはないが、取引を規制しなければ絶滅のおそれのあるもの	締約国が自国内の保護のため、他の締約国・地域の協力を必要とするもの
国際取引の規制内容	- 商業目的取引は禁止 - 学術研究を目的とした取引は可能 - 輸出国・輸入国双方の許可書が必要	- 商業目的の取引は可能 - 輸出国政府の発行する輸出許可書等が必要	- 商業目的の取引は可能 - 輸出国政府の発行する輸出許可書又は原産地証明書等が必要

また、ワシントン条約の下での決議や決定に基づき、常設委員会から特定の締約国に対して取引停止勧告が発出される場合があります。この場合、[条約事務局から通知（外部リンク）](#) がなされ、該当する締約国及び対象種については、国際取引を停止するよう勧告されています。

ワシントン条約や附属書掲載種の輸出入手続き等の詳細は、下記よりご覧になれます。

- ① [経済産業省ホームページ（外部リンク）](#) 
- ② [附属書に掲載されている植物種のリスト（外部リンク）](#) （リンク先ページの「条約文書」のうち、「ワシントン条約附属書（植物界）」をご覧ください。）

その他の参考情報

- ① [JICA-JAXA 熱帯林早期警戒システム（JJ-FAST）（外部リンク）](#) 
熱帯林における森林減少データの閲覧を行うためのウェブ上のシステムです。天候や雲に影響されず観測が可能なだいち2号（ALOS-2）LiバンドSAR（Scan SAR）データを用いています。
- ② [責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン（外部リンク）](#) 
2022年9月13日に、ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議において、日本政府として「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定・公表しました。
このガイドラインは、クリーンウッド法の基本方針における国が行う合法性確認木材等の流通及び利用促進のための措置にも盛り込まれています。
- ③ [フェアウッド・パートナーズ（外部リンク）](#) 
木材DD（デュー・デリジェンス）の情報提供やフェアウッド（伐採地の森林環境や地域社会に配慮した木材・木材製品）調達への移行に対するコンサルティング、海外における木材調達、違法伐採の現状、森林認証制度の普及についての調査などを行っている環境NGOの情報提供サイトです。
- ④ [違法伐採問題 | 外務省 \(mofa.go.jp\)（外部リンク）](#) 
外務省の違法伐採問題に関するページです。違法伐採問題の現状や国際的な議論について掲載されています。

クリーンウッド・ナビ問い合わせ窓口はこちら ▶

▲ クリーンウッド法などに関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」TOPへ ▲

公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

林野庁

住所：〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)
法人番号：4000012080002

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

逆引き事典から探す

キーワードから探す

Google 提供

検索

林野庁について

お知らせ

政策について

申請・お問い合わせ

国有林野情報

ホーム > 分野別情報 > クリーンウッド・ナビ > 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン

クリーンウッド法の制度

お役立ち情報

クリーンウッドシステム

国別情報

登録制度

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（林野庁ガイドライン）

政府はクリーンウッド法に先駆け、違法伐採対策として「[国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律](#)」（[外部リンク](#)）[（外部リンク）](#)（平成12年法律第100号）（通称「グリーン購入法」）に基づく、[環境物品等の調達の推進に関する基本方針](#)（[外部リンク](#)）[（外部リンク）](#)を改定し、政府が調達する木材・木材製品について、合法性、持続可能性が証明されたものとする措置を平成18（2006）年4月から導入しました。

また、上記の状況を踏まえ、木材・木材製品の供給者木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項等を取りまとめた「[木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン](#)」（PDF：[182KB](#)）[（外部リンク）](#)（通称：「林野庁ガイドライン」「合法性ガイドライン」）を平成18（2006）年2月に、林野庁が公表しました。

このガイドラインでは、合法性・持続可能性の説明方法として

- （1）森林認証制度及びCoC認証制度を活用した証明方法
- （2）森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法
- （3）個別企業等の独自の取組による証明方法

が示されています。

（参考）

[合法木材ナビ](#)（[外部リンク](#)）[（外部リンク）](#)

合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の普及推進に関するホームページです。

合法木材等のガイドラインや、合法性の証明方法、業界団体認定制度、認定事業者リストなどが掲載されています。

クリーンウッド・ナビ問い合わせ窓口はこちら

▲ クリーンウッド法などに関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」TOPへ ▲

公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

林野庁

住所：〒100－8952 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)
法人番号：4000012080002

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

About the Clean Wood Act

The Act on Promotion of Use and Distribution of Legally-harvested Wood and Wood Products (the Clean Wood Act) went into force on 20 May 2017. The Objective of the Clean Wood Act is to promote the use and distribution of wood and wood products made from trees harvested in compliance with the laws and regulations of Japan and the countries of origin.

1. [Act on Promoting the Distribution and Use of Legally Harvested Wood and Wood Products\(PDF : 134KB\)](#)
- [Outline of the Act Partially Amending the Act on Promotion of Distribution and Use of Legally Harvested Wood and Wood Products\(PDF : 239KB\)](#)

Contact Information

Wood Utilization Division, Forest Policy Planning Department, Forestry Agency

Email:cleanwood@maff.go.jp